長和町障がい者基本計画(第3次) 第7期長和町障がい福祉計画 第3期長和町障がい児福祉計画



令和6年3月 長和町



町長あいさつ

長和町では、平成30年に策定した「第2次長和町障がい者基本計画」に基づき、〜健康で笑顔あふれる安心なまちづくり〜を基本とした共生社会の実現に向け、障がい福祉施策を総合的に推進してまいりました。



この間、国においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の 改正、「障害者差別解消法」の改正、「障害者文化芸術活動推進法」の施行など、障がい者の社会 参加の推進や地域共生社会の実現に向けた環境の整備が進められてきました。

このような国の動向や高齢化の進む地域社会の変化、及び SDGs の観点で進められている「第2次長和町長期総合計画(後期)」を踏まえ、今後の障がい福祉施策に関する基本的な方針を定めた「第3次長和町障がい者基本計画」並びに、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の目標数値を設定した「長和町障がい福祉計画(第7期)」及び、障がい児の通所支援等を提供するための体制を確保する「長和町障がい児福祉計画(第3次)」を策定しました。

これからも、各推進施策とそれらの目標の関連付けを行い、「誰一人取り残さない持続可能 な町」の実現に向けた取組みを進めたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたって、長和町障害者計画等策定委員会においてご審議いただきました委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言、またアンケート調査にご協力をいただきました皆様や関係者の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

長和町長 羽田 健一郎

◆長和町障がい者基本(第3次)計画目次◆

はじめ	に											
	1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	• 1
	2	計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	2
	3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•		•	•	•	•	• 3
	4											• 3
	5	計画の進捗状況及び評価・・・・・・・・・・										• 4
												·
第1章		計画の基本的な方向										
	ß	障がい者を取り巻く状況										
		(1) 施策をめぐる国・県のこれまでの取り組み・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•		
		(2) 町の役割及び課題・・・・・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• ′	14
第2章	<u> </u>	長和町の障がい者の状況										
		(1) 障がい者の推移ほか・・・・・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• -	17
华〇辛	. =	は雨の其大のなみっち										
第3章	_	計画の基本的な考え方									,	20
	1	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
		各分野に共通する横断的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •									
	3	計画の基本的視点と施策体系・・・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• 2	23
第4章		計画推進のための分野別施策										
	1	差別解消、権利擁護の推進及び虐待防止										
		(1)権利擁護の推進、虐待の防止・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• 2	24
		(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・		•	•	•		•	•	•	• 2	24
		(3) 成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•		•	•	•	• 5	25
											_	
		安全・安心な生活環境の整備										
		(1) 住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	•	•	•	•	•	•	•	• 2	25
		(2) 移動しやすい環境の整備等・・・・・・・・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• 2	26
		(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	• •	•	•	• •	• •	•	•	•	• 2	26
	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	丰									
	_	(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上	-	•	•	•		•	•	•	• ?	7
		(2)情報提供の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
		(3) 意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・										
		(4) 行政情報のアクセシビリティの向上・・・・・										
		(サ/ JJ以IFTXU) アンレフノイの凹上 * * * * * *	- •	•	•	- '	•	•	-	•	٠ ۷	_ O

	4 防災、防犯等の推進	
	(1) 防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・23	
	(2)消費者トラブルの防止及び被害からの救済・・・・・・・・・・・29	9
	5 行政における配慮の充実	
	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等・・・・・・・・29	9
	6 保健・医療の推進	
	(1) 精神保健・医療の適切な提供等・・・・・・・・・・・・・2:	9
	(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療・・・・・・・・・・・・30	
	7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
	(1) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・30	0
	(2) 相談支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・3	1
	(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実・・・・・・・・・・・・3	1
	(4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実・・・・・・・・・・・3	1
	(5) 障がい福祉サービスの質の向上等・・・・・・・・・・・・3	2
	(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・3	3
	8 教育の振興	
	(1) インクルーシブ教育システムの推進・・・・・・・・・・・3	3
	(2)教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	3
	(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実・・・・・・・・・・・・34	4
	9 雇用・就業、経済的自立の支援	
	(1)総合的な就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・34	4
	(2)経済的自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・34	4
	(3) 障がい者雇用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・3!	5
	(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保・・・・・3!	5
	(5) 一般就労が困難な障がい者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	O 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
	(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備・30	6
1	1 総合的支援	
	(1)保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援・・・・・・・・30	6

第1章	. 5	長札町障かい福祉計画及び長札町障かい児福祉計画について
	1	計画策定の目的・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・3
	2	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間・・・・・・・・・・3
	3	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の点検と評価・・・・・・・・3
第2章	=	†画の基本的な考え方
	1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	2	障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方・・・・・・4 x
	3	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・
	4	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・
第3章	· 수	3和6年度からの成果目標 3・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1
		以果目標1】施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減・・4:
		は果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・4
		以果目標3】地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・
		以果目標4】福祉施設からの一般就労への移行等・・・・・・・・・・・4 s
		以果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・5:
		以果目標6】相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・5·
		以果目標7】障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築·50
	•,,	
第4章	障	章がい福祉サービスの概要と見込み量・確保方針(活動指標)
	1	『訪問系』サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	『日中活動系』サービス・・・・・・・・・・・・・・・・6
	3	『居住系』サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	『相談支援』サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5	『障がい児支援』サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第5章	: 进	也域生活支援事業の見込み量
	1	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	理解促進研修・啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	自発的活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5	成年後見制度関係事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6	意思疎通支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7	手話奉仕員養成研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・8
	8	日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・8
	9	移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8.
1	Ο	地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・

11	訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
12	日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
13	地域で安心して暮らすための安心生活支援事業・・・・・・・・・88
14	声の広報等発行事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
15	自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造助成事業・・・・・・・90
付属資料	
障がし)者に関するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・91
障がし	1児に関するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・112
障がし) 者等福祉施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・129
長和田	J障がい者計画等策定委員会要綱・・・・・・・・・・・・・・147
長和田	J障がい者計画等策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・149
計画第	策定のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150

第2次長和町障がい者基本計画(評価)

【平成28年度(2016)~令和5年度(2023)】

		現状と問題点 施策と事業		進捗及び評価
	力判加地水	が水で同趣派	旭水とず木	現状・実績・評価
1 厚	啓発・交流施策 			
	1 広報啓発活動の充実	障がいがあっても、なくても、誰でも社会、地域の 一員としてあらゆる活動に参加できることが、普通で	・障がいがあっても、なくても、誰でも社会、地域の 一員としてあらゆる活動に参加できることが、普通で あるという考え方の啓発を行います。 ・障がいや障がいのある人の正しい理解の周知を図り	○各種機会を通じて広報啓発活動(ポスター掲示・広
	2 障がい者等への配慮	■ 今後も、ノーマフイセーションの理念に基づさ、 がいや障がいのある人を正しく理解することが不可 であり、理念について広報啓発活動の充実を図ります。	障がい者やその家族等に対し、自立して生活を送るために必要なサービス等が、必要な時に利用できるよう、各種制度の内容・利用方法等について周知を図ります。 ・「広報ながわ」「町のホームページ」等を利用しながら障がい者等が利用できる制度の周知を図ります。	ホームページへの掲載、窓口手続きの際の配布により
	3 地域社会における交流活動の推進		障がい者と地域住民との交流を活発にするため、障がい関係の団体や事業所、社会福祉協議会等と連携しながら、様々な活動やイベント、行事等に気軽に参加できる体制づくりを行い、地域における交流活動を推進します。	ター(カフェ併設:運営は山の子学園共同村)の一体
	4 ボランティア活動の推進	障がいに関する理解を深めるためには、障がい者と地域住民との交流により、障がいを身近なものと感じることも重要です。 障がい福祉サービス事業所における地域との交流活動を推進するとともに、関係機関やボランティア団体と連携し、地域や学校等における交流活動を推進します。	幅広く行われているボランティア活動に対する支援を	○社会福祉協議会と地域の福祉関係者等と連携し、ボランティアの募集、周知、育成について引き続き支援を行います。
	5 障がい者ボランティアの育成		障がい者の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成に努めます。 ・ボランティアコーディネーターの養成を支援します。	○ボランティアコーディネーターの養成はできませんでした。引き続き関係団体と協力しコーディネーターの養成を支援します。

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価
生活支援施策			光似 天順 计侧
1 相談支援体制の充実	障がい者がサービスを自ら選択し利用するうえで、 障がいの程度、障がい者を取り巻く社会環境の変化に より、自らの意思で各種サービスを選択し、利用する ことが困難な場合が今後もあると思います。 必要な情報が障がい者やその家族等に的確に伝わるよ う、多様な提供手段や媒体、表現方法を用いた情報提 供・コミュニケーション手段の拡充に努めます。 また、障がい者やその家族等からの多様な相談に、	できる体制の充実に努めます。 ・定期的なケース検討会を実施し連携を図ります。 (暗がい福祉ネットワーク会議)	○基幹相談支援センター、相談支援事業所「とらいあんぐる」等連携を取りながら体制の充実を図っています。 ○毎月障がい者ネットワーク会議を開催し、行政、社事業所が連携し、ケース等検討、情報共有を図っています。
2 相談支援のネットワーク化	身近な場所で対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。障がい者が自立した生活を送るためにサービス利用は不可欠です。	相談支援のより効果的な利用のため、行政、相談支援事業所、障がい者当事者、支援団体、サービス提供事業者等の関係者による、上小圏域障害者自立支援協議会におけるネットワークの強化を図るとともに、適切なサービス提供に対しての検証を行っていきます。 ・上小圏域障害者総合支援センターと地域の相談事業	○上小圏域障害者総合支援センターを中心に地元の 談支援事業所、行政等と連携をしながら相談支援を 行っています。 また、上小圏域障害者自立支援協議会により、圏域 おける相談支援事業に対する評価を行い、公正な相
3 福祉サービスの充実	ノーマライゼーションの理念に基づき、在宅の障が い者が住みなれた地域で、また、在宅生活が困難な重 度障がい者が施設人所を利用しても、安心して暮らす		○毎月障がい者ネットワーク会議を開催し、行政、 祉事業所が連携し、ケース等検討、情報共有を図っ
4 地域移行のための施設整備の支援	ためには、各種福祉サービスは、利用者本位の考えに立ち個人の多様なニーズにこたえるため、必要サービス量の確保、質の高いサービスを提供するための基盤整備が不可欠です。 障がい福祉サービス事業所や支援施設等と連携し、相互に情報の共有を図りながら、サービス向上に向けた情報提供や業務の調整等を行い、ハード・ソフト両面からの支援の充実に努めます。	長期入院者や施設入所者の地域移行の推進や、住み 慣れた地域で生活している障がい者が、障がいの重度 化や家庭環境等の変化があったとしても、地域で自立 した生活を継続するための、生活の基盤となる「生活 の場(グループホーム等)」「社会参加の場」「相談	○毎月障がい者ネットワーク会議を開催し、行政、 祉事業所が連携し、ケース等検討、情報共有を図っ います。

5 障がい者雇用への理解と協力の啓発			○上小圏域自立支援協議会と連携し、就労関係機関と 連携し、就労支援、権利擁護、啓発活動を実施してい ます。
6 障がい者雇用の促進のためのネットワーク		ハローワークや上小圏域障害者総合支援センター等 就労関係機関との連携構築により、 事業者に対して障がい者を一定期間試行雇用し、相互 の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライア ル雇用制度や障がい者が働く場において、雇用の前後 を通じ障がい者と事業所の双方を支援する職場適応援 助者(ジョブコーチ)派遣事業の活用を促進し、合理 的な配慮のうえ障がい者雇用定着の促進を図ります。	ター(シェイク)、まいさぽ佐久等と連携し障がい者
7 福祉的就労の充実	障がい者の雇用の促進においては、それぞれの障がい者の意思や能力に応じた就労支援が必要であり、特に福祉的就労から一般就労への移行においては、企業、教育機関、施設等の関係機関の連携・協力が不可欠となっています。	一般成为が困難な障がい者の方々については、福祉的就労施設は障がい者の自立・社会参加には重要な柱となります。町内には福祉的就労を目的とした「長和町福祉企業センター」や、一般就労を希望する障がいる。	○長和町企業福祉センター及び、社会福祉法人樅の木福祉会と連携し就労の場の確保に努めています。 ○古町コミュニティセンター内に設置した「カフェ」の運営を山の子学園共同村へ指定管理として依頼をしたことで、障がい者の雇用の場の確保に努めました。 ○一般企業への就労については、上小圏域障害者就業・生活支援センター(シェイク)、ハローワーク、まいさぽ佐久など関係機関と連携し、就労支援をしています。

3 4	分野別施策 活環境施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価					
	障がい者が地域で安心して暮らせるように、災害時								
	1 防災・災害時の支援体制の充実	が機能しないという懸念があり地域の相互機能による 支援が大きな力となります。障がい者を含む災害時要 配慮者等に対して災害時や日頃の見守り等支援体制の	等の緊急時に備えて要配慮者等の把握と、地域の自主 防災組織(組織がない場合は行政区)や社会福祉協議 会、消防等が連携・協力をし、日頃から障がい者等を 含む要配慮者を見守る住民支え合いの支援体制の構築	○自主防災組織の設置率に努め、防災訓練の実施を 行っている。また、要支援者台帳を各機関と共有して います。					
	2 障がい者等に配慮した環境整備の啓発と促進	では、公共 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で		○古町コミュニティ施設、山の子学園共同村の併設建設により、地域共生社会の拠点整備と位置づけ、体制の整備を図っています。					
	3 公共施設等の環境整備		す。既存施設についてはまだまだバリアフリー化が行われていない施設があり、障がい者に配慮した施設環境を整えることに努めます。また、民間施設等へも障がい者に配慮した環境整備の啓発・促進に努めます。	公共旭畝寺総合官理計画及び個別旭畝計画により、以					
	4 障がい者にやさしい住宅の環境整備	一全に生活できる町づくりの視点から、誰もが利用しやすい環境整備(ユニバーサルデザイン)を図ることが重要です。	障がい者が常時使用する居室等の環境整備を希望する障がい者に対しては、「長和町障がい者にやさしい 住宅改良促進事業」利用により、整備のために必要な	○地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業におい					
	5 福祉有償運送の充実	障がい者が日常生活の中で通院及び社会参加をする うえで、障がい者に対する移動支援等は必要不可欠で す。 現在、障がい者等がバス・タクシー等の公共交通機	て、必要に応じ適切な指導、支援を行います。	○福祉有償運送運営協議会において、各事業者の運営を審査、指導等により、地域の交通弱者(障がい者等)の社会参加の機会や利便性の向上を図りました。					
	6 移動支援活用促進のための周知・啓発	関を単独で利用できない場合の対応として、町内外の 福祉有償運送事業者所により福祉的利用に対応するためのサービスを実施しています。	障がい者等が外出時に利用できる各種外出支援サービスの利用の周知啓発を行います。 ・手帳所持者の割引制度の周知 ・福祉サービスにおける移動支援の周知 (同行援護・移動支援事業等)	○障がい手帳等手続きの際、割引制度の説明をしています。○福祉サービスについては、関係機関と連携しサービス利用調整をしています。					

	分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価					
4 権利擁護施策	権利擁護施策								
1 障がい者に対	けする理解の啓発	現在、福祉サービス利用については、利用者本人の自己による選択・決定を基本としています。しかし、障がい者の中には自己による判断能力が不十分な方々もおり、近年、障がい者を巻き込んだ詐欺や虐待等、人権に係わる事件・事故が頻発しています。また、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月施行)の成立により、自治体の責務が定められました。よって、障がい者の地域移行や地域で安心して自立した生活の継続を図るため、障がい者の権利擁護に対する支援体制の充実は重要な課題です。	障がい者の人権尊重と権利擁護を図るため、地域住民への理解を深めるための啓発に努めます。	○権利擁護に関連する施策等の実施と周知により、障がい者に対する理解を深めるための啓発を行っています。○障がい者虐待防止センター、差別相談窓口を開設しています。					
2 障がい者のた	とめの権利擁護支援体制の整備	自己による判断能力が不十分な障がい者の基本的権 利を守り、地域で安心して佐廷を継続するには、障が	判断能力が不十分な障がい者が、地域でさまざまな福祉サービスを適切に利用できるよう、判断の能力に応じて利用できる制度の啓発と利用について関係機関と連携を図ります。 ・障がい者の権利擁護の普及啓発活動・成年後見制度の啓発・成年後見制度利用のための町長申立による利用支援・日常生活自立支援事業制度の啓発と利用支援を行います。	○社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業制度が利用できる体制が図られています。 ○成年後見制度が必要な障がい者及び、経済的困窮者が適切に利用できるよう成年後見制度に関する要綱を制定し、支援体制を整えており、町長申立による利用支援を行っています。 ○上小圏域において「権利擁護委員会」を設置し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(障害者虐待防止法)の研修、案件の検証を行っています。					
3 障がい者への)虐待に対する支援	利を守り、地域で安心して生活を継続するには、障がい者の権利擁護を推進するための支援体制の充実が不可欠であり、権利擁護行使のための支援体制整備が必要です。 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対す等に関する法律」(平成24年10月施行)の成立り、障がい者虐待に対する町の責務が定められたから、障がい者に対するあらゆる虐待の早期発力な保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保護、保		○毎年、長和町虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関と顔の見える関係性を築いています。○行政、医療、福祉関係機関と連携し、虐待の早期発見に努め、通報等に対しマニュアルの基づき早期対応に努めています。					

	分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価		
5	社会参加施策					
	1 社会参加の促進のための施策の充実	障がい者が特別な存在ではなく、一人の地域住民として尊重され、障がい者本人が自分らしい生活を選択・決定することができ、あらゆる場面で障がい者が社会参加の機会が得られるよう、地域住民の理解を深め障がい者の社会参加が図られる施策の充実が必要です。	障がい者が特別な存在ではなく地域住民として尊重され、あらゆる場面で社会参加ができるよう、障がいや障がいのある人の正しい理解を深めるための啓発を行い、障がい者が地域等の社会参加が容易にできるためのサービス等の周知、啓発と充実を図ります。 ・障がいや障がいのある人への正しい理解の周知を図ります。 ・利用できるサービス等の周知、啓発を行います。	○各種機会を通じて障がい者理解のための広報啓発活動(ポスター掲示・広報誌への掲載等)を図っています。 ○古町コミュニティ施設(カフェ併設)、山の子学園共同村の併設建設により、地域共生社会の拠点施設と位置づけ、社会参加促進のための体制整備を図っています。 ○障がい者等が利用できるサービスについて、福祉係関連施策資料を作成し、ホームページに掲載し周知を図っています。		
	2 スポーツ・文化活動等への参加促進	力維持増進に、文化活動は障がい者本人の趣味として 生活にうるおいを持たせ教養を高めるものです。 また、どちらも障がいのある人とない人とが交流 し、お互いに理解を深めるのに大きな役割を果たしま す。そして、障がい者自身が自己の存在を社会にア	障がい者が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設等の会場のバリアフリー化や人材確保、情報提供等の支援に努めるとともに、様々な機会を通して活動の成果を発表できる場の確保を図ります。文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障がい者の自立と社会参加を促すだけでなく、生活の質の向上につながるものです。また、スポーツ活動については、体力の向上、健康増進につながるという効果も期待できます。 障がい者が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、社会参加・生きがいづくりの支援に努めます。 ・各種スポーツ大会、文化活動等の情報周知や参加のための支援に努めます。	○関係者、関係機関へのスポーツ大会及び、文化活動等の情報を提供しています。 ○町の総合文化祭への芸術作品の出展等をしています。 ○令和4年度、5年度において優秀な成績を納めた方もいます。		

	分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価					
6 1	保健·医療施策								
	1 障がいの早期予防・早期発見のための施策の充実	障がいの発生には様々な要因があり、障がいの発症 時期も一人ひとりが全て異なり、障がいの早期発見・ 早期治療により重度化を防ぐことは、日常生活の質を 保つ上で非常に重要です。 このため、健康診査等の 機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早 期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関との連 携を強化し、安心して相談等ができる支援体制の確立 が必要です。	・子育て支援事業の充実を図ります。 ・関係機関との情報の共有化により精神疾患者の早期 発見に努めます。 ・治療等による経済的負担の軽減に努めます。	で美施しています。 ○乳幼児健診(4,7,10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳)において「気になる子」に対する相談の実施(心理発達相談委員)しています。 ○26年度11月より、子育て支援センターが立ち上がり、未就園児及びその親への支援を充実させています。 ○21年4月から高校卒業までの子どもと療育手帳B2所持者を(町単事業)、22年4月から、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を(県事業)福祉医療給付事業対象者として拡大し充実を図っています。また、30年8月より、高校卒業までの子どもに対して医療費の窓口完全無料化を実施しました。					
	2 関係機関との情報の共有化	談支援	努め適切な支援を図ります。						
	3 精神障がい者への正しい知識の普及、啓発	身体・知的障がいと比較して対応が遅れている精神障がい者への福祉サービス等の施策については、精神障がい者に対する福祉サービス等の充実が図られるようにはなってきていますが、精神障がい者への理解不足や、サービス提供事業者のサービス提供体制については、まだ十分でない現状があります。	精神障がい者に対する正しい知識の普及および啓発 のため、医療機関・相談支援事業者・保健所・担当係 等の連携を図り、正しい知識の普及と啓発を行いま す。 ・広報誌等を活用し精神障がい者への正しい知識の普 及を図ります。	○毎年、障がい者週間にあわせ広報等を活用し周知を					
	4 精神障がい者相談支援体制・施策の充実		では、 個位 リー ころを利用できるようになってはいますが、他の障がいと比較してサービス利用が進んでいない状況から、上小圏域総合支援センターを中心に町の相談支援事業所「とらいあんぐろ」等と連携をしたがら、 精神障がい者およびそ	○毎月障がい者ネットワーク会議を開催し、行政、福祉事業所が連携し、ケース等検討、情報共有を図っています。					

5 自殺予防相談窓口の啓発と相談支援体制の充実		日本の自殺による死亡者は毎年2万人を越えており、それ以降も依然として高い水準の数字が続いています。国も県も自殺予防対策に取り組んでいます。自殺をする方の多くが、うつ病をはじめとした心の病を抱えていたと考えられます。心の病の多くは、専門医療機関を受診することにより治療が可能で、早期発見・早期治療、そして周囲予防につながります。本人や家族だけで悩みを抱え込まないことが大切です。うつ病等、心の病に対する相談支援体制の充実を図ります。・地域における相談窓口の周知、相談支援体制、医療機関との連携を図ります。	ち上げ、保健福祉事務所や消防署、病院、地域の団体 などの関係者による自殺予防対策の取組みを行ってい
6 医療的ケアを要する障がい児(者)に対する支援の ための関係機関との協議	全国的に、医療技術の進歩等を背景として、長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増えています。 このため、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、町は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備について、必要な措置を講じていきます。	医療的ケアを要する障がい児(者)の支援に関し、 保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図っ ていきます。 ・圏域における「医的ケア児(者)支援検討委員会」 の協議を進めます。	○上小圏域自立支援協議会において協議されており、 支援体制の構築を図っています。

	分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価
7	障がい児療育施策			
	1 障がい児支援体制の構築と充実		実(圏域取組項目) ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(圏域取	○地域子ども支援会議を設置し、子どもの支援について、課題・情報共有を図っています。○町内に、放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問事業所の開設に繋がりました。
	2 発達障がい児への療育の充実	保育、教育等の関係機関との連携を強化していくとともに、横断的・一体的に取り組むことが求められています。	発達障がいは、障がいがあるように見えないために、その困難さが周囲にはわかりづらく、本人の性格や成長過程の一場面などとして深く問題視されないなどの特徴があります。子ども自身や保護者が抱える課題や悩みについて、周囲から理解されないことにより、社会生活に様々な困難を生じている状況があります。支援をしていくにあたり、専門的な知識が必要になるため、保育士等への研修、必要に応じて関係機関による対応や専門的なアドバイスにより、サービスの充実向上に取り組んでいきます。・児童発達支援センターの活用等により療育支援の充実(圏域取組項目)・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(圏域取組項目)	す。
		I		Wilder and the second second
	分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価 現状・実績・評価
8 á	総合的支援施策			
	1 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援	障がいのある子どもから大人まで、支援が必要な障がい者やその家族が地域で安心して生活を送るには、専門性を持った各機関や地域住民が協力・連携を深め、障がいの内容、性別、年齢に応じた総合的支援体制を構築する必要があります。 総合的支援体制の確立・充実により、長和町の基本施策である、『健康で笑顔あふれる安心なまちづくり』の実現につながります。	トワーク化により、障がい者等に対して総合的支援を	○障がい者基本計画および障がい福祉計画に沿った障がい福祉施策の実施により障がい者等への総合的支援を実施しています。

長和町障がい者基本計画(第3次)



令和6年3月 長和町

はじめに

1 計画策定の趣旨

国や県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、それぞれ「障害者基本計画」「長野県障がい者プラン」が策定されています。

また、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」を施行し、発達障がい者の支援の充実を推進するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を平成30年4月に施行し、障がい者の地域生活支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化への対応を推進することとしています。

長和町の障がい者福祉においても、「長和町障がい者基本計画」および「長和町障がい福祉計画」を策定し、多様化する障がい者の福祉の推進に努めてきました。

この計画は、現行の計画が令和5年度で最終年度を迎えることから計画の見直しを行い、町民の一人ひとりが、障がいの有無に関わらず、共生社会を目指すため、令和6年度から令和11年度までを新たな計画期間として、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを図る計画を策定するとともに、「長和町障がい福祉計画(第7期)」及び児童福祉法の改正により新たに策定を義務付けられた「長和町障がい児福祉計画(第3期)」についても一体的に策定し、障がい福祉施策の総合的、計画的かつ効率的な推進を図ります。



2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、長和町の上位計画である第2次長和町長期総合計画(※1)の町の将来像 "健康で笑顔あふれる安心なまちづくり"を実現するための計画として位置づけます。

なお、障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係については次のとおりです。

障害者基本法第11条第3項(※2)に基づく「長和町障がい者基本計画」(長和町は令和6年3月策定)は障がい者施策全般の基本的な計画とし、障害者総合支援法第88条第1項(※3)に基づく「障がい福祉計画(第7期)」及び児童福祉法第33条の20(※4)に基づく「障がい児福祉計画(第3期)」(長和町は令和6年3月策定)は、障害者基本計画の中の生活支援施策についての実施計画的なもので、数値目標を掲げて策定をします。

※1 第2次長和町長期総合計画

総合計画は地方自治法の規定に基づき、町の将来の目標と施策の大綱を明らかにするとともに、これからのまちづくりにおける住民の共通目標や町政の基本的な施策方針を定め、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的として作成されたもので、まちづくりの根幹に位置するものです。

※健康で笑顔あふれる安心なまちづくり(保健・医療・福祉・子育ての充実)障がい者が 地域で安心・安全に暮らすためには、「生活の場」「就労の場」「社会参加の場」「相談 の場」の充実が必要です。地域社会で安心して生活できるための福祉サービス等の整備・ 充実を一層図ります。

※2 障害者基本法第11条第3項

(障害者基本計画等)

第11条3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、 当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に 関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。 ※3 障害者総合支援法第88条第1項

(市町村障害福祉計画)

第88条1 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

※4 児童福祉法第33条の20

(市町村障害福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の期間

障がい者基本計画は令和6年度を初年度として、令和11年度までの6年間とします。 障がい者基本計画の見直しについては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直 し時期(3年に1度)に合わせながら、実情を踏まえ必要な見直しを行います。

Н	Н	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R
29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			第2次	長和町長	期総合記	画				第	3次長和	J ET
			平成2	9年度~	令和8年	度				長	期総合計	画
				長	0町地域	福祉計画			第2	次長和町	地域福祉	計画
				令和:	2年度~	令和7年	度		令和	8年度~	令和13	年度
		第2岁	マ障がい	省基本計	画			第3%	に障がい	省基本計	曲	
		平成2	8年度~	令和5年	度			令和6	年度~令	和11年	度	
	障が	い福祉計	<u>†</u> ■ \	障力	い福祉言	+画 \	障が	い福祉計	·	障か	い福祉言	┢⊞ \
	(第5期)	\		(第6期)	\	(第7期)		(第8期)	\
	障が (ハ児福祉	計画	障が	ハ児福祉	計画	障がし	1児福祉		障がし	/儿児福祉	計画
	(第1期)	/		第2期)	/	(第3期)			第4期)	
	平成30	0年度~令	和2年	令和3:	年度~令和	5年度	令和6年	度~令和	3年度	令和9年	 度~令和 1	1 年度 /
		-							/			

4. 計画の策定・点検及び評価体制

この計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族などの当事者、障がい者団体の意見を反映させるために「長和町障害者計画等策定委員会」を設置し、関係者の意見を反映させ計画の策定に努め、策定された計画については、関係部局と連携し施策を進めるとともに、障害者自立支援協議会及び関係者等の意見を求めながら、本計画の点検・評価を行い計画の推進を行います。

長和町障がい者基本計画(第3次)

第1章 計画の基本的方向

障がい者を取り巻く状況

(1) 施策をめぐる国・県のこれまでの取り組み

(国における主な取り組み)

国における障がい者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、 昭和 45(1970)年に制定された心身障害者対策基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に 端を発することとなります。

同法は、心身障がい者対策の総合的推進を図ることを目的として、心身障がい者の福祉に関する施策の基本となる事項等を定めており、心身障がいがあるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を「心身障がい者」と位置付けていました。

平成5(1993)年、同法は障害者基本法(以下「基本法」という。)に改正され、従来の心身障がい者に加え、精神障がいにより長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障がい者」と位置付けられることとなった。さらに、法の目的も、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に改められました。

その後、平成 16(2004)年の改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されるとともに、中央障害者施策推進協議会が創設されました。さらに、多くの障がい当事者の参画の下で検討が進められた平成 23(2011)年の改正では、平成 19(2007)年に我が国が署名した障がい者の権利に関する条約(以下「条約」という。)の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として、障害者政策委員会が新たに設置されました。

この基本法に基づき、平成 25(2013)年9月には「障害者基本計画(第3次)」、平成 30 (2018)年3月には「障害者基本計画(第5次)」(以下「本基本計画」という。)の前身に当たる「障害者基本計画(第4次)」(以下「旧基本計画」という。)が閣議決定された。旧基本計画は、我が国が条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示されており、本基本計画の策定に至るまでの間、障害者政策委員会における実施状況の監視を経ながら、それぞれの施策分野で着実に取組が進められてきま

した。

また、令和4(2022)年5月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思 疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障がいによる情報の取得及び 利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号。以下「障 がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が制定さ れ、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとさ れました。

(県における主な取り組み)

長野県では、「障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として『居場所と出番』を見出すことができる社会」の実現を理念に掲げた「長野県障がい者プラン 2012」(平成 24 年 3 月)を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

平成30年3月、県は「長野県障がい者プラン2018」を策定し、「全ての県民が理解を深め支えあう「心のバリアフリー」を推進」、「地域で安心して暮らせる自立生活への支援」、「生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進」を基本的視点として、今後、6年間に取り組むべき障がい者福祉施策の推進の方向性を示しており、計画に盛り込みました各施策を着実に実施し、「障がいのある人もない人もともに生きる長野県」の実現を目指して取り組んでいます。

(2) 町の役割及び課題

①障がいへの理解の促進・ニーズに対応するサービス利用

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら安心して日常生活や社会生活を送るためには、社会的障壁となるような施設や設備、制度、慣習、文化などについて、個人や社会が一層の理解を深めていかなければなりません。 障がい者等への意向調査では、障がい者、障がい児の保護者、健常者のいずれにおいても、障がいへの理解が不十分であり、心のバリアフリーの推進が最重要課題であると感じていることが明らかになっており、本町の最重要課題として引き続き地域住民への障がいに対する意識啓発を促進していく必要があります。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、 身近な地域で相談支援を受けられる体制が整っていたり、平時のみならず災害時や緊 急時においても医療的ケアを始めとする必要な支援が受けられたり、施設や建物、道 路や住環境などのハード面でのバリアが取り除かれていたりと、地域のあらゆる環境 が丸ごと障がいのある人に対する福祉的視点で形成されていることが望まれます。

障がいのある人の困りごとを解決していけるよう様々な支援制度が用意されていますが、障がいのある人の相談に応じることは、そうした支援に結び付けるための入り口にあたるため、非常に重要な支援の一つです。障がい福祉サービスを始めとする各種支援制度は、町民に最も身近な基礎自治体である市町村が実施主体となっているため、上小圏域障害者総合支援センターや相談支援事業者と連携しながら、相談支援体制の確保・拡充を進めていくことが必要です。

②高齢化による地域共生社会

町の高齢化は切実な問題です。身体・知的・精神の障がい手帳の所持者のうち、令和4年度末の状況から、65歳以上の人の割合が69.8%を越えています(485人中339人)。

障がいの特性や年齢など、個々に応じた「生活の場」「社会参加の場」「相談の場」など地域で暮らすための支援の充実、医療・介護等の連携が重要です。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域づくりである地域共生社会を目指していく必要があります。

③社会で暮らしていく理解の促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人とない人が、お互いに障がいの有無にとらわれることなく、社会で暮らしていくことが日常となるように理解促進に努めます。また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がいなど、より一層の理解が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいについて、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図っていきます。

4 障がい者の権利擁護

障がい者の権利擁護、社会参加等の機会の拡大のための環境整備が進められ、福祉サービスの利用は自己による選択・決定を基本としております。しかし、障がい者の中には判断能力が不十分な方々もおり、障がい者を巻き込んだ詐欺や虐待等、人権に係る事件・事故の発生がみられることや、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の施行等、障がい者の権利擁護に対する体制整備が進む中にあっても、各地の障がい者施設や事業所における、利用者への虐待や権利侵害の事案が発生しており、すべての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重される存在であり虐待や権利侵害を根絶するための不断的な取り組みが求められています。

⑤障がい児支援の体制整備

重症心身障がい児や医療的ケアの必要な児童は、外出手段や看護師等の支援者の配置を考慮する必要があることなど、特別な支援が必要となるため、関係機関と連携し支援体制を整備していく必要があります。障がい児の保護者向けの意向調査において、進学先として地域の小中学校等を希望する傾向が強いことが明らかとなりました。障がい児に対しては、身近な地域でその子にあった支援と療育が 18 歳まで切れ目なく一貫して行われ、障がいの程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図るための支援が受けられることの重要性が高まっています。そのため、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、持てる力を最大限に伸ばすことができるよう、また、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するとともに、障がい特性に応じた利用形態や施設な

どの整備、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が求められています。

第2章 長和町の障がい者の状況

(1) 障がい者の推移(手帳の所持者数) (数字は障害者統計 各年度 3月31日現在)

年度	10	身体障がし		ハ者(児) 知的障がし		精神障がい者		合	計
十 	年度 人口	人数(人)	率 (%)	人数(人)	率 (%)	人数(人)	率 (%)	人数(人)	率 (%)
H29 年度	6,190	409	6.6%	68	1.1%	53	0.9%	530	8.6%
H30 年度	6,088	398	6.5%	66	1.1%	55	0.9%	519	8.5%
R1 年度	5,934	390	6.6%	68	1.1%	57	1.0%	515	8.7%
R2 年度	5,870	375	6.4%	67	1.1%	59	1.0%	501	8.5%
R3 年度	5,776	365	6.3%	65	1.1%	63	1.1%	493	8.5%
R4 年度	5,702	351	6.2%	66	1.2%	68	1.2%	485	8.5%

(2)障害程度区分認定状況

(令和5年3月31日現在) 単位:人

区分	一次判定者	1	2	3	4	5	6	計
身体	1	0	0	0	0	0	6	7
知 的	10	1	3	4	5	5	10	38
精神	8	0	2	2	2	1	0	15
難病	0	0	0	0	0	0	1	1
計	19	1	5	6	7	6	17	61

(3-1)年度別 身体障がい者(児)数 【身体障害者手帳交付者数】 単位:人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
H29 年度	77	46	79	138	42	27	409
H30 年度	76	41	76	133	44	28	398
R1 年度	78	40	72	130	39	31	390
R2 年度	80	39	64	125	36	31	375
R3 年度	79	41	66	114	35	30	365
R4 年度	74	44	61	111	33	28	351

(3-2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別・性別・級別身体障がい者(児)数(令和5年3月31日現在) 単位:人

区分					合	計						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	男	女			
0~5歳	1	0	0	0	0	0	1	1	0			
6~14 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
15~17歳	1	1	0	0	0	0	2	1	1			
18~19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
20~39歳	1	თ	3	1	0	1	9	6	3			
40~49歳	2	1	1	1	4	1	10	7	3			
50~59歳	5	4	3	3	2	1	18	0	9			
60~64 歳	7	თ	6	6	0	3	25	15	10			
65~74歳	13	14	13	29	12	8	89	56	33			
75 歳~	44	18	35	71	15	14	197	70	127			
計	74	44	61	111	33	28	351	165	186			

②障がい種別 (令和5年3月31日現在)

単位:人

総数		障	が い 種	1 別	
邢心 女义	視覚	聴覚	ろうあ者	肢体不自由	内部障がい
351	18	36	0	186	111

(4-1)年度別 知的障がい者(児)数 【療育手帳交付者数】 単位:人

	A 1(重度)		A2(中度)		B1(中度)		B2(軽度)		
区分	18 歳未	18 歳以	18 歳未	18 歳以	18 歳未	18 歳以	18 歳未	18 歳以	合 計
	満	上	満	上	満	上	満	上	
H29年度	2	17	0	2	0	23	3	21	68
H30年度	1	17	0	2	1	22	2	21	66
R 1 年度	1	17	0	2	1	24	1	22	68
R2年度	0	19	0	2	1	23	1	21	67
R3年度	0	19	0	2	1	22	1	20	65
R4年度	0	19	0	2	2	22	1	20	66

(4-2) 療育手帳所持者の状況

①年齢別・性別・級別知的障がい者(児)数(令和5年3月31日現在)

	甲位:人	
	女	
)	0	
	1	
	0	

区分							
	Α1	A2	B1	B2	計	男	女
0~5歳	0	0	0	0	0	0	0
6~14歳	0	0	2	0	2	1	1
15~17歳	0	0	0	1	1	1	0
18~19 歳	0	0	0	0	0	0	0
20~39 歳	10	2	5	8	25	14	11
40~49 歳	3	0	5	6	14	11	3
50~59 歳	1	0	3	0	4	2	2
60~64 歳	1	0	4	3	8	6	2
65~74 歳	4	0	5	3	12	5	7
75 歳~	0	0	0	0	0	0	0
計	19	2	24	21	66	40	26

(5-1) 年度別 精神障がい者(児)数 【精神保健福祉手帳交付者数】 単位:人

区分	1級	2級	3級	合計
H29 年度	31	20	2	53
H30 年度	32	21	2	55
R 1年度	33	21	3	57
R 2年度	34	22	3	59
R 3年度	38	21	4	63
R 4年度	39	24	5	68

(5-2) 精神保健福祉手帳所持者等の状況

①年齢別・性別・級別精神障がい者(児)数(令和5年3月31日現在) 単位:人

区分	合 計									
	1級	2級	3級	計	男	女				
18~19歳	0	0	0	0	0	0				
20~39 歳	6	4	1	11	5	6				
40~49 歳	7	2	0	9	З	6				
50~59 歳	10	9	2	21	14	7				
60~64 歳	7	2	2	11	6	5				
65~74 歳	7	6	0	13	6	7				
75 歳~	2	1	0	3	1	2				
計	39	24	5	68	35	33				

(5-3) 自立支援医療(精神通院)対象者(児)数 (令和5年3月31日現在)単位:人

区分	男	女	≣†
0~5 歳	0	0	0
6~14歳	0	0	0
15~17歳	0	1	1
18~19歳	0	0	0
20~39 歳	8	18	26
40~49 歳	0	8	17
50~59 歳	19	8	27
60~64 歳	5	6	11
65~74 歳	8	15	23
75 歳~	1	2	3
計	50	58	108

(6) 障がい者(児) 別福祉サービス利用の状況

①サービス利用別状況 (令和5年3月利用分)

単位:人

ייע אוינית נדיור ביי ביי ביי ביי ביי ביי ביי ביי ביי בי			= 世・八		
種別	身体	知的	精神	難病	計
居宅介護(ホームヘルプ)	0	2	4	0	6
重度訪問介護	0	1	0	0	0
行動援護	0	3	0	0	3
重度障害者等包括支援	0	1	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0
療養介護	2	1	0	0	3
生活介護	2	14	2	1	19
短期入所	0	1	1	0	2
施設入所支援	2	7	0	1	10
共同生活援助(GH)	0	5	1	0	6
自立生活援助	0	0	1	0	1
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
自律訓練(生活訓練)	0	0	1	0	1
就労移行支援	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	1	16	3	0	20
就労継続支援B型	4	4 3	6	0	13
(企業センター分)	4	5	O	O	13
計画相談支援(者)	7	38	15	1	61
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	3	2	0	5
児童発達支援	0	1	0	0	1
保育所等訪問	0	1	0	0	1
放課後等デイサービス	0	1	0	0	1
計画相談支援(児)	0	3	0	0	3

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

最上位計画である「第2次長和町長期総合計画」においては、「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ輝く 美しの郷」を将来像として掲げています。 平成 28 年度に策定した「第2次長和町障がい者基本計画」においては、障がいのある人も無い人も、みんなが互いのことを大切にして、みんなで助け合い誰もが社会を構成する一員として、地域で暮らすため「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとに、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活が送れることを実現するためを目指してきました。

「第3次長和町障がい者基本計画」においても、従来の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を継承すると共に、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めるものとします。

2 各分野に共通する横断的視点

- ○共生社会の実現に資する取組の推進
- ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ○障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ○障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- OPDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

3 計画の基本的視点と施策体系

長和町障がい者基本計画(第2次)及び国の障害者基本計画(第5次)を基に、本計画の基本理念を実現するため、分野別の現状と課題及びそれぞれに対する町の施策の方向性について11に分野に分類して体系化しました。

	施策分野	基本的施策
1 差別の解消、権利擁護の 推進及び虐待の防止	(1)権利擁護の推進、虐待の防止	
		(2)障がいを理由とする差別の解消の推進
	(3) 成年後見制度の利用促進	
		(1)住宅の確保
2 安全・安心な生活環境の 2 整備		(2)移動しやすい環境の整備等
	(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	
情報アクセシビリティの 3 向上及び意思疎通支援の 充実		(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上
		(2)情報提供の充実等
		(3)意思疎通支援の充実
	(4)行政情報のアクセシビリティの向上	
4 防災	防災、防犯等の推進	(1)防災対策の推進
	を	(2)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5	行政における配慮の充実	(1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
6 保健・医療	见碑。 医康办推准	(1)精神保健・医療の適切な提供等
		(2)障がいの原因となる疾病等の予防・治療
		(1)意思決定支援の推進
		(2)相談支援体制の構築
7	自立した生活の支援・意	(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実
'	思決定支援の推進	(4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実
		(5) 障がい福祉サービスの質の向上等
		(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保
		(1)インクルーシブ教育システムの推進
8 教	教育の振興	(2)教育環境の整備
		(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実
9 雇用・就業の支援		(1)総合的な就労支援
	雇用·就業、経済的自立	(2)経済的自立の支援
		(3)障がい者雇用の促進
	0.7文1及	(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
		(5)一般就労が困難な障がい者に対する支援
10	文化芸術活動・スポーツ	(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に
	等の振興	向けた社会環境の整備
11	総合的支援	(1)保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援

第4章 計画推進のための分野別施策

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

○現状と課題

現在、福祉サービス利用については、利用者本人の自己による選択・決定を基本としています。しかし、障がい者の中には自己による判断能力が不十分な方々もおり、近年、障がい者を巻き込んだ詐欺や虐待等、人権に係わる事件・事故が頻発しています。また、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24年 10月施行)の成立により、自治体の責務が定められました。よって、障がい者の地域移行や地域で安心して自立した生活の継続を図るため、障がい者の権利擁護に対する支援体制の充実は重要な課題です。

○施策と事業の展開

障がい者の人権尊重と権利擁護を図るため、地域住民への理解を深めるための啓発に努めます。判断能力が不十分な障がい者が、地域でさまざまな福祉サービスを適切に利用できるよう、判断の能力に応じて利用できる制度の啓発と利用について関係機関と連携を図ります。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

○現状と課題

自己による判断能力が不十分な障がい者の基本的権利を守り、地域で安心して生活を継続するには、障がい者の権利擁護を推進するための支援体制の充実が不可欠であり、権利擁護行使のための支援体制整備が必要です。

○施策と事業の展開

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24 年 10 月施行)の成立により、障がい者虐待に対する町の責務が定められたことから、 障がい者に対するあらゆる虐待の早期発見や適切な保護、虐待防止に関する住民への 啓発活動について、長和町虐待防止連絡協議会、上小圏域成年後見支援センター等、 関係機関との連携による支援の充実を図ります。

- ・障がい者の虐待防止についての啓発を図ります。
- 長和町虐待防止連絡協議会、上小圏域成年後見支援センターと連携を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

○現状と課題

人口は減少傾向にある一方で、高齢者や認知症、知的障がいのある人や精神障がいのある人といった認知機能や判断能力が不十分な人は増加傾向にあります。こうした判断能力が不十分な者の権利利益を保護するため、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度の適切な利用を促進する必要があります。国においても、平成28年に「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

○施策と事業の展開

障がいのある人の成年後見制度の利用を促進するため、上小圏域成年後見支援センターを中心に、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度の 周知を図ります。

また、親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない高齢者や障がいのある 人については、町長申立を活用して支援します。

2 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住宅の確保

○現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、公共施設をはじめ障がい者が利用する施設や自宅のバリアフリー化が不可欠であり、バリアフリー化は障がい者の社会参加の機会を促進するためにも必要です。

また、障がい者だけに限らず誰もが地域で安心・安全に生活できる町づくりの視点から、誰もが利用しやすい環境整備(ユニバーサルデザイン)を図ることが重要です。

○施策と事業の展開

1) 障がい者等に配慮した環境整備の啓発と促進

障がい者が地域の中で安心・安全に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、生活空間のバリアフリー化等ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを推進します。

2) 公共施設等の環境整備

公共施設の整備の際にはバリアフリー化を推進します。既存施設についてはまだまだバリアフリー化が行われていない施設があり、障がい者に配慮した施設環境を整えることに努めます。また、民間施設等へも障がい者に配慮した環境整備の啓発・促進に努めます。

3) 障がい者にやさしい住宅の環境整備

障がい者が常時使用する居室等の環境整備を希望する障がい者に対しては、「長和 町障がい者にやさしい住宅改良促進事業」利用により、整備のために必要な費用の 一部を補助し、日常生活の一部を自力で行えるようになることで、介護負担の軽減 と障がい者が自宅での生活が継続できるよう支援します。

• 長和町障がい者にやさしい住宅改良促進事業の周知

(2) 移動しやすい環境の整備等

○現状と課題

障がい者が日常生活の中で通院及び社会参加をするうえで、障がい者に対する移動 支援等は必要不可欠です。

現在、障がい者等がバス・タクシー等の公共交通機関を単独で利用できない場合の対応として、町内外の福祉有償運送事業者により福祉的利用に対応するためのサービスを実施しています。

〇 施策と事業の展開

1) 福祉有償運送の充実

社会参加の機会や利便性の向上を図るため、福祉有償運送の周知と、安全安心の福祉有償運送のための福祉有償運送提供事業者に対する運営の適正化について、必要に応じ適切な指導、支援を行います。

2) 移動支援活用促進のための周知・啓発

障がい者等が外出時に利用できる各種外出支援サービスの利用の周知啓発を行います。

- 手帳所持者の割引制度の周知
- 福祉サービスにおける移動支援の周知(同行援護・移動支援事業等)

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

○現状と課題

介護が必要な高齢者や障がいのある人(移動困難者)の移動手段は、タクシーや自家用車などの個別輸送手段への依存が高い状況であり、今後も障がいのある人や介助者の高齢化の進展に伴い、移動困難な人の増加が見込まれます。また、平成31年の「バリアフリー新法」改正では、市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度が創設され、基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しが努力義務とされました。総合的な「バリアフリー化」を推進していくためには、これまで以上に、庁内での分野横断的な連携を図っていく必要があります。

○施策と事業の展開

交通事業者や他部局と連携して、障がいのある人の利用に配慮した公共交通の確保・ 維持を図るとともに、利用環境の改善などを通じて利便性の向上に努めます。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

○現状と課題

インターネットの急速な普及をはじめ情報通信技術(IT)のめざましい発展により、すべての人々がその生活、仕事の面において日常的に情報通信機器を利用する機会が増大しています。一方、高齢化が急速に進展する中、高齢者・障がいのある人が情報通信機器及びサービス等を利用する機会も急速に増えてきており、これらを利用するにあたって、障がいや心身の機能の状態にかかわらず、情報通信機器及びサービス等を円滑に利用できるようにしていくことが課題になっています。このような社会の変化に対応するため、情報通信機器及びサービス等をあらゆる利用者に使いやすいものにすることは、利用者はもとより、提供者にとっても望まれるところであり、情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図ることが大切です。

○施策と事業の展開

情報を入手するための普及・啓発施策として、ICT機器活用の知識、技術向上に努めます。

(2) 情報提供の充実等

○現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが情報を取得できるよう、特に障がいのある人や 障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・ 音声等の適切な活用や、知的障がいのある人、精神障がいのある人等にも分かりやす い情報の提供に努めるなど、多様な障がいの特性に応じた配慮が必要です。

○施策と事業の展開

行政情報の提供には、情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した 情報提供に全庁的に取り組むよう努めます。

文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳による広報紙などの情報提供をします。

(3) 意思疎通支援の充実

○現状と課題

障がいのある人の中には、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、 高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることが困難な人 がいます。障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、社会的障壁の除去や 障がい特性に応じた支援が必要です。

○施策と事業の展開

聴覚障がいのために他者との意思疎通が困難な人の社会参加を促進するため、手話奉仕員・通訳者及び要約筆記者の養成や、手話奉仕員等の派遣を実施します。コミュニケーション支援アプリの導入などにより、手続き窓口における意思疎通環境の整備を進めるなど、手話言語の普及とコミュニケーション手段の利用促進に努めます。

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上

○現状と課題

障がいのある人が ICT をコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにするため、ICT に関する普及・啓発の促進や、活用しやすい情報の発信、技術の応用が求められています。

また、ICT を利用できない障がいのある人には、個々に適した手段により格差を広げない情報提供を行うことが必要です。

○施策と事業の展開

緊急情報のほか町政情報や生活安全情報などを、登録した携帯電話やスマートフォンなどにいつでもどこにいてもリアルタイムに入手できることから、障がいのある人へも普及促進を図ります。また、ICTを利用できない障がいのある人が電話やファックスなど使い慣れた手段でも情報が入手できるような運用に努めます。

4 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

○現状と課題

東日本大震災や令和元年東日本台風災害等の経験を踏まえ、災害に強いまちづくりに向けて、町民や自主防災組織、行政、福祉関係者等の関係機関が「自助・共助・公助」の役割を果たし、連携を深めることにより、地域防災力の向上を図る必要があります。平常時から、住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことが重要です。災害基本法の改正により「避難行動要支援者」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供するとともに、個別避難計画の作成により、一層の支援体制の強化が求められています。

○施策と事業の展開

関係機関や、学識経験者が参画する長和町防災会議を定期的に開催するとともに長和町地域防災計画の見直し・充実を図ります。

また、地域特性に配慮しながら、地域住民や関係機関が参加する町民主体の防災訓練を実施します。

個別避難計画の作成をすすめるとともに、「かんたんマップ」の導入により、災害時において、要支援者台帳の共有を図れるよう努めます。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

○現状と課題

障がいのある人は、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、 障がいのある人の気持ちに配慮した施策を行う必要があります。近年、訪問販売や電 話勧誘などによる悪質商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴うトラブルが増加する とともに、オレオレ詐欺などの特殊詐欺事件も後を絶ちません。このため、地域の「安 全・安心の確保」に向けて、町民の犯罪に対する意識や知識を高めるとともに、警察 をはじめ地域住民、関係機関・団体などと緊密に連携し、消費者被害防止のための情 報提供をはじめ、地域における防犯活動を推進する必要があります。

○施策と事業の展開

警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、消費者被害及び特殊詐欺被害に関する情報のタイムリーな発信と被害防止に向けた啓発を推進します。

5 行政における配慮の充実

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

○現状と課題

平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」によって、行政機関等は、事務・事業の実施に当たって、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことが義務付けられました。より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に求められる配慮等、行政機関の職員等に対して障がいに関する理解の促進が引き続き求められています。

○施策と事業の展開

職員などが障がいに関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口などにおける障がいのある人への配慮の徹底を図ります

6 保健・医療の推進

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

○現状と課題

身体疾患やこれに伴う病苦から精神疾患を発症することも少なくありません。身体 の健康は精神の健康の基本ともいえるため、障がいのある人の心身の健康維持は非常 に重要です。

また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図る必要があります。

○施策と事業の展開

地域で生活する障がいのある人が健康の相談を希望した場合には健康相談を実施します。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○現状と課題

障がいの発生には様々な要因があり、障がいの発症時期も一人ひとりが全て異なり、 障がいの早期発見・早期治療により重度化を防ぐことは、日常生活の質を保つ上で非 常に重要です。このため、健康診査等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の 予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、安心して 相談等ができる支援体制の確立が必要です。

○施策と事業の展開

障がいの各種要因となる疾病等の発生予防と早期発見のための各種施策の充実を図り、関係機関が連携をとりながら相談業務をはじめ各種事業を強化し、障がいの早期 予防・早期発見に努めます。

また、母子保健事業等と連携し、障がいの早期発見や早期療育・支援へつなげる体制構築に努めます。

- 妊婦や乳幼児に対する健康診断及び保健指導の充実を図ります。
- 子育て支援事業の充実を図ります。
- 関係機関との情報の共有化により精神疾患者の早期発見に努めます。
- 治療等による経済的負担の軽減に努めます。

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

○現状と課題

障がいのある人の中には、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、 高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることが困難な人 がいます。障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、社会的障壁の除去や障がい特性に応じた支援が必要で す。

○施策と事業の展開

聴覚障がいのために他者との意思疎通が困難な人の社会参加を促進するため、手話奉仕員・通訳者及び要約筆記者の養成や、手話奉仕員等の派遣を実施します。

(2) 相談支援体制の構築

○現状と課題

障がい者がサービスを自ら選択し利用するうえで、障がいの程度、障がい者を取り 巻く社会環境の変化により、自らの意思で各種サービスを選択し、利用することが困 難な場合が今後もあると思います。

また、必要な情報が障がい者やその家族等に的確に伝わるよう、多様な提供手段や 媒体、表現方法を用いた情報提供・コミュニケーション手段の拡充に努めます。また、 障がい者やその家族等からの多様な相談に、身近な場所で対応できるよう相談支援体 制の充実を図ります。障がい者が自立した生活を送るためにサービス利用は不可欠で す。

○施策と事業の展開

障がい者等に対する相談支援体制は、行政機関である「福祉係」、3 障がいの専門的相談員を配置し広域で運営している「上小圏域障害者総合支援センター」と、障がい者にとって身近な地域での相談支援体制の整備を目的として設置した、相談支援事業所「とらいあんぐる」の3箇所により相談支援体制を構築しております。

また、相談支援事業における相談支援専門員の養成と資質向上を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等と連携し、障がい者が身近な生活の場において気軽に相談できる体制の充実に努めます。

- 定期的なケース検討会を実施し連携を図ります。(障がい福祉ネットワーク会議)
- 相談支援専門員の資質向上を図ります。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

○現状と課題

障がいのある人が安心して自らが選択する地域で生活を送るためには、身近な地域で必要な支援が受けられる必要があります。現在、特定のサービスが特定の地域に不足しているという状況が生じており、地域間におけるサービス格差の是正が求められています。

○施策と事業の展開

ニーズ調査やケースワークを通じてサービス利用に係るニーズを把握するとともに 自立支援協議会等の団体と連携しながら事業所や社会福祉法人等に対して情報提供す るなど、事業所の拡充や開所等、地域資源の確保に向けた働きかけを行います。

(4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実

○現状と課題

障がいのある子どもには、身近な地域でその子にあった支援と療育が 18 歳まで切れ目なく一貫して行われ、障がいの程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図るための支援の重要性が高まっています。発達障がい(診断が確定していない場合も含む)は、早期に発見することによって、周囲が子どもの特性を理解し、共有

しながら適切な支援をすることで、二次障がいを防ぐことも可能です。障がいのある 子どもを支える保護者への相談支援体制の充実と保護者に寄り添った支援も必要です。

○施策と事業の展開

1) 障がい児支援体制の構築と充実

気になる子どもへの相談支援体制・療育支援体制を構築します。

各種事業により、障がいの早期発見に努め、障がいを持った子ども・保護者に対して保育園・教育委員会・学校・上小圏域障害者総合支援センター・行政等が、個々の 状態や特性に応じた適正な支援が行えるよう、支援体制を構築し、情報の共有化を図り、就学支援等のさらなる充実に努めます。

また、障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等の長期休暇における居場所及び日中活動の場の確保を図るため、放課後等デイサービスや地域生活支援事業における日中一時支援事業の拡充を図ります。

2)発達障がい児への療育の充実

発達障がいは、障がいがあるように見えないために、その困難さが周囲にはわかりづらく、本人の性格や成長過程の一場面などとして深く問題視されないなどの特徴があります。子ども自身や保護者が抱える課題や悩みについて、周囲から理解されないことにより社会生活に様々な困難を生じている状況があります。

支援をしていくにあたり、専門的な知識が必要になるため、保育士等への研修、必要に応じて関係機関による対応や専門的なアドバイスにより、サービスの充実向上に取り組んでいきます。

また、障がいのある子どもを支える家族や支援者の緊急時の対応やレスパイト施策 の充実を図ります。

(5) 障がい福祉サービスの質の向上等

○現状と課題

障がいのある人が個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえた適切なサービスを受けるためには、適切なアセスメントの上にサービス等利用計画 案が作成されることが重要です。

また、適切な相談支援体制の整備に資するよう、相談支援事業者の質の向上が求められているなかで、基幹相談支援センターの役割はますます重要になっています。

○施策と事業の展開

利用者の実態、ニーズなど当事者の要望を反映したサービス等利用計画の作成と障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、上小圏域障がい者自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発などを推進します。

(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

○現状と課題

サービス利用が伸びている反面、必要なサービスを利用できていないとする方もいることが現状です。その理由として、サービスの情報不足とともに対応できる事業者がいなことがあげられます。サービス提供にあたっては利用者の障がいの個別性等に対応するために、サービス提供体制の質・量ともに充実を図る必要があります。

○施策と事業の展開

上小圏域障がい者自立支援協議会を中心として必要な情報提供や従事者研修等を実施し、障害福祉サービスの質の向上や人材確保を進めます。また、引き続き施設連絡協議会と連携し事業者間の情報の共有化を図るとともに事業者自らの取組を進めます。

8 教育の振興

(1) インクルーシブ教育システムの推進

○現状と課題

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、持てる力を最大限に伸ばすことができるよう一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が必要です。また、インクルーシブ教育システムにおいては、すべての児童生徒が同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、教育的に最も的確に指導・支援ができる多様で柔軟な仕組みや環境を整える必要があります。併せて、教員や特別支援教育支援員等がより連携して支援を行えるよう、指導力の向上や教育内容の充実も求められています。

○施策と事業の展開

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善し克服するため、適切な指導・支援を行います。また、すべての児童生徒が持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブ教育の実現を図ります。

(2) 教育環境の整備

○現状と課題

障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学び、平等に教育を受ける権利の享有・ 行使を確保するための合理的な配慮が求められています。

○施策と事業の展開

通常の学級において、すべての児童生徒にとって「わかる・できる」授業となるよう、授業のユニバーサルデザイン化を推進します。コンピュータなどの情報機器を活用することにより、学習上又は生活上の困難を補い、指導の効果を高めていきます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

○現状と課題

障がいの有無に関わらず、町民誰もが文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、親しむことができるよう環境の整備や機会の確保が求められています。

○施策と事業の展開

障がいのある人の生涯学習推進のために、地域の公民館や図書館などの環境整備を図るとともに、社会教育施設における活動を通じ、スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会、学習の成果発表の機会などを提供します。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

○現状と課題

福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施することが重要です。

○施策と事業の展開

福祉事業所からの一般就労に結び付ける支援を進めるため、就労実績・就労定着実績等を把握する基盤整備を進めていきます。

(2) 経済的自立の支援

○現状と課題

雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障がい福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度により、障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるような施策が必要です。

○施策と事業の展開

各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障がい福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を、障害者手帳交付時やホームページ、しおり等により案内・周知していきます。

(3) 障がい者雇用の促進

○現状と課題

障がい福祉に係る公費負担が年々増大する中、障がいがありながらも勤労意欲が高い人については、就労により自立し、地域で生活して納税者として社会貢献できるよう、障がい者雇用施策は一層の充実が求められています。

○施策と事業の展開

上小圏域障がい者自立支援協議会(就労支援専門部会)を通じて、障がい者就労に向けた施策の推進を図ります。

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

○現状と課題

障がいのある人などが、個性と能力を最大限に発揮し、生活面での自立や生きがいとして自ら選択した仕事に専念するためには、障がい特性に応じた雇用・就労への支援が必要不可欠となっています。こうしたなか、ICTを活用したテレワーク等の多様な働き方を選択できる環境整備が求められています。

○施策と事業の展開

上小圏域障がい者自立支援協議会(就労支援専門部会)を通じて、障がい者就労に 向けた施策の推進を図ります。

(5) 一般就労が困難な障がい者に対する支援

○現状と課題

障がい者就労施設等は、一般就労が困難な障がいのある人にとって「社会活動の場」、「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担う場所となっています。障がい者就労施設等が継続的に運営できるよう、また、施設での仕事が確保できるように、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等から優先的な物品調達が求められています。

○施策と事業の展開

町における物品調達、役務の提供など、障がい者就労施設等などからの優先的・積極的な調達に向けた基本方針を作成し、年度の終了時には調達の実績を公表します。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

○現状と課題

障がいの有無に関わらず、町民誰もが文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、親しむことができるよう環境の整備や機会の確保が求められています。 障がいのある人にとっても利用しやすい環境づくり、親しむことができる事業の展開が期待されます。

○施策と事業の展開

障がいのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化・芸術活動を通した社会との 交流の機会や生きがいの創出に努めます。

また、障がい者スポーツ大会やスポーツ教室 (レクリエーション教室)の開催を支援します。

11 総合的支援施策

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援

○現状と問題点

障がいのある子どもから大人まで、支援が必要な障がい者やその家族が地域で安心して生活を送るには、専門性を持った各機関や地域住民が協力・連携を深め、障がいの内容、性別、年齢に応じた総合的支援体制を構築する必要があります。

総合的支援体制の確立・充実により、長和町長期総合計画における基本施策である、「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」の実現につながります。

○施策と事業の展開

障がい者やその家族の抱える問題に迅速に対応するための、専門的各関係機関が協力・連携をとれるネットワーク化により、障がい者等に対して総合的支援を図ります。

第7期長和障がい福祉計画及び 第3期長和町障がい児福祉計画



令和6年3月 長和町

第1章 長和町障がい福祉計画及び長和町障がい児福祉計画について

1 計画策定の目的・位置づけ

長和町では、令和2年度に「第6期長和町障がい福祉計画・第2期長和町障がい児福祉計画」(以下、「前回計画」とする。)を策定し、計画的なサービスの提供、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

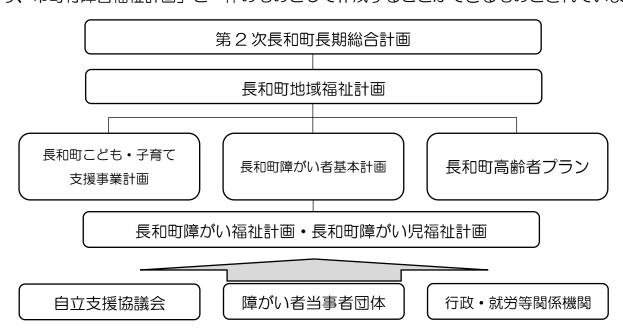
前回計画期間は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、感染防止のために身体接触を伴う支援や、感染症のクラスター予防等のため、支援に様々な制約を受けました。前回計画は、令和6年3月をもって計画期間が満了することから、進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画「第7期長和町障がい福祉計画・第3期長和町障がい児福祉計画」を策定します。

第7期長和町障がい福祉計画・第3期長和町障がい児福祉計画は、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるようサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保、向上のための環境整備が計画的に図られることを目的としています。

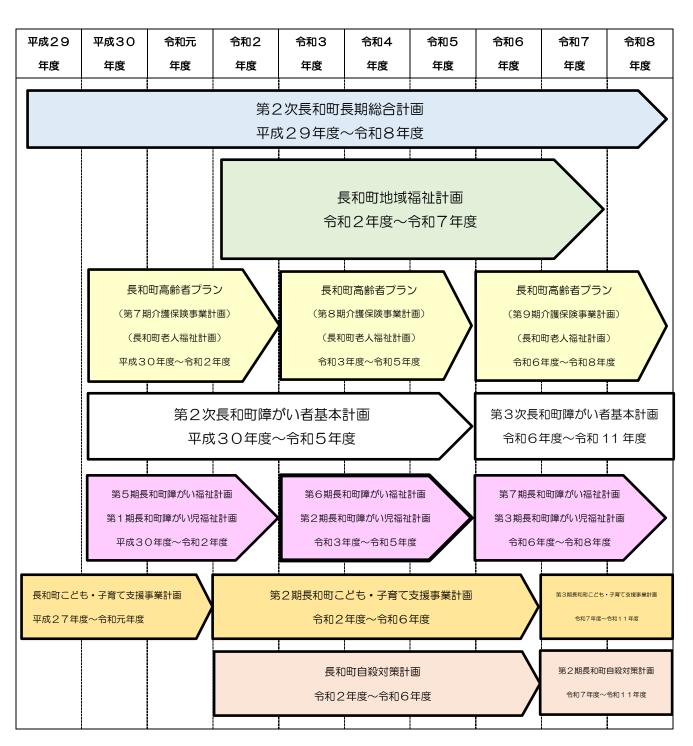
「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。



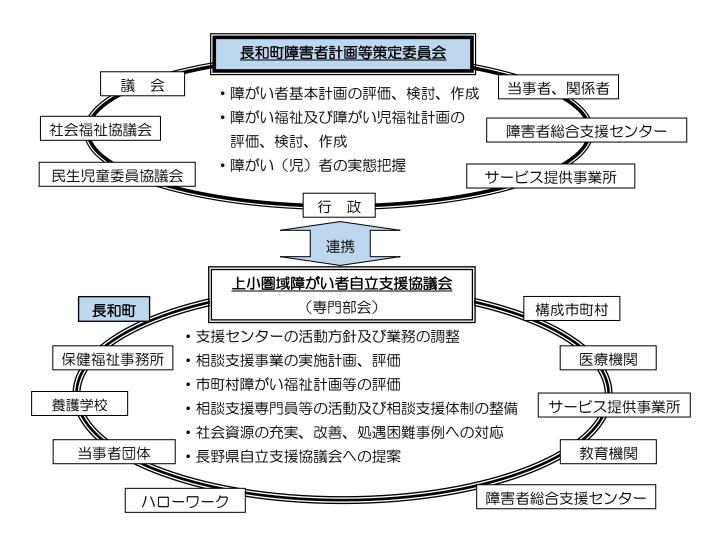
長和町障がい福祉計画及び長和町障がい児福祉計画は計画期間を3ヵ年とし、その計画期間における障がい福祉サービスの見込量や提供体制確保のための福祉施策について、国の基本指針に則して策定します。

策定に当たっては、第6期長和町障がい福祉計画と第2期長和町障がい児福祉計画の内容 について評価・点検・見直しを行い、該当計画期間の目標数値と見込数を設定しています。



計画等の評価・点検・見直しは、PDCAのサイクルにより「長和町障害者福祉計画等策定委員会」において、意見を求めながら対策を講じるとともに、「自立支援協議会」における上小圏域内の施策の調整と連携を図りながら、必要に応じて点検評価を行い、その効果や進捗を踏まえて継続的に障がい福祉の推進を図ります。

また、計画策定に際しては、当事者団体をはじめ、施設機関、医療機関、教育機関、就労関係機関等と連携をとり、広く意見等を反映させながら策定します。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して障がい 福祉計画及び障がい児福祉計画を作成します。

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が障がい福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等 障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がい

ービス等を一元的に提供していさます。また、発達障かいのある人、高次脳機能障かいのある人、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するため 支援の充実を図るとともに、障がいのある人の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、障がいのある人を包摂した地域づくりに対し地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。また、専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する施策を踏まえるとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを理念として、「こども家庭庁設置法」が令和5年4月1日に施行され、障がいの有無にかかわらない児童支援への拡充がより一層求められています。

障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保したりすることなどを通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1 の基本理念を踏まえ、下記の点に 配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 必要とされる訪問系サービスの充実
- ② 障がいのある人等への希望する日中活動系サービスの充実
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人などに対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、1 の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がいのある人等に対する支援
- ④ 上小圏域障がい者自立支援協議会の活性化

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、1 の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児への支援体制の整備
 - ア
 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の充実
 - イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援体制の充実
 - ウ 虐待を受けた障がい児への支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

第3章 令和6年度からの成果目標

【成果目標1】施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減

1 第6期計画の評価

※令和5年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

項目\年度	R3	R4	R5
前年度末施設入所者数	9人	10人	13人
退所者数	0人	0人	0人
うち、地域移行者	0人	0人	0人
新規入所者数	0人	1人	3人

項目	第6期目標値	成果(推計含む)	評価
			利用者の状況を考慮
地域移行者数	0人	0人	し目標数の設定がO
			人
			利用者の状況を考慮
福祉施設入所者数	0人	0人	し目標数の設定がO
			人

施設入所者の現状は、重度化、高齢化が進み、加齢等による身体機能の低下等により、施設職員による介護量が増加している状況です。日中や夜間の支援体制が充実している入所施設における施設入所支援が求められています。地域移行者は平成 28 年以降〇人で地域移行が進まない状況が続いており、その理由として、施設入所者の身体状況に合わせた地域の受け入れ体制や支援体制が整っていないという事が考えられます。

2 第7期計画の目標値

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者の自宅や公営住宅等の一般住宅、グループホーム等へ移行する人数を見込み、令和5年度末における地域移行目標者数を設定します。

項目	数值	備考
基準となる施設入所者数	13人	令和5年度末現在の全施設入所者数
令和8年度までの累計 地域生活移行目標者数	0人	国の指針準拠(基準人数の6%移行)
令和8度時点での 施設入所者の減少目標者数	±0人	国の指針準拠(基準人数の5%削減)

令和5年度までの地域移行者数・施設入所者削減数の目標は、現在の家庭の状況や、利用者

の状況を考えると厳しいと思われるため、入所者の減少数を目標として設定することは実態にそぐわないため、ともにO人になっておりますが、福祉施設に入所されている方が安心して地域に戻って生活できるように、「生活の場」としてのグループホーム等の確保、「就労の場」「社会参加の場」としての就労・日中活動の場の確保と充実を図り、地域生活に必要な支援を行います。

3 活動指標(検証項目)

① 地域生活移行 目標者数

年度	R4	R5	R6	R7	R8
移行者数	人〇	0人	0人	0人	0人
₽₹↓	年度末時点	-	R6	R6+R7	R6+R7+R8
累計	人	-	0人	0人	0人

② 施設入所者の減少目標者数

年度	R4	R5	R6	R7	R8
移行者数	人〇	人〇	0人	0人	〇人
算定	-	-	R6	R6+R7	R6+R7+R8
异. 	ı	ı	0人	0人	0人

4 推進に向けた方策

- ① 介護保険に係る関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障がいのある人の対応 の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステムとの連携を図ります。
- ② 地域相談支援事業を活用し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施します。
- ③ 身近な地域で安心して生活できるように、自立生活援助の活用を図ります。
- ④ 障がい福祉サービス事業の体験利用等の活用を図ります。
- ⑤ 自立支援協議会「地域移行部会」等において関係機関との連携を図ります。

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 第6期計画の評価

区分	R3	R4	R5
目標	地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステムの	保健•医療•福祉関係者
	について検討	構築に向けた協議体制の	による協議の場の設置
		検討	
実績	障がい者ネットワーク	障がい者ネットワーク会	障がい者ネットワーク会
	会議を活用し体制整備	議を活用し体制整備を図	議を活用し体制整備を図
	を図った。	った。	った。

精神疾患者の入院については、1年以上の長期入院患者が全体の半数以上を占める状況となっています。また、高齢化に伴い、障がい者を支える介護者が亡くなった時や障がい者自身が高齢になった時の課題が顕著になっており、障がい者が地域の一員として安心して生活ができるように、障がい者や高齢者等の分野にとらわれずに、一体的に支援を行う体制整備が必要です。

2 第7期計画の目標値

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や 身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関 による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる 人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議を実施することを目標とします。

R6	R7	R8
地域包括ケアシステムの構	地域包括ケアシステムの構	地域包括ケアシステムの構
築に向けた課題の共有と検	築に向けた課題の共有と検	築に向けた課題の共有と検
討の実施	討の実施	討の実施

3 第7期活動指標(検証項目)

項目\年度			R6	R7	R8
保健・医療・福祉関係者による協議の回数		30	30	30	
		保健	3人	3人	3人
		精神科	3人	3人	3人
保健•医療•		医療	1人	1人	1人
福祉自関係	月月/交 #約6月月	福祉	4人	4人	4人
者による協	関係機関	介護	4人	4人	4人
議の参加者		当事者	1人	1人	1人
		家族	1人	1人	1人
		その他			
保健・医療・福祉関係者によ る目標設定及び評価		目標設定	課題共有	課題共有	課題共有
		日际政化	と検討	と検討	と検討
		評価の実施 回数	1 🗆	1 🗆	1 🗆

4 推進に向けた方策

保健、医療、福祉等の関係者による課題の共有と検討を行う協議の場を設置し、将来的には教育機関など、児童支援も含めた地域包括ケアシステムの構築を目標とします。

【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備

1 第6期計画の評価

区分	R3	R4	R5
目標	支援拠点等の運用	支援拠点の充実	支援拠点の充実・強化
実績	地域生活支援拠点等の	地域生活支援拠点等の運	地域生活支援拠点等の運
	運用(上小圏域7施設の	用のみで充実は図れなか	用のみで充実・強化は図れ
	輪番により、緊急時の受	った(上小圏域6施設の輪	なかった(上小圏域6施設
	け入れ・対応の実施)	番により、緊急時の受け入	の輪番により、緊急時の受
		れ・対応の実施)	け入れ・対応の実施)

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、①身近な相談支援体制の整備、②一人暮らしやグループホームを体験する機会の場、③緊急時の受け入れ、④医療的ケア、強度行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能強化を図ることにより、住まいを中心とした在宅生活を支援することが求められています。

上小圏域では、多くの法人や多様な事業所のネットワークにより、平成 29 年4月には、 地域生活支援拠点整備の一環として、在宅で暮らす障がいのある人が、家族の入院等により 介助を受けられなくなる等の緊急時に、短期受け入れ先を確保する「緊急ショートステイ事 業」の運用が始まりました。

現在、6つの輪番法人により「緊急ショートステイ事業」を実施する地域生活支援拠点が設置・運用されています。

地域生活支援拠点の機能を充実させるため、地域定着支援台帳の整備や地域定着支援の利用促進、自立生活援助の利用促進、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児等に対応できる体制、障がい児の相談支援体制の強化等について、関係機関とともに取り組みました。

2 第7期計画の目標値

R6	R7	R8
地域生活拠点等の機能充実	地域生活拠点等の機能充実	地域生活拠点等の機能充実
に向けた運用状況の評価検	に向けた運用状況の評価検	に向けた運用状況の評価検
証及び検討 年3回以上	証及び検討 年3回以上	証及び検討 年3回以上

3 第7期活動指標(検証項目)

(1) 地域生活拠点の整備

項目\年度	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等	1 か所	1か所	1か所
の数	173771	173771	173771
コーディネーターの	中华	中华	実施
配置 (※)	実施	実施	天 胞
運用状況の検証及び	2.0	2.0	о П
検討の回数(回/年)	30	30	30

[※]コーディネーターの配置については、基幹相談支援センター及び運営委員会がその機能を果たしています。

(2) 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

項目\年度		R6	R7	R8
強度行動障がいを有す	ニーズの把握と 支援体制の有無	検討	分析試行	実施
る者への支援ニーズの 把握と支援体制の整備	実施の体制	自立支援協議 会において検 討	自立支援協議 会において検 討	自立支援協議 会において検 討

強度行動障がいについて、直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」であり、家庭での養育努力があっても著しい支援困難が持続している状態といわれています。

4 推進に向けた方策

上小圏域障がい者自立支援協議会の「療育・発達専門部会」等において、関係機関との連携を図り、課題と対策について協議し、支援体制の整備を図ります。

【成果目標4】福祉施設からの一般就労への移行等

1 第6期計画の評価

【実績】※令和5年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

年度	R3	R4	R5※	合計
福祉施設利用者数	32人	33人	33人	_
うち、就労移行支援 事業所利用者数	〇人	0人	0人	-
一般就労移行者数	0人	0人	1人	1人
うち、就労移行支援 事業所利用者数	人	0人	0人	0人

「福祉施設」:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設

項目	第6期目標値	成果(推計含む)	評価
一般就労移行者数	0人	1人	就労継続支援 B 型 から一般就労への移 行者
就労移行支援事業 利用者数	0人	0人	

就労移行支援の利用に繋がらず、就労継続支援B型の利用となるケースがみられることから、社会情勢と雇用状況等を鑑み、今後も継続して、関係機関と連携した就労移行への取り組みが必要です。

2 第7期計画の目標値

障がいのある人の自立生活の観点から、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、福祉施設から一般就労へ移行する人数を見込み、令和8年度末における一般就労移行目標者数を設定します。

① 福祉施設からの一般就労への移行

基準項目	数值	備考
基準となる一般就労移行実績人数	0人	令和4年度の
うち、就労移行支援利用者数	0人	一般就労移行者実績人数
うち、就労継続支援(A型)利用者数	0人	
うち、就労継続支援(B型)利用者数	0人	
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	0人	

目標項目	数值	備考
令和8年度中の一般就労移行実績人数	0人	令和8年度までの
うち、就労移行支援利用者数	0人	一般就労移行者実績人数
うち、就労継続支援(A型)利用者数	0人	
うち、就労継続支援(B型)利用者数	0人	
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	0人	

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

目標項目	数値	備考
就労移行支援事業利用終了者の一般就労 する割合が半数以上		国の指針によるもの。
	以上が達成	

③ 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援の利用者

目標項目	数値	備 考
令和4年度の就労定着支援事業利用者数 O人		国の指針は、令和3年度の就 労定着支援事業の利用者数 の1.41倍以上

④ 就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

目標項目	数値	備考
就労移行支援事業利用終了者のうち就労 定着率が了割以上	就労移行支援事 業者のうち 25% 以上が達成	国の指針によるもの。

⑤ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

項目	数値	備考		
基準となる調達額	344千円	令和 4 年度実績額		
	第3次長和町障がい者基本			
令和8年度の調達目標額	500千円	計画にある、障害者優先調		
	50076	達推進法の目標500千円		
		とした。		

3 活動指標(検証項目)

項目\年度	R4 (F)	R5	R6	R7	R8 (G)	伸び率 (G) / (F)
① ~④合計	1人	0人	0人	0人	0人	O倍
各項目の	① 就労移行	支援から				
実績及び	0人	人〇	人〇	0人	人〇	〇倍
見込み	② 就労継続	② 就労継続支援 A 型から				
	0人	0人	0人	0人	0人	〇倍
	③ 就労継続支援B型から					
	1人	0人	0人	0人	0人	〇倍
	④ 生活介護・自立訓練(生活訓練/機能訓練)から					
	0人	0人	0人	0人	0人	〇倍

4 推進に向けた方策

- ① 障がい福祉サービスの就労移行支援及び就労継続支援の利用促進、早期のモニタリングによるコミュニケーション能力の向上、技術の向上、工賃収入による就労意欲の向上等を目指します。
- ② 就労するうえで必要となる能力向上のため、就労アセスメントを実施するとともに、個別支援計画に反映させます。
- ③ トライアル雇用、ジョブコーチ等の事業を活用し、スムーズな就労移行と安定した就業生活を維持することを目指します。
- ④ 自立支援協議会の「就労専門部会」等において、関係機関との連携を図り、雇用体制の課題と対策について協議し、障がいのある人の雇用促進のための体制整備を図ります。
- ⑤ 離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や 雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ⑥ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、障がい者就 労施設等の受注機会の拡大について取組みます。
- ⑦ 障がい福祉サービスの就労定着支援を活用し、就労後も自立した生活が維持できるように、生活面の課題解決(生活リズム、家計や体調管理など)に向けて、必要な連絡調整 や指導・助言等の支援を行います。

【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等

1 第2期計画の評価

① 児童発達支援センターの機能強化及び保育所等訪問支援を利用できる体制の強化

R3	R4	R5
上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における
サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強
化	化	化

上小圏域の協議会において協議検討を図り、支援の充実を図れた。

また、社会福祉法人樅の木福祉会により、町内に、児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問の事業所が開設された。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の拡充

R3	R4	R5
上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における
サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強
化	化	化

上小圏域の協議会において協議検討を図り、支援の充実を図れた。

また、社会福祉法人樅の木福祉会により、町内に、児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問の事業所が開設された。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児コーディネーターの配置

項目\年度	R元	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児 コーディネーターの配置数	0人	0人	2人	3人	3人

2 第3期計画の目標値

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

① 児童発達支援センターの機能強化及び保育所等訪問支援を利用できる体制の強化

長和町には、児童発達支援センターが無いため、上小圏域での児童発達支援センターを利用し、児童発達支援や保育所等訪問支援等の重層的な支援体制が構築されています。長和町の障がい児及びその家族のニーズに応えられるよう、体制を強化しサービスを充実させることを目標とします。

R6	R7	R8
上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における
サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強
化	化	化

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の拡充

上小圏域で協議検討を行い、引き続き児童発達支援の充実を目指します。

R6	R7	R8
上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における	上小圏域の事業所における
サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強	サービスの充実及び機能強
化	化	化

① 障がい児支援の提供体制の整備等 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備 上小圏域で協議検討を行い、引き続き児童発達支援の充実を目指します。

項目	R6	R7	R8	
障がい児の地域社会への参	体制の有無	あり	あり	あり
加・包容を推進する体制の構 築整備	実施の体制	あり	あり	あり

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、 障がいのある人やその家族等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

また、人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、障がい福祉サービスや地域 生活支援等の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実を図るため、 必要な施策を確保していかなければなりません。これらの取組を効果的に進めるため、地域 における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、指導的役割を担う人材 を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要となっています。

1 第6期計画の評価

項目	R3	R4	R5
総合的・専門的な	実施	実施	実施
相談支援の実施	(45件)	(45件)	(45件)
地域の相談支援事業者に対す			
る訪問等による専門的な指導・	120	120	120
助言の回数			
地域の相談支援事業者の人材	18件	18件	18件
育成の支援件数	101	101+	101+
地域の相談機関との連携強化	60	60	60
の取組の回数見込み			ט
主任相談支援専門員の配置人	8人	10人	11 人
数	0人	107	

()内は、総合的、専門的な相談件数

2 活動指標(検証項目)

項目	R6	R7	R8
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対す			
る訪問等による専門的な指導・	120	120	120
助言の回数			
地域の相談支援事業者の人材	18件	18件	18件
育成の支援件数	101+	101+	1017
地域の相談機関との連携強化	60	60	09
の取組の回数見込み			
主任相談支援専門員の配置人	12人	13人	13人
数	12人	13人	「3人

3 推進に向けた方策

地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援、専門的な指導・助言、人材育成等の機能の強化・充実を図るため、次の取り組みを進めます。

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ③ 地域の相談支援事業者の人材育成支援
- ④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施
- ⑤ 主任相談支援専門員の配置

【成果目標7】障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、町職員においても、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行う必要があります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することも必要です。

そこで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、サービス提供事業所を指導監査する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組み、事業所に対する実地指導の結果について県と関係市町村との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

1 第6期計画の評価

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目\年度	R3	R4	R5
都道府県が実施する障がい福祉サ			
ービス等に係る研修等への町職員	2人	2人	2人
の参加人数			
実績	2人	2人	2人

② 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

R3	R4	R5	
圏域内事業所の請求担当者	圏域内事業所の請求担当者	圏域内事業所の請求担当者	
向け説明会の開催 年1回	向け説明会の開催 年1回	向け説明会の開催 年1回	
未実施	未実施 一		

2 第7期計画の目標値

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目\年度	R6	R7	R8
都道府県が実施する障がい福祉サ			
ービス等に係る研修等への町職員	2人	2人	2人
の参加人数			

[※]自治体職員向け研修のほか、事業所向けのものや資格取得のための研修への聴講を含む。

② 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

R6	R7	R8	
圏域内事業所の請求担当者	圏域内事業所の請求担当者	圏域内事業所の請求担当者	
向け説明会の開催 年1回	向け説明会の開催 年1回	向け説明会の開催 年1回	

※説明会開催に向け、請求におけるエラー・警告案件の原因と対処方法などの請求事務ノウハウ等について、圏域内で共有体制を構築し、事業所への情報提供方法及び指導方法の検討を進めます。

③ 事業所に対する実地指導の実施

事業所に対する実地指導の結果について県と関係市町村との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

第4章 障がい福祉サービスの概要と見込み量・確保方針(活動指標)

長和町にける令和8年度までの障がい福祉サービス見込み量については、令和4年度までの実績やアンケート結果などをもとに、令和6年度から令和8年度における障がい福祉サービスに必要な見込み量を見込み、見込み量確保のための方策を次のとおりとします。

数値は年間延数を12で除した値。

ただし、令和5年度は、実績等から推計した暫定値です。

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

1 『訪問系』サービス

① 訪問系サービスの概要

訪問系サービスとは、在宅生活者、長期施設入所者や退院可能な障がい者等が、住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができるよう、必要なサービスを訪問により提供します。

② サービスの内容

※区分とは、障害支援区分を指します。

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・ 食事の介護等を行う。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者及び 精神障がい者で、常に介護を必要とする 人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・ 外出時における移動支援などを総合的 に行う。	区分4以上の方 ※他に要件あり
同行援護	重度の視覚障がい者の外出時における 必要な視覚的情報の支援や移動の援護、 排泄、食事等の援助を行う。	「同行援護アセスメント調 査票」等により、基準を満た す方 ※他に要件あり
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う。	区分3以上の知的・精神障がい者の方 ※他に要件あり
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介 護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6で意思疎通に著しい 困難を有する方 ※他に要件あり

② 第6期計画における見込み量と実績

単位(利用時間:時間)(利用者数:人)

サービス名	内容	R3		R4		R5	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	推測値
居宅介護	利用時間	68	60	68	56	68	67
冶七八碳	利用者数	10	6	10	5	10	7
重度訪問介護	利用時間	22	2	22	2	22	2
里皮切凹八磅	利用者数	1	1	1	1	1	2
同行援護	利用時間	0	0	0	0	0	0
四1月接接	利用者数	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用時間	9	29	9	64	9	75
打到技商	利用者数	1	1	1	1	1	3
重度障がい者	利用時間	730	720	730	720	730	720
等包括支援	利用者数	1	1	1	1	1	1

居宅介護の実績は見込量を上回り、増加傾向で推移しましたが、その他の訪問系サービスの実績は概ね見込量となりました。

④ 第7期計画の見込量

居宅介護・行動援護については、新規の手帳取得者の伸びと地域生活への移行を推進することを考慮すると、今後も需要が高くなることが予想されます。 また、重度障がい者の地域生活への移行を考慮すると、重度障がい者等包括支援についても増加すると予想されます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	日いユ	実績		見込量	
リーレス名	見込み	R4	R6	R7	R8
居宅介護	利用時間(時間)	56	56	56	56
冶七八碳	利用者数(人)	5	5	5	5
重度訪問介	利用時間(時間)	2	2	2	2
護	利用者数(人)	1	1	1	1
同行援護	利用時間(時間)	0	0	0	0
1911 技護	利用者数(人)	0	0	0	0
行動援護	利用時間(時間)	64	85	85	85
1J 到饭暖	利用者数(人)	1	3	3	3
重度障がい	利用時間(時間)	720	720	720	720
者等包括支 援	利用者数(人)	1	1	1	1

⑤ サービス確保の方策

- 障がい者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らすため、訪問系サービスは、重要なサービスとして位置づけられ、今後もより一層必要性が増すサービスであるため、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。
- 安定的にサービスの提供ができるように、指定事業所の確保と、一定の障がいに特化 しない統一的なサービスの提供体制の充実を図ります。
- サービス提供の適正化を図り、かつ、きめ細かいサービスの提供を行うため、計画相談 支援事業を活用し、適正・適切な支給量を定期的に検証し、自立支援策の向上を図りま す。
- サービス提供の一元化が図れるよう助言、指導を進めます。
- 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

2 『日中活動系』サービス

① 日中活動系サービスの概要 障がい者に施設等での適切な日中活動サービスを提供します。

② サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、 創作活動又は生産活動の機会を提供する。	区分 3 以上の方 (入所を伴う場合 4 以上) 50歳以上は区分 2 以上 (入所を伴う場合 3 以上)
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、身体機能又は生活能 力の向上のために必要な訓練等を行う。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	就労を希望する人に生産活動、その他の 活動の機会の提供を通じて、就労に必要 な知識及び能力向上のために必要な訓 練等を行う。	65 歳未満の希望する方 (認定調査は必須) ※利用期間上限あり
就労継続支援	一般企業等に雇用されることが困難な 人に、就労の機会を提供するとともに、 生産活動のための活動の機会の提供を 通じて、その知識及び能力向上のために 必要な訓練等を行う。	A型: 65 歳未満 B型:雇用に結びつかない方 (認定調査は必須)
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。	就労移行支援等の利用を経 て一般就労へ移行した障が い者で、環境変化により生活 面の課題が生じている方
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行う。	区分6 の方で気管切開を伴 う人工呼吸器による呼吸管 理を行っている方。 筋ジストロフィー患者又は 重症心身障がい者で区分 5 以上の方。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、 短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・ 食事の介護等を行う。	区分1以上の方

③ 第6期計画における見込み量と実績

単位(利用日数:人日分)(利用者数:人)

サービス名	内容	R3		R4		R5	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	推測値
生活介護	人日分	314	363	314	380	314	386
	利用者数	18	18	18	18	18	19
自立訓練	人日分	0	0	0	0	0	0
(機能訓練)	利用者数	0	0	0	0	0	0
自立訓練	人日分	0	0	0	6	0	10
(生活訓練)	利用者数	0	0	0	1	0	1
就労移行支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	利用者数	1	0	1	0	1	0
就労継続支援	人日分	0	0	0	0	0	0
(A型)	利用者数	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	人日分	594	3	614	574	634	582
(B型)	利用者数	46	1	47	33	48	34
就労定着支援	利用者数	1	0	1	0	1	0
療養介護	利用者数	3	3	3	3	3	3
短期入所	人日分	30	6	30	29	30	10
(福祉・医療)	利用者数	1	1	1	1	1	1

令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により就労継続支援等利用者数に影響がありましたが、地域事業所と連携し安定した事業提供を確保します。

④ 第7期計画の見込量

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、現在の利用者の今後の利用状況を見込んだ見込み量で設定しました。平成26年度から重度障がい者等包括支援の利用者がおり、24時間365日の利用であるため、現状の利用時間数に大幅な変更は見込まれませんでした。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込み	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
生活介護	利用日数(人日分)	380	380	380	380
	利用者数(人)	18	18	18	18
自立訓練	利用日数(人日分)	0	0	Ο	Ο
(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0
自立訓練	利用日数(人日分)	6	6	6	6
(生活訓練)	利用者数(人)	1	1	1	1
就労移行支援	利用日数(人日分)	0	1	1	1
别为核仃又援 	利用者数(人)	0	1	1	1
就労継続支援	利用日数(人日分)	0	0	0	Ο
(A 型)	利用者数(人)	0	0	0	0
就労継続支援	利用日数(人日分)	726	726	726	726
(B型)	利用者数(人)	33	33	33	33
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0	Ο
療養介護	利用者数(人)	3	3	3	3
短期入所(福祉型)	利用日数(人日分)	29	29	29	29
	利用者数(人)	1	1	1	1
短期入所(医療型)	利用日数(人日分)	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0

⑤ サービス確保の方策

日中活動系サービスについては、障がい者の状況に応じた介護や身近な地域における日中活動の場として重要な位置づけであり、自立や社会復帰を目指す上での就労訓練など、住みなれた地域や家庭で自立し、安定した生活を送るためのサービスが提供されています。今後は、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- 就労支援については、関係機関の連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むよう基盤体制の整備に努めます。
- 令和6年度以降に障がいを持つ人が自身のスキルや適性、希望に合う就労先につなげることを目的とした、就労選択支援(仮称)サービスの導入が予定されています。
- 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

3 『居住系』サービス

① 居住系サービスの概要

地域生活が可能であるにもかかわらず親族等の支援を受けられない方や支援体制が不十分なため、入所、入院している障がい者又は親族等からの自立を目指す障がい者が安心して地域で暮らせる「生活の場」である居住場所を提供します。

② サービス内容

サービス名	サービス内容	対象者
	 定期的な巡回訪問や随時対応を一定期	施設入所やグループホーム
自立生活援助	た朔りな巡回が同り随時が心を一た朔 間行う。	等から一人暮らし等を希望
	1913 ノ。 	し移行した方
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相	区分1の方等
(グループホーム)	談や日常生活上の援助や介護を行う。	(認定調査は必須)
佐弐□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・	区分4以上の方
施設入所支援	排泄・食事の介護等を行う。	(50歳以上は区分3以上)

③ 第6期計画における見込み量と実績

単位(利用者数:人)

サービス名 内容		R;	ε	R	14	R	5
サービス名		見込量	実績	見込量	実績	見込量	推測値
自立生活援助	利用者数	1	0	1	1	1	0
共同生活援助	利用者数	8	7	8	8	8	6
施設入所支援	利用者数	9	10	9	10	9	13

⑤ 第7期計画の見込量

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、サービス利用者の意向・施設入所利用者の地域 生活移行数値目標などを勘案して、見込み量を設定しました。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込み	実績見込量			
リーレス 石	光込の	R4	R6	R7	R8
自立生活援助	利用者数(人)	1	0	0	0
共同生活援助	利用者数(人)	8	6	6	6
施設入所支援	利用者数(人)	10	13	13	13

⑤ サービス確保の方策

地域における生活の定着を図るためには、障がい者自らによる地域生活スタイルの選択が 重要となります。また、不安要素の軽減を図るためには生活体験等の事前準備は必要であり、 「周囲の支援」、「地域の理解」も含め支援を進めることが重要となります。今後は以下の点に より利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- 相談支援事業を活用し、早期の段階からの支援と、地域での定着が万全になるまでの支援を行います。
- 定期的にモニタリングを行い、障がい者の自立支援策の向上を図ります。
- 一人暮らしでも安心して生活できるよう自立生活援助を活用します。
- 地域住民への理解と自治会等への啓発促進に努めます。
- 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資の整備を推進します。

4 『相談支援』サービス

① 相談支援サービスの概要

地域で自分らしく安心して暮らすためには、自らの選択による計画的な障がい福祉サービスの利用が必要です。障がい者の希望に添ったサービス利用が行われるよう、相談支援専門員がサービス利用の調整、サービス等利用計画の作成を行います。サービス開始後は、定期的に計画内容を見直し、サービス内容や支給量等の調整を行います。また、福祉施設の入所者や単身の障がい者などが、安心して地域で暮らせるよう、地域移行支援、地域定着支援を行います。。

② サービス内容

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定前から サービス等利用計画を作成し、支給決定 後もサービス等の利用状況の検証を行 い、各計画の見直しを行う。	障がい福祉サービスまたは 地域相談支援を利用する全 ての障がい者が対象。
地域移行支援	住居の確保等、地域生活に移行するため に必要となる活動について相談と支援 を行う。また、地域での生活のために障 がい福祉サービス事業所等への同行支 援も行う。	障がい者支援施設等に入所 している障がい者、精神科病 院に入院している精神障が い者が対象。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性 に起因して生じた緊急の事態等に対し て、相談等を行う。	居宅において単身生活をする障がい者、家庭の状況等から家族の支援を受けられない障がい者が対象。

③ 第6期計画における見込み量と実績

単位(利用者数:人)

サービス名の内容		R	3	F	14	R!	5
) - CAA		見込量	実績	見込量	実績	見込量	推測値
計画相談支援	利用者数	14	16	14	16	14	17
地域移行支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数	7	5	7	5	7	5

④ 第7期計画の見込量

新規利用者の計画相談をはじめ、既にサービス等利用計画のある方への計画相談支援の質の確保が求められています。

地域移行支援は、入所や入院をしている障がい者の計画的な地域移行に向けて見込み数を 設定しています。また、地域定着支援は、地域生活支援拠点の機能充実を考慮し、見込量を設 定します。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービフタ	サービス名 見込み		実績見込量		
リーレス 石	光込の	R4	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数(人)	16	16	16	16
地域移行支援	利用者数(人)	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人)	5	5	5	5

⑤ サービス確保の方策

障がい福祉サービス等の利用者全員に、よりきめ細かく各々の障がい特性に合わせたサービス等利用計画の作成を実施します。

また、単身で地域生活を送る障がい者に対して、常時の連絡体制の整備が求められていることから、今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- 上小圏域市町村との連携により、相談支援事業者の設置を促進します。
- 指定特定相談支援事業所等の実地指導を行い、相談支援事業者による計画相談支援サービスの質の確保と自立支援給付の支給の適正化を図ります。
- サービスの利用計画の調整、作成、モニタリングにわたる一連の支援が継続的に提供されるよう、関係機関の連携を強化して、相談支援体制の整備やネットワークの構築に努めます。
- 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- 基幹相談支援センターを中核とした、サービス等 利用計画の精査ときめの細かいサービス提供及び相談支援事業所(ケアマネジメント)連絡会の継続開催により、サービス等利用計画及び事業者の質の確保を図ります。
- 地域移行支援と地域定着支援を担う一般相談支援事業所の確保を関係機関と連携して 推進します。

5 『障がい児支援』サービス

① 障がい児支援の概要

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への適応訓練 などの支援を行う。	集団療育及び個別療育が必 要と認められた障がい児
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。	18 歳未満の障がい児
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行う。	小学1年生から高校3年生 までの障がい児
保育所等 訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活に適 応することができるよう、保育所等を訪 問し、障がいの状況、集団での生活環境 に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	保育所その他の児童が集団 生活を営む施設に通う障が い児
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して、日常生活に おける基本的な動作の指導、知識技能の 付与等の発達支援を行う。	重度の障がい等の状態にあって外出することが著しく 困難な障がい児
福祉型児童入所支援	入所施設において、在宅生活が困難な障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与を行う。	18 歳未満の障がい児
医療型児童入所支援	入所施設において、医療的ケアを必要とする児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与及び治療を行う。	18 歳未満の障がい児
障がい児相談支援	障害児支援利用計画を作成し、支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う 等の支援を行う。	障がい児支援の利用を希望 する障がい児

② 第2期計画における見込み量と実績

単位(利用日数:人日分)(利用者数:人)

サービス名 内容・		R	R3		R4		R5	
9-024		見込量	実績	見込量	実績	見込量	推測値	
児童発達支援	人日分	20	16	0	18	0	30	
汽里光连又扳	利用児数	1	1	0	2	0	5	
医療型	人日分	0	0	0	0	0	0	
児童発達支援	利用児数	0	0	0	0	0	0	
放課後等	人日分	6	2	6	2	6	12	
デイサービス	利用児数	1	1	1	1	1	11	
保育所等	人日分	0	0	0	1	0	1	
訪問支援	利用児数	0	0	0	1	0	1	
居宅訪問型	利用児数	0	0	0	0	0	1	
児童入所支援 福祉・医療	利用児数	1	0	0	1	1	1	
障がい児相談支援	利用児数	2	1	1	4	2	4	

③ 第3期計画の見込量

児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施しており、今後も利用する障がい児の増加が予想されます。

障がい児の放課後支援は喫緊の課題であり、社会資源となる放課後等デイサービス事業所 の確保や充実も必要であることから、増加を見込みます。

(年間合計を12で除した 1 ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込み	見込		見込量	
) - LA a	兄这 <i>0</i> 5	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	利用日数(人日分)	30	176	176	176
汽里光连义版 	利用児童数(人)	5	00	00	8
医療型	利用日数(人日分)	0	0	0	0
児童発達支援	利用児童数(人)	0	0	0	0
放課後等	利用日数(人日分)	12	180	180	180
デイサービス	利用児童数(人)	11	12	12	12
保育所等訪問支援	利用日数(人日分)	1	2	2	2
休月別守初回又拨	利用児童数(人)	1	2	2	2
居宅訪問型	利用日数(人日分)	1	4	0	0
児童発達支援	利用児童数(人)	1	1	0	0
福祉型	利用児童数(人)	1	0	0	0
児童入所支援	が同児主奴(八)	'	0	U	U
医療型	 利用児童数(人)	O	0	0	0
児童入所支援	が応じ主致(八)	0	0	0	O
障がい児	 利用児童数(人)	4	4	4	4
相談支援	が応じ主致(八)				4
医療的ケア児に対					
する関連分野の支	 利用児童数(人)	3	3	3	3
援を調整するコー					
ディネーター					

④ サービス確保の方策

障がい児については、手帳の取得の有無にかかわらず、教育、保育等の利用状況を踏まえ、 居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び 共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を 図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な 支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、児童発達支援事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

特に、上田市にある2か所の児童発達支援センターの利用にあたっては、慢性的 に飽和状態が続くことから、圏域の課題と捉え、利用が必要な障がい児が優先的に 利用できるように、利用調整を引き続き実施します。

さらに、障がいがあっても保育所等の利用ができるように、保育所等訪問支援等の実施体制の充実を図ります。

子育て支援に係る施策との連携

障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て 支援策との緊密な連携を図る必要があります。また、障がい児の早期発見・支援を進 めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、保育や子育て・子育ち支 援担当との連携を図ります。

教育との連携

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会部局との連携を推進します。さらに、学齢児を対象とした放課後支援の充実を推進します。

特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化を図ります。

さらに、退院後に安心して地域で生活することができるように、保健、福祉、医療、教育等の関係機関によるチームでの支援体制を整備する等、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図るとともに、必要となる支援を調整するコーディネーターの配置を図ります。

なお、重度の障がい等の状態にあって、外出することが著しく困難な障がい児に、 居宅を訪問して発達支援が提供できるように、関係機関と連携して支援体制の構築 を図ります。

さらに、虐待を受けた障がい児に対しては、状況に応じた療育や心理的ケアといった、きめ細かな支援を提供します。

第5章 地域生活支援事業の見込み量

1 事業の概要

地域生活支援事業は、地域に暮らす障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活を営み、社会参加を進めることができるよう、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての方々が共に安心して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

地域生活支援事業				
	理解促進研修•啓発事業	出前講座		
	自発的活動支援事業	当事者・家族会への支援		
	 相談支援事業	上小圏域障害者総合支援センター		
	1位以又1及事業	基幹相談支援センター		
	 成年後見人制度関係事業	成年後見制度利用支援事業		
必須事業		成年後見制度法人後見支援事業		
必次事業	意思疎通支援事業	手話通訳•要約筆記者派遣事業		
	总心味也又及事業 	手話通訳者設置事業		
	日常生活用具給付等事業			
	手話奉仕員養成研修事業			
	移動支援事業			
	地域活動支援センター事業	上小圈域市町村共同設置		
		訪問入浴支援事業		
	日常生活支援事業	日中一時支援事業		
任意事業		地域移行のための安心生活支援事業		
	社会参加支援事業	奉仕員養成研修事業		
	江公乡加义该学来	点字・声の広報発行事業 等		

2 理解促進研修 · 啓発事業

① サービスの概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、 障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する ことにより、共生社会の実現を図ります。

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
理解促進研修•啓発事業	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

障がい等の理解を深めるため、広報紙等を活用して啓発を行いました。

③ サービスの見込み

障がいのある人と地域住民が、ふれあい、交流することで障がいへの理解を深めるイベント等を実施することにより、住民同士が互いに助け合う「共生」の意識を高めます。また、障がいに対する理解の促進を図るための体験会、研修会や出前講座の開催を見込みます。

サーバフタ	見込み	実績	見込み		
リービス名	兄込の	R4	R6	R7	R8
理解促進研修•啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

- 自治会や小中学校など身近なところで、障がいに対する理解が進むよう研修会や出前講座、体験会などを開催します。
- 障がいに対する理解を進めるため、広報紙を活用した啓発をします。
- 町職員等の障がいを理解するための職員研修を実施します。

3 自発的活動支援事業

① サービスの概要

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、 共生社会の実現を図ります。

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

障がい者協会や家族会等と情報を共有しながら、連携を図りました。

③ サービスの見込み

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会活動を支援します。

サービス名	見込み	実績		見込み	
	光込の	R4	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

④ サービス確保の方策

当事者団体が開催する研修会や交流会などへの支援

4 相談支援事業

① サービスの概要

障がいのある人やその介助者および保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供等の 便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名	事業内容
障害者(児)相談	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、専門機関の紹介(社
支援事業	会資源の活用)、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必
	要な援助などを行う。
基幹相談	地域における相談支援の中核的な機関で、総合的な相談のほか、サ
支援センター	ービス等利用計画の調整、アドバイス、また、地域生活支援事業に
	おけるサービス等利用計画の作成、困難ケースへの対応、地域の相
	談支援事業者間の調整や支援、障がいのある人に対する虐待の防
	止・対応、権利擁護などの役割を担う。
市町村相談支援	専門職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置し、市
機能強化事業	町村の相談支援事業の強化を行う。現在、上小圏域の4市町村合同
	で、障害者総合支援センターで実施している。

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
 障がい者相談支援事業	見込み	設置	設置	設置
焊刀:V1台他談义拔争未	実績	設置	設置	設置
機関相談支援センター	見込み	設置	設置	設置
版別的設义版とフター	実績	設置	設置	設置
機関相談支援センター等	見込み	実施	実施	実施
機能強化事業	実績	実施	実施	実施

③ サービスの見込み

上小圏域市町村の相談支援体制に対する考えに則し、引き続き相談支援事業所の実施箇所の増加と基幹相談支援センターの機能強化を見込んでいます。

サービス名	目 '2 2 i	実績		見込み		
	見込み	R4	R5	R6	R7	
障害者相談支援事業	相談支援 事業所の数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	
市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	

- 上小圏域市町村と連携し、相談支援事業所の登録及び設置の促進を図ります。
- 障がいのある人からの相談に対して、専門の コーディネーター が24時間ワンストップで応じられる体制や情報提供体制の充実を図ります。
- 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり(地域内ネットワーク)に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。
- 相談支援事業は上小圏域市町村による共同事業として実施し、上小圏域基幹相談支援 センターへ引き続き委託を行います。
- 上小圏域障害者総合支援センターでの「生活・就労・障がい福祉サービス利用等の総合 的な相談事業 情報提供、各種支援施策に関する助言・指導等 」を引き続き行います。
- 障がい等、同じ背景を持つ人同士が対等の立場で互いの話を聞き、受け入れあうことで、自立のための情報共有や精神的に支え合うことを目指す「ピアカウンセリング」を推進するとともに、普及啓発を行います。

5 成年後見制度関係事業

① サービスの概要

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる判断能力が十分でない障がいのある人に対して、利用支援にかかる事業を行い、権利擁護を図ります。

また、地域で暮らす障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴い、法人後見等の業務を担う「上小圏域成年後見支援センター」の果たす役割の重要性がますます高まっていることから、支援事業を通じて、今後活躍が期待される市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の安定的な実施を図ります。

<上小圏域成年後見支援センターでの業務内容>

- 成年後見制度の普及、啓発活動 ・制度利用に関する相談、アドバイス
- 専門知識との連携による制度利用の促進 申し立て申請手続き支援
- 法人後見人の受任 市民後見人の養成 など

事業名	事業内容
成年後見制度	・知的及び精神障がいのために判断能力が十分でない方で、費用負
利用支援事業	担が困難なことなどから制度利用が進まない方の支援のため、成年
	後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、鑑定費用等)及び後
	見人等への報酬の全部または一部を助成。
	• 身寄りがないなどで申立てを行うことが困難な場合に町長が代わ
	って申立てを行う。
成年後見制度	• 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法
法人後見支援事業	人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含め
	た法人後見の活動を支援する。

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
成年後見制度	見込み	1	1	1
利用支援事業	実績	0	1	0

事業名等	区分	R3	R4	R5
成年後見制度	見込み	実施	実施	実施
法人後見支援事業	実績	実施	実施	実施

③ サービスの見込量

障がいのある人本人及び家族等の介助者の高齢化等により、今後の需要と必要性は増加が 見込まれます。成年後見制度や市民後見人の必要性を普及啓発する講演会等の開催を見込み ます。

(各年度の見込量)

サービス名	ם יז זי	実績		見込み	
リーレス 石	見込み	R4	R6	R7	R8
成年後見制度	利用見込件数	1	1	1	1
利用支援事業	利用兄还什么	ı	ı	ı	I
成年後見制度	字数の方無	実施	実施	中佐	実施
法人後見支援事業	実施の有無	天 心	天心	実施	天旭
市民後見人養成講座	講座受講者数	1	1	1	1

- 判断能力の不十分な方々の権利を保護するために、成年後見制度の啓発活動や制度の 利用促進に資する事業に支援体制を確保します。
- サービスを必要とする方が適切に利用できるように情報提供を行います。
- 新たな担い手としての市民後見人の確保に向け、関係機関と連携し、周知を図ります。
- ・ 中核機関及び地域連携ネットワーク協議会を設置し、権利擁護の地域連携ネットワークづくりを推進します。

6 意思疎通支援事業

① サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の支援のため、また、合理的な配慮の観点から、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	事業内容					
手話通訳者等設置	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより、意思疎通を図					
及び派遣事業	ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者の設置、手話通					
	訳者や要約筆記者の派遣を行う。					

③ 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
手話通訳者•要約筆記者	見込み	1	1	1
派遣事業	実績	0	0	0

③ サービスの見込量

各年度の実績に基づき見込み量を設定しました。

(各年度の見込量)

サービス名	目いな	実績		見込み	
	見込み	R4	R6	R7	R8
手話通訳者·要約筆記者 派遣事業	利用見込件数	0	0	0	О

- サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- 緊急時の対応や社会参加の促進等、意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者や要 約筆記者等の登録確保を進め派遣を行います。

7 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの概要

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成します。

事業名	事業内容
手話奉仕員	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの
養成研修事業	支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した
	手話奉仕員を養成研修する。

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
終了見込み者数(人)	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

④ サービスの見込量

令和5年度までは実績がありませんでしたが、令和6年度からは実施に向け広報等を行っていきます。

(各年度の見込量)

 サービス名	見込み	実績	見込み		
) - LAA	兄这05	R4	R6	R7	R8
手話奉仕員	実養成講習	0	0	1	1
養成研修事業	終了見込者数				

④ サービス確保の方策

希望者がいないため実績がありませんでしたが、今後は広報等で周知を行い、県の養成研修事業の活用や上小圏域の自治体及び関係団体と連携し実施が出来るよう努めます。

8 日常生活用具給付等事業

① サービスの概要

重度障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

給付は、各用具で定められている障がい部位や手帳等級等の要件を満たす方に対して、定められた範囲内で行われます。

区分	事業名	事業内容
給付	介護・訓練支援用具	特殊マット、特殊寝台、訓練用ベッ ド、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、
	自立生活支援用具	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい 者用屋内信号装置、便器、特殊便器、入浴補助用具、歩行支 援用具、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、
	在宅療養等支援用具	盲人用体温計、盲人用体重計、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブラーザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
	情報·意思疎通 支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、点字図書、視覚障がい者用拡大読書器、点字ディスプレイ、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、視覚障がい者・上肢機能障がい者用パソコン周辺機器、
	排泄管理支援用具居宅生活	ストマ装具(畜尿袋・畜便袋)、紙おむつ等、収尿器 居宅生活動作補助用具、住宅改修費
貸与	動作補助用具 通信用具	福祉電話、ファックス
共同 利用	意思疎通支援用具	視覚障がい者用ワードプロセッサー

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	見込み	0.08	0. 08	0. 08
(給付件数:件)	実績	0	0. 24	0.08
自立生活支援用具	見込み	0.08	0.08	0.08
(給付件数:件)	実績	0.08	0	0
在宅療養等支援用具	見込み	0.08	0. 08	0. 08
(給付件数:件)	実績	0	0.08	0
情報•意思疎通支援用具	見込み	0.08	0. 08	0. 08
(給付件数:件)	実績	0.17	0	0. 08
排泄管理支援用具	見込み	10	10	10
(給付件数:件)	実績	9	12	16
住宅改修費	見込み	0.08	0.08	0.08
(給付件数:件)	実績	0	0	0

(月0.08とは年間1件を、月0.17とは年間2件を見込んだ数字です。)

③ サービスの見込量

日常生活用具給付事等業で取り扱う品目は多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等にばらつきがありますが、用具全体として増加を見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	国 73.24	実績	見込み		
リーレス 名	見込み	R4	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	0.08	0.17	0.17	0.17
自立生活支援用具	給付等見込件数	0.08	0.17	0.17	0.17
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	0.08	0.08	0.08	0.08
情報・意思疎通	給付等見込件数	0.08	0.08	0.08	0.08
支援用具	## 15 57 b/C11 XX	<u> </u>	0.00	<u> </u>	<u> </u>
排泄管理支援用具	 給付等見込件数	10	13	13	13
(ストマ装具・紙おむつ等)		2	-	2	2
住宅改修費	給付等見込件数	0	0.08	0.08	0.08

(月 0.08 とは年間 1 件を、月 0.17 とは年間 2 件を見込んだ数字です。)

- サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- 新たな用具の追加、開発や更新にも対応するなど、ニーズを的確に把握し、必要性等に 応じた柔軟な対応を図ります。

9 移動支援事業

① サービスの概要

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

事業名	事業内容
	単独での移動以外にも、障がいのある人がグループで移動する機会
 移動支援事業	が持てるようにグループ支援を行う。
	身体介護を要する重度障がいのある人にも外出の機会を提供する
	ため、身体介護を伴う支援を行う。

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
利用者数(人)	見込み	4	4	4
	実績	5	8	1 1
利用時間数(時間)	見込み	197	197	197
利用时间数(时间)	実績	505	631	687

③ サービスの見込量

障がい児の利用が多く、今後も、療育支援や家庭支援の観点から増加が予想されますが、利用者の一部は、障がい福祉サービスの同行援護、行動援護等に移行することを見込み、同推移となることを見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込み	実績	見込み		
) -LA	光丛07	R4	R6	R7	R8
移動支援事業	利用見込件数 (人)	8	12	12	12
	実利用見込時間	631	680	680	680

- 在宅生活者の移動支援を行うことにより、自立生活及び社会参加の促進を図るとともに、利用形態に応じて多様な対応ができるように、サービス提供者の確保と提供体制の充実を図ります。
- 利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるように、事業所の情報提供の充実を図ります。
- 福祉有償運送事業等移送手段システムとの連携により、利用しやすい提供体制を整備します。

10 地域活動支援センター事業

① サービスの概要

障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動への参加する機会の提供、 社会との交流促進等の機会の提供を行う地域活動支援センターを設置します。

事業名	事業内容
地域活動 支援センター事業	創作的活動または生産的活動の機会の提供(各種講座やプログラムの実施)、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及啓発(講演会開催等)、地域交流等を行う。

施設名称	運営主体	形態	主な利用者
地域活動支援センター やすらぎ	(医)友愛会	共同	精神障がいのある人
地域活動支援センター せせらぎ	(特非)なごみの会	NPO	精神障がいのある人
地域活動支援センター カナン	(特非)カナン	NPO	精神障がいのある人

② 第6期計画の評価

事業名等	区分	R3	R4	R5
実施個所数(か所)	見込み	3	3	ω
夫他値別数(かり)	実績	3	3	3
実施利用者数(人)	見込み	1	1	1
	実績	0	1	1

③ サービスの見込量

現在、長和町における地域活動支援センター事業は、主に精神に障がいのある方を対象に、 上小圏域で共同設置している「障害者地域活動支援センターやすらぎ」で実施しています。障がいのある方の相談や日中の生活の場となっており気軽に利用でき、今後も上小圏域での設置を継続しますが、町内においても公共施設等の利活用も含め、障がい者等が集まれる地域活動支援センターを設置するための検討を関係機関と行います。

(各年度の見込量)

サービス名	見込み	実績		見込み		
9-CA 6	光丛(7)	R4	R6	R7	R8	
地域活動	利用見込箇所数	1	1	1	1	
支援センター事業	実利用見込者数	1	1	1	1	

- 今後も利用者の障がい特性と生活リズムに対応した場の確保は必要であり、「ひきこもり」者の社会参加へのステップアップを図る場としても必要となることから、引き続き活用できる施設の確保を進めます。
- 当事者が運営に携わり、ピアサポートを行うことができる体制の確保を図ります。

11 訪問入浴サービス事業

① サービスの概要

地域における重度身体障がいのある人の日常生活を支援するため、訪問による居宅入浴サービスを提供し、重度身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業名	事業内容				
訪問入浴	身体障がい者の生活を支援するため訪問により居宅において入浴				
サービス事業	サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行う。				

② 第6計画の評価

サービス名	単位	R3	R4	R5
) -LA	半世	実	見込み	
訪問入浴	箇所数	0	0	0
サービス事業	実人数	0	0	0
	延べ人数	0	0	0

③ サービスの見込量

実績から増加傾向にあるため、今後も増加すると見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込み	実績		見込み		
リーレス 石	光心の	R4	R6	R7	R8	
訪問入浴	利用見込箇所数	0	1	1	1	
サービス事業	実利用見込者数	0	1	1	1	

- 利用者が不便なく利用選択ができるよう、提供事業所の確保に努めます。
- 重度身体障がいのある人及び世帯の状況等を把握しながら、適正なサービス提供を図ります。
- サービスを必要とする重度身体障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を 行います。

12 日中一時支援事業

① サービスの概要

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の 就労を支援するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息を 図ります。

事業名	事業内容
日中一時支援事業	活動の場を提供し、見守り又は社会に適応するための日常的な訓練
	を行う。また、必要に応じて事業所までの送迎や食事を提供する。

② 第6期計画の評価

サービス名	単位	R3 R4		R5
		実	績	見込み
日中一時支援	箇所数	1	1	1
事業	実人数	3	5	14
	時間数	398	557	260

③ サービスの見込量

放課後等デイサービスの利用も進むことが予想されますが、今後も同推移と見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	単位	実績		見込み		
リーレス 石	十四	R4	R6	R7	R8	
	利用見込者数	5	15	15	15	
日中一時支援事業	利用見込時間数	557	270	270	270	

- サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- 利用者のニーズに応えられるようにサービス提供事業所の拡充を図ります。
- 同様のサービスを提供する目的で実施されている心身障害児(者)タイムケア事業 (長野県の補助事業)との調整を図ります。

13 地域で安心して暮らすための安心生活支援事業

(地域移行のための安心生活支援事業)

① サービスの概要

地域生活支援拠点の一環として、緊急ショートステイ事業を行い、障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図ります。なお、この事業は上小圏域4市町村の 共同事業として実施します。

事業名	事業内容
地域移行のための 安心生活支援事業	障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援する。

② サービスの見込量

地域で暮らす障がいのある人が、緊急時にも安心できるよう、地域生活支援拠点の充実を 見込みます。

サービス名	見込み	実績	見込み		
) - LA	光心の	R4	R6	R7	R8
地域移行のための	宇族の左無	中佐	中佐	中佐	中标
安心生活支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

- 上小圏域の社会福祉法人等と連携し緊急時に受入可能な1床を常時確保するととも に、障がい特性や医療に関する事項等、利用者に関する事項について確実に受入施 設が把握できるように、地域定着支援台帳の整備を行います。
- 緊急事態が起こらぬように、日頃から関係機関と連携し適切な支援を実施します。
- 中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。

14 声の広報等発行事業

① サービス概要

文字による情報入手困難な視覚障がい者に、声の広報等を発行します。

事業名	事業内容				
声の広報等発行事業	文字による情報入手困難な視覚障がい者に、広報ながわ、議会だより等、声の広報として、CD に録音を行い、希望者に対し配布します。				

② 第6計画の評価

サービス名	単位	R3	R4	R5
リーレス名 単位		実	見込	
声の広報等発行 事業	実利用 者数	2	2	2

③ サービスの見込量

令和元年度の実績により利用者数を見込みました。

(1月あたりの利用者数)

+-ビフタ	国 :ス ユ	実績		見込み	
りっし入石	見込み	R4	R6	R7	R8
声の広報等発行事業	実利用者数	2	3	5	5

④ サービス確保の方策

長和町社会福祉協議会の協力のもと、ボランティアの方に作成、配布をしていただいています。利用者数は少ないですが、これからも事業の周知を行い、利用の促進を行います。

15 自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造助成事業

① サービスの概要

障がい者の生活に必要な運転免許証の取得及び、自動車改造に対し下記の事業を行います。

事業名	事業内容
自動車運転免許証取	障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、免許の取得に
得事業	要する費用の一部を助成します。
身体障害者用自動車	重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため自らが所有し運転
改造事業	する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。

② 第5期計画の評価

サービス名	単位	R3	R4	R5		
リーレス名	半世	9	€績	見込		
自動車運転免許	実利用					
証取得・身体障が	者数	0.00	0	0		
い者用自動車改		0.08	O	O		
造事業						

(月0.08とは年間1件を、月0.17とは年間2件を見込んだ数字です。)

③ サービスの見込量

ー サービス名	見込み	実績	見込み				
りっし入名	光达(2)	R4 R6 R7 R		R8			
自動車運転免許証取得事業	実利用見込者数	О	0	0	0		
身体障害者用自動車改造 事業	実利用見込者数	0	0.08	0.08	0.08		

(月 0.08 とは年間 1 件を見込んだ数字です。)

④ サービス確保の方策

身体障害者用自動車改造事業については、2年に1件程度の利用実績がありますが、自動車運転免許証取得事業については、実績がないため、広報等で周知し、利用の促進を行います。

福祉に関するアンケート結果

1 調査の目的

長和町障がい者基本計画(第3次)並びに、第7期長和町障がい福祉計画及び第3期長和町障がい児福祉計画の策定にあたり、各種障がい手帳をお持ちの方を対象に、生活状況や障がい福祉サービスの必要性等に対するご意見を把握し、その結果等を計画に反映させ実効性の高い計画を策定することで、長和町長期総合計画の保険・医療・福祉・子育ての充実の基本施策である「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」の実現を目指すためアンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

令和5年10月1日現在で、障がい手帳をお持ちの65歳未満の方、167人を対象として 調査を実施しました。

3 調査方法

調査票による本人記述式として郵送により実施しました。

(本人が記述することが難しい場合は、家族・介護者が本人と相談及び意向を尊重し代理回答) 調査実施期間 令和5年11月11日から11月30日

4 回収結果

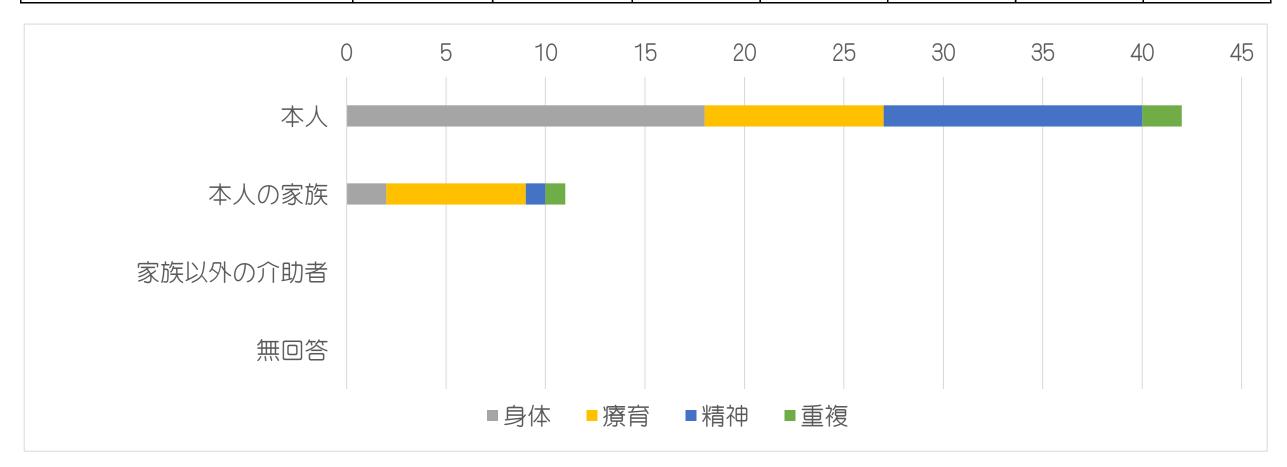
167人対し、回収は60人 回収率は35.9% (障がい者53人・障がい児7人)

5 調査結果 障がい者

問1

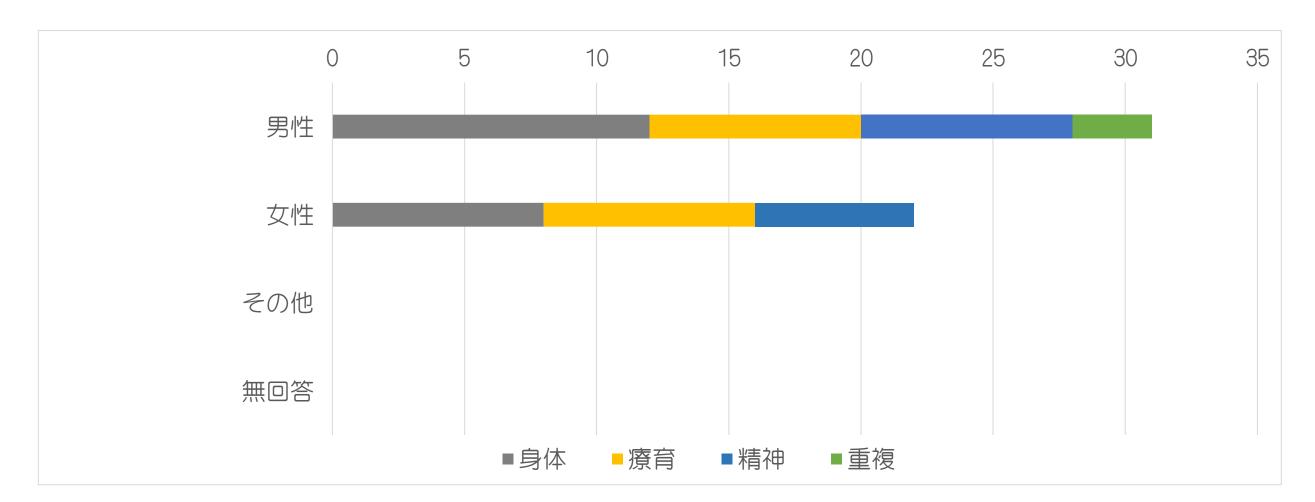
記入いただいている方は、どなたですか。

項目	人数(人)	割合(%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	重複	合計
本人	42	79. 2	18	9	13	2	42
本人の家族	11	20.8	2	7	1	1	11
家族以外の介助者	0	0.0	0	0	0	0	0
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	53	100.0	20	16	14	3	53



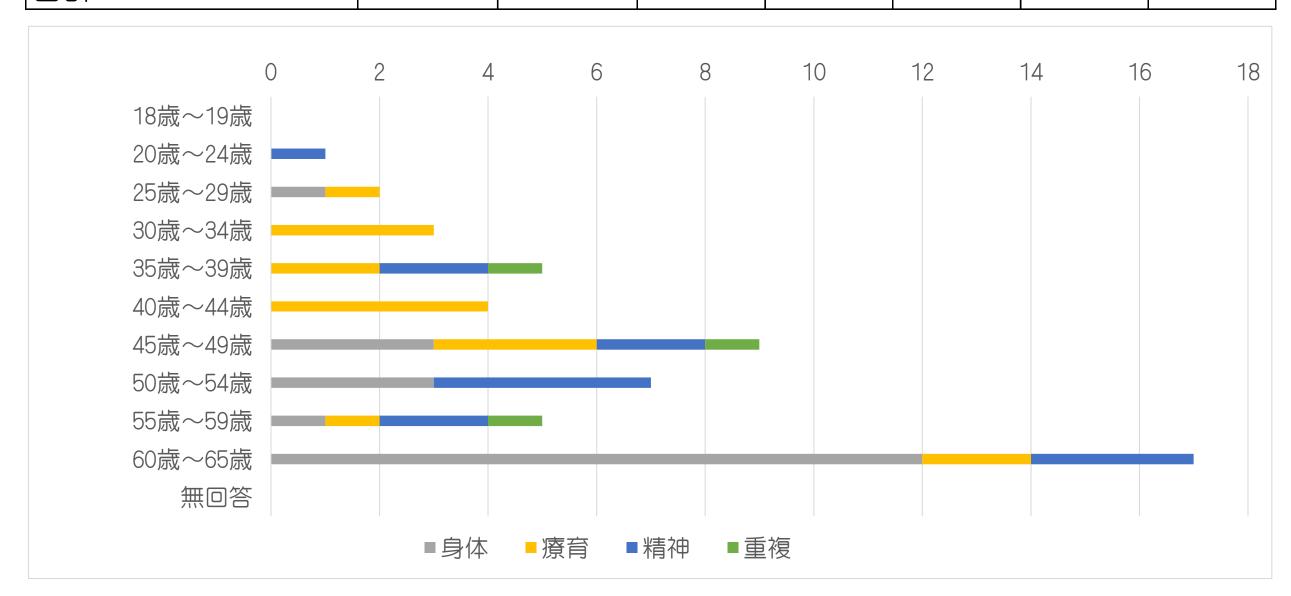
問 2 性別はどちらですか。

項目		割合 (%)	障がい別人数(人)				
以 日	人数(人)	刮口 (水)	身体	療育	精神	重複	合計
男性	31	58. 5	12	8	8	3	31
女性その他	22	41. 5	8	8	6	0	22
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	53	100.0	20	16	14	3	53



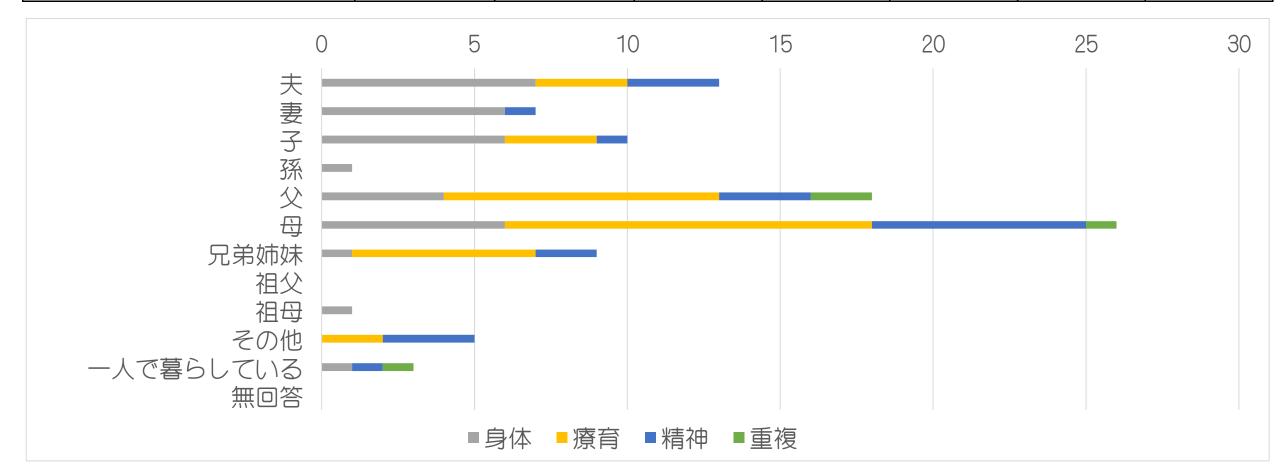
問3 年齢はおいくつですか。

項目	人 米/	割合 (%)	障がい別人数(人)					
以日 	人数(人)		身体	療育	精神	重複	合計	
18歳~19歳	0	0.0	0	0	0	0	0	
20歳~24歳	1	1.9	0	0	1	0	1	
25歳~29歳	2	3.8	1	1	0	0	2	
30歳~34歳	3	5. 7	0	3	0	0	3	
35歳~39歳	5	9. 4	0	2	2	1	5	
40歳~44歳	4	7.5	0	4	0	0	4	
45歳~49歳	9	17.0	ന	3	2	1	9	
50歳~54歳	7	13. 2	ന	0	4	0	7	
55歳~59歳	5	9. 4	1	1	2	1	5	
60歳~65歳	17	32. 1	12	2	3	0	17	
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	



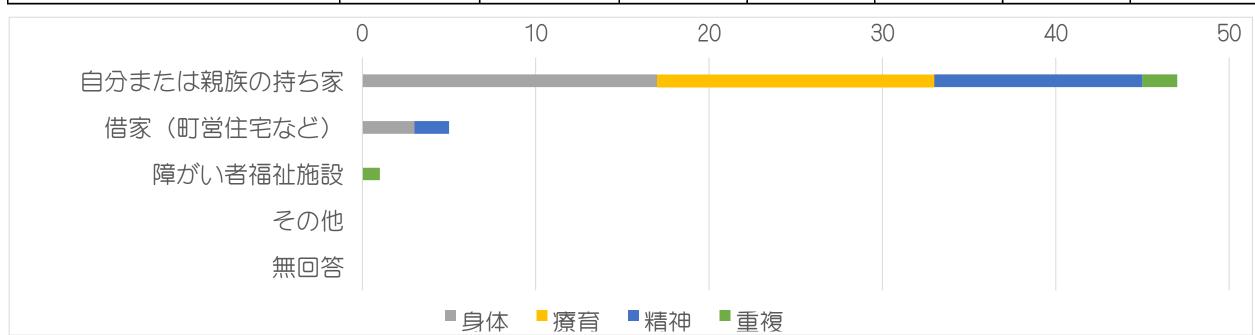
問 4 どなたと一緒に住んでいますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	重複	合計
夫	13	14. 0	7	3	3	0	13
妻	7	7.5	6	0	1	0	7
子	10	10.8	6	3	1	0	10
孫	1	1. 1	1	0	0	0	1
父	18	19. 4	4	9	3	2	18
	26	28.0	6	12	7	1	26
兄弟姉妹	9	9. 7	1	6	2	0	9
祖父	0	0.0	0	0	0	0	0
祖母	1	1. 1	1	0	0	0	1
その他	5	5. 4	0	2	3	0	5
一人で暮らしている	3	3. 2	1	0	1	1	3
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	93	100.0	33	35	21	4	93



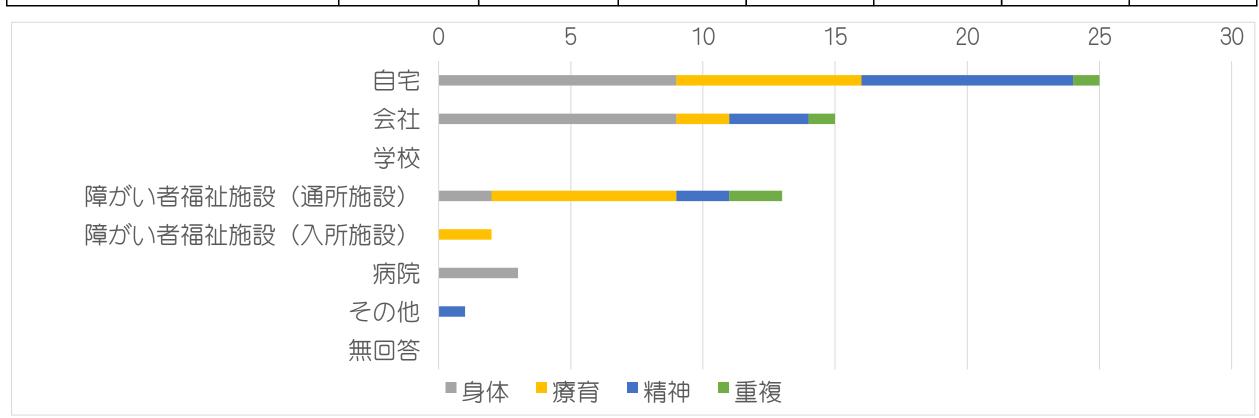
問5 どこにお住まいですか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)				
		 	身体	療育	精神	重複	合計
自分または親族の持ち家	47	88. 7	17	16	12	2	47
借家(町営住宅など)	5	9. 4	ε	0	2	0	5
障がい者福祉施設	1	1. 9	0	0	0	1	1
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	53	100.0	20	16	14	3	53



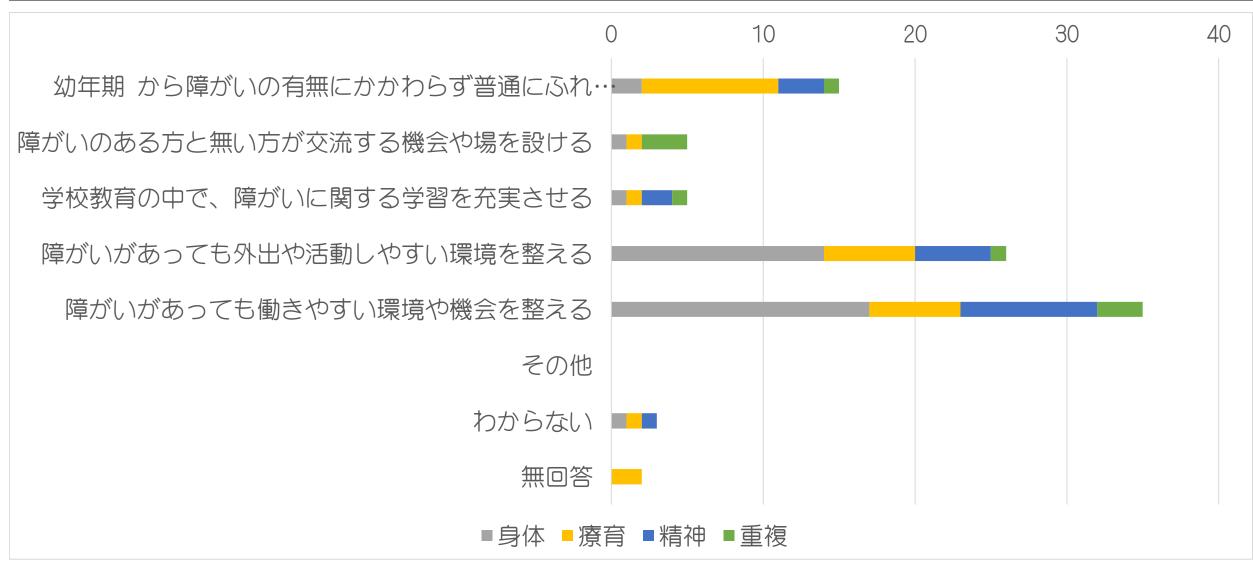
問 6 平日の昼間はどちらで過ごされていますか。

項目	 人数(人)	割合(%)-		障がし	別人数	(人)	
以日 			身体	療育	精神	重複	合計
自宅	25	42. 4	9	7	8	1	25
会社	15	25. 4	9	2	3	1	15
学校	0	0.0	0	0	0	0	0
障がい者福祉施設(通所施設)	13	22.0	2	7	2	2	13
障がい者福祉施設(入所施設)	2	3. 4	O	2	0	0	2
病院	3	5. 1	3	0	0	0	3
その他	1	1. 7	0	0	1	0	1
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	59	100.0	23	18	14	4	59



問了 障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような取組に特に力をいれる必要があると思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)-	障がい別人数(人)				
		刮口 (/0/	身体	療育	精神	重複	合計
幼年期 から障がいの有無にかかわらず普通にふれあうように努める	15	16. 5	2	9	3	1	15
障がいのある方と無い方が交流する機会や場を設ける	5	5. 5	1	1	0	3	5
学校教育の中で、障がいに関する学習を充実させる	5	5. 5	1	1	2	1	5
障がいがあっても外出や活動しやすい環境を整える	26	28. 6	14	6	Ŋ	1	26
障がいがあっても働きやすい環境や機会を整える	35	38. 5	17	6	9	3	35
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
わからない	3	3. 3	1	1	1	0	3
無回答	2	2. 2	0	2	0	0	2
合計	91	100.0	36	26	20	9	91



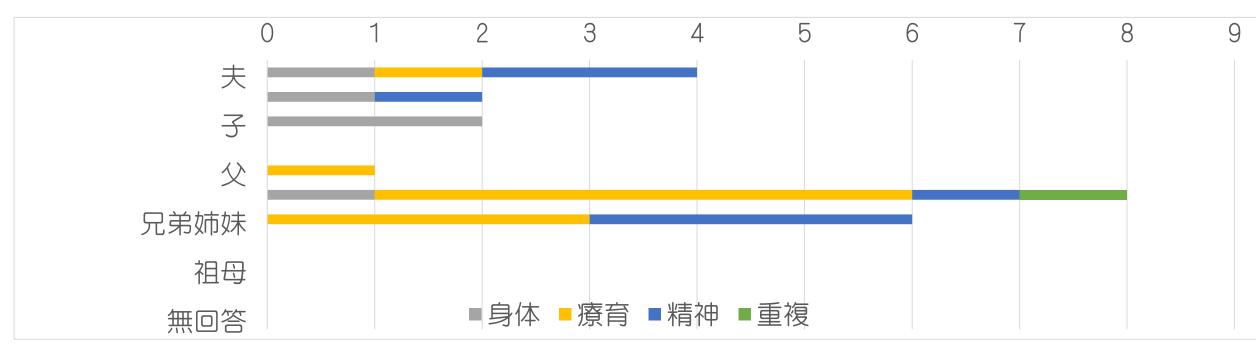
問8 家族や親族から介助(身の回りの世話、経済的支援など)を受けていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
		刮口 (/0 /	身体	療育	精神	重複	合計	
受けている	21	39. 6	5	8	7	1	21	
受けていない・あまり受けていない	31	58. 5	15	7	7	2	31	
無回答	1	1.9	0	1	0	0	1	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	



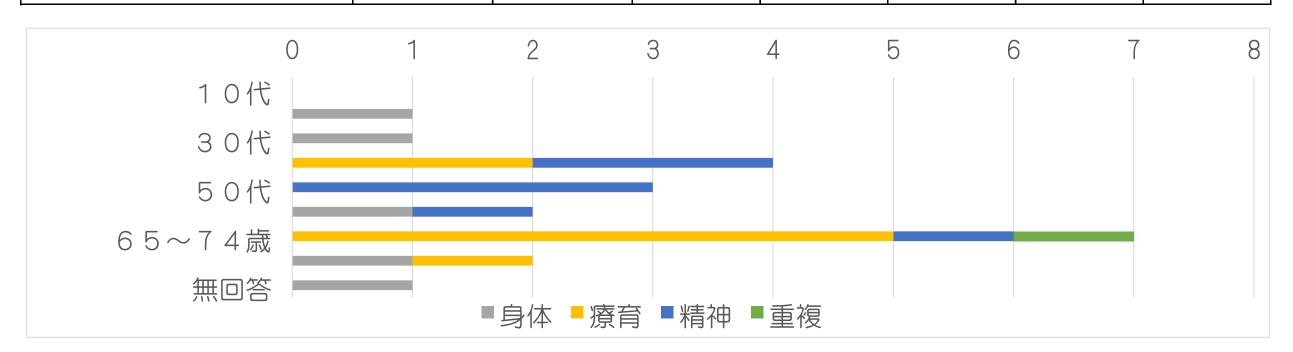
問9 主な介助者(支援者)はどなたですか。

百円	人米尔(人)	割合(%)-		障がし	\別人数	(人)	
項目	人数(人)		身体	療育	精神	重複	合計
夫	4	17. 4	1	1	2	0	4
妻 子	2	8. 7	1	0	1	0	2
子	2	8. 7	2	0	0	0	2
孫	0	0.0	0	0	0	0	0
父	1	4. 3	0	1	0	0	1
1	8	34.8	1	5	1	1	8
兄弟姉妹	6	26. 1	0	3	3	0	6
祖父	0	0.0	0	0	0	0	0
祖母	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	23	100.0	5	10	7	1	23



介助者(支援者)の方は何歳ですか。

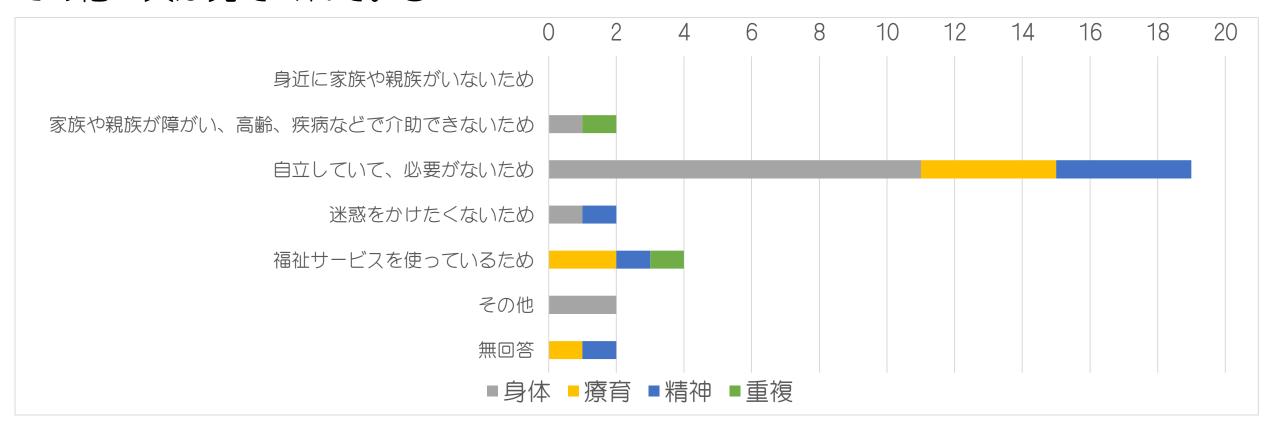
項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	重複	合計	
10代	0	0.0	0	0	0	0	0	
20代	1	4.8	1	0	0	0	1	
30代	1	4.8	1	0	0	0	1	
40代	4	19.0	0	2	2	0	4	
50代	3	14. 3	0	0	3	0	3	
60~64歳	2	9.5	1	0	1	0	2	
65~74歳	7	33. 3	0	5	1	1	7	
75歳以上	2	9.5	1	1	0	0	2	
無回答	1	4.8	1	0	0	0	1	
合計	21	100.0	5	8	7	1	21	



問10 受けていない(あまり受けていない)理由

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	重複	合計
身近に家族や親族がいないため	0	0.0	0	0	0	0	0
家族や親族が障がい、高齢、疾病などで介助できないため	2	6.5	1	0	0	1	2
自立していて、必要がないため	19	61. 3	11	4	4	0	19
迷惑をかけたくないため	2	6.5	1	0	1	0	2
福祉サービスを使っているため	4	12.9	0	2	1	1	4
その他	2	6.5	2	0	0	0	2
無回答	2	6.5	0	1	1	0	2
合計	31	100.0	15	7	7	2	31

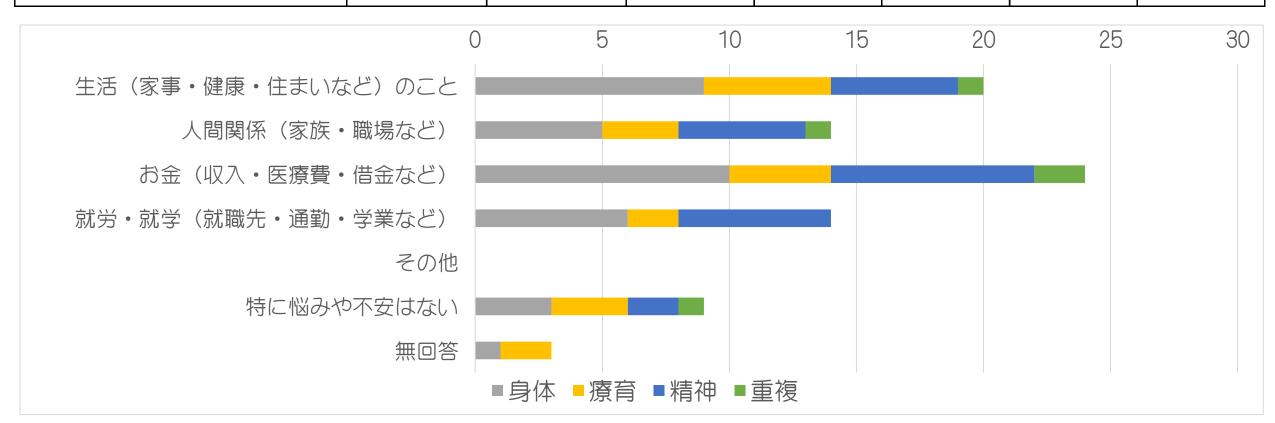
その他:夫が見てくれている。



問11 生活の中で、どのような悩みや不安がありますか。

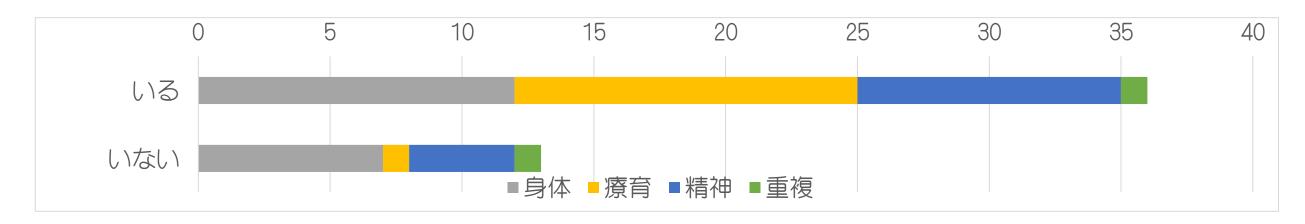
(1) 悩みや不安に思う事

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	重複	合計
生活(家事・健康・住まいなど)のこと	20	23.8	9	5	5	1	20
人間関係(家族・職場など)	14	16. 7	5	3	5	1	14
お金(収入・医療費・借金など)	24	28.6	10	4	8	2	24
就労・就学(就職先・通勤・学業など)	14	16. 7	6	2	6	0	14
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
特に悩みや不安はない	9	10. 7	3	3	2	1	9
無回答	3	3. 6	1	2	0	0	3
合計	84	100.0	34	19	26	5	84



(2) 悩みや不安なことについて、相談する相手はいますか。

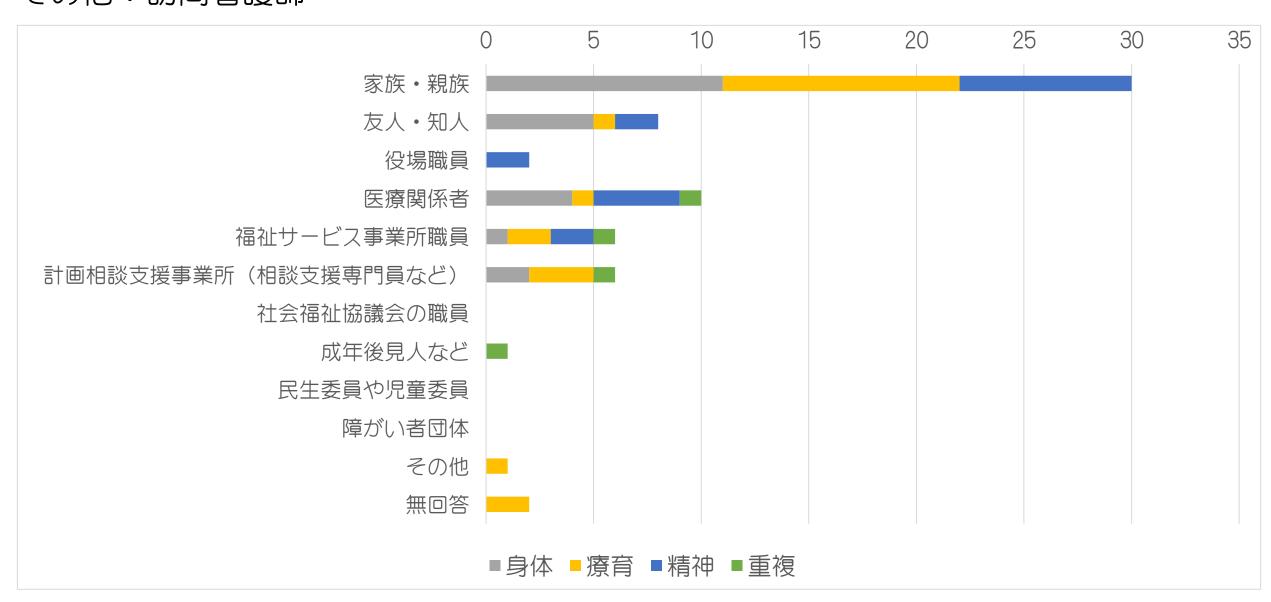
項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	重複	合計
いる	36	73. 5	12	13	10	1	36
いない	13	26. 5	7	1	4	1	13
合計	49	100.0	19	14	14	2	49



(3) 相談相手がいる場合、それはどなたですか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	重複	合計	
家族•親族	30	45.5	11	11	8	0	30	
友人•知人	8	12. 1	5	1	2	0	8	
役場職員	2	3.0	0	0	2	0	2	
医療関係者	10	15. 2	4	1	4	1	10	
福祉サービス事業所職員	6	9. 1	1	2	2	1	6	
計画相談支援事業所(相談支援専門員など)	6	9. 1	2	3	0	1	6	
社会福祉協議会の職員	0	0.0	0	0	0	0	0	
成年後見人など	1	1.5	0	0	0	1	1	
民生委員や児童委員	0	0.0	0	0	0	0	0	
障がい者団体	0	0.0	0	0	0	0	0	
その他	1	1.5	0	1	0	0	1	
無回答	2	3.0	0	2	0	0	2	
合計	66	100.0	23	21	18	4	66	

その他:訪問看護師

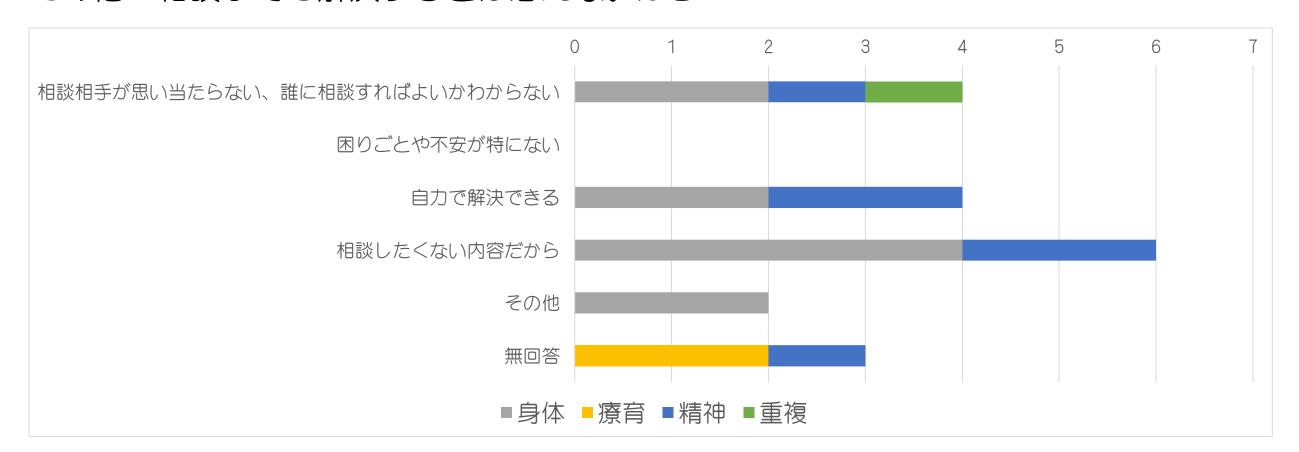


相談相手がいない場合、どのような理由が挙げられますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	重複	合計
相談相手が思い当たらない、誰に相談すればよいかわからない	4	21. 1	2	0	1	1	4
困りごとや不安が特にない	0	0.0	0	0	0	O	0
自力で解決できる	4	21. 1	2	0	2	0	4
相談したくない内容だから	6	31.6	4	0	2	0	6
その他	2	10.5	2	0	0	0	2
無回答	3	15. 8	0	2	1	0	3
合計	19	100.0	10	2	6	1	19

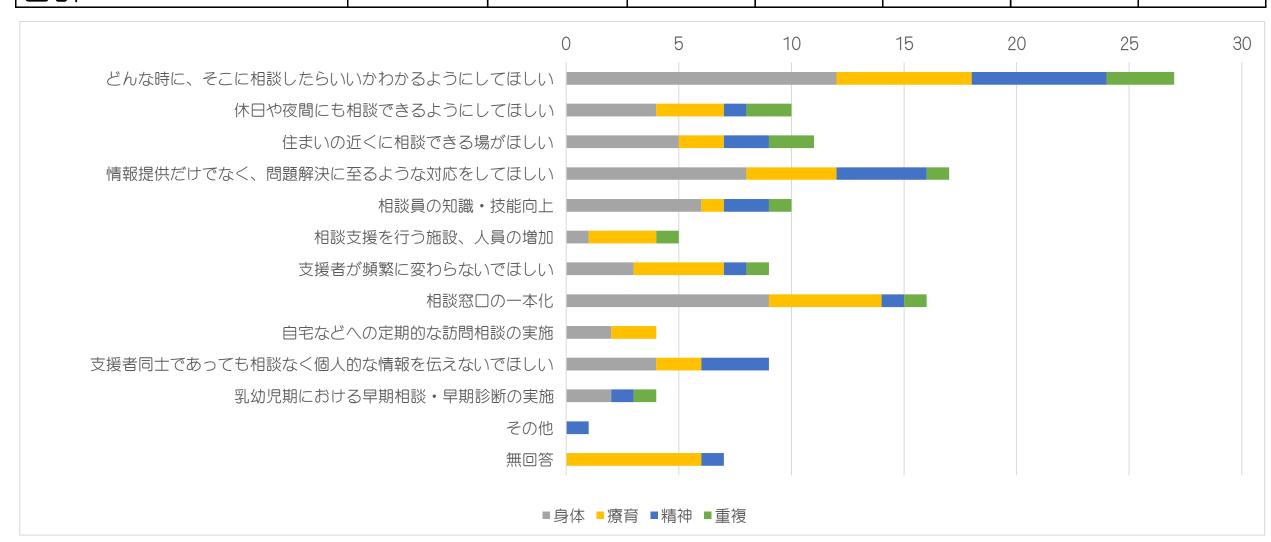
その他:障害の他に病があり、移動通院が家の近くならより楽だが、紹介状をもらって行っても断られきつくても自力で遠くの病院に通っている。医療機関にシャットアウトされると弱い立場だとあきらめるしかないと思っている方は他にもいるのかも、、と思う。

その他:相談しても解決するとは思えないから。



問12 障がい者福祉や生活に関する相談(相談支援体制)について、どのようなことを望みますか。

TA CO	1 坐5 / 1 \			障がし	別人数	(人)	
項目	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計
どんな時に、そこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	27	20.8	12	6	6	3	27
休日や夜間にも相談できるようにしてほしい	10	7. 7	4	3	1	2	10
住まいの近くに相談できる場がほしい	11	8. 5	5	2	2	2	11
情報提供だけでなく、問題解決に至るような対応をしてほしい	17	13. 1	8	4	4	1	17
相談員の知識・技能向上	10	7. 7	6	1	2	1	10
相談支援を行う施設、人員の増加	5	3.8	1	3	0	1	5
支援者が頻繁に変わらないでほしい	9	6.9	3	4	1	1	9
相談窓口の一本化	16	12. 3	9	5	1	1	16
自宅などへの定期的な訪問相談の実施	4	3. 1	2	2	0	0	4
支援者同士であっても相談なく個人的な情報を伝えないでほしい	9	6.9	4	2	3	0	9
乳幼児期における早期相談・早期診断の実施	4	3. 1	2	0	1	1	4
その他	1	0.8	0	0	1	0	1
無回答	7	5. 4	0	6	1	0	7
合計	130	100.0	56	38	23	13	130

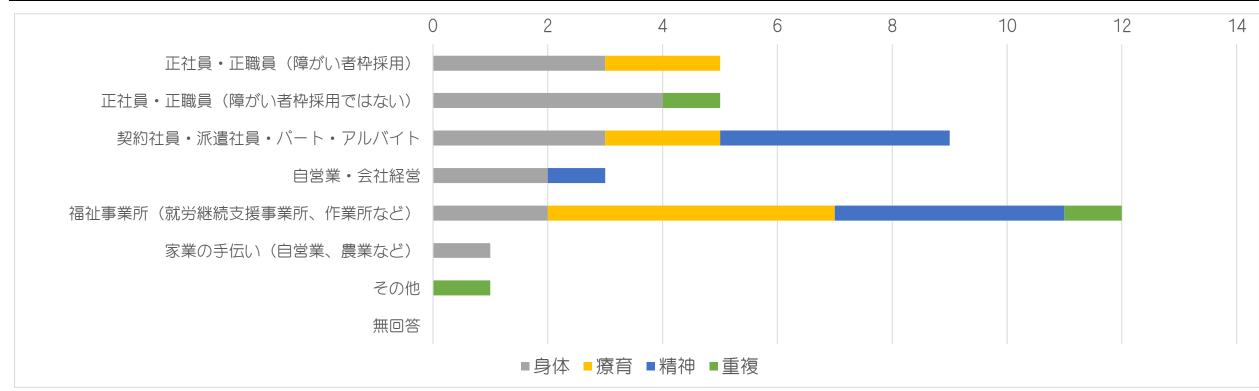


問13 現在、働いていますか。

現在、働いていますか	0						
項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	重複	合計
働いている	36	67. 9	15	9	9	3	36
働いていない	15	28. 3	ل ك	5	5	0	15
無回答	2	3.8	0	2	0	0	2
合計	53	100.0	20	16	14	3	53
0	5	10	15 2	20 25	5 30	35	40
働いている	_						
到してして				-			
働いていない							
無回答		■身体 ■療育	育 ■ 精神 ■ 重	重複			

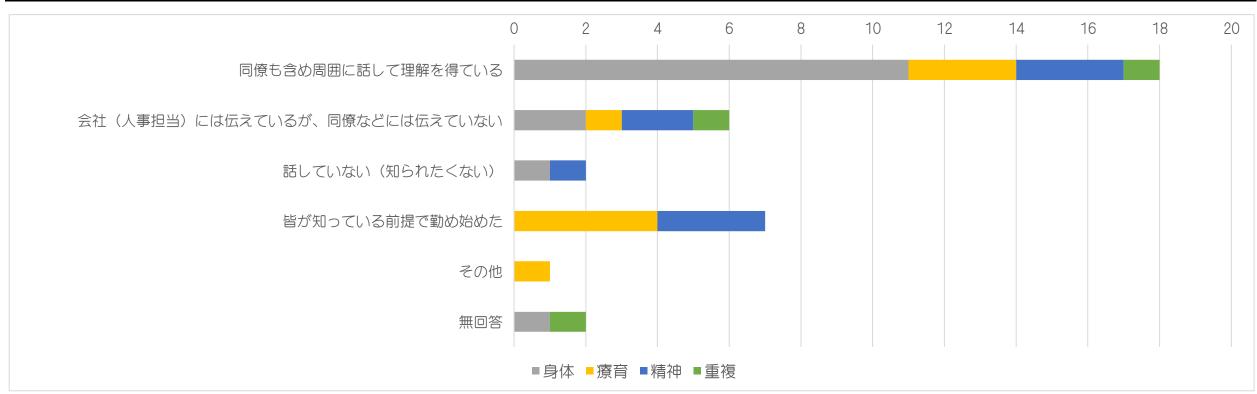
問14 仕事はどれに当てはまりますか。

項目	人数(人)	割合(%)		障がし	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	重複	合計
正社員・正職員(障がい者枠採用)	5	13. 9	3	2	0	0	5
正社員・正職員(障がい者枠採用ではない)	5	13. 9	4	0	0	1	5
契約社員・派遣社員・パート・アルバイト	9	25.0	3	2	4	0	9
自営業・会社経営	3	8.3	2	0	1	0	3
福祉事業所(就労継続支援事業所、作業所など)	12	33. 3	2	<u>ل</u>	4	1	12
家業の手伝い(自営業、農業など)	1	2.8	1	0	0	0	1
その他	1	2.8	0	0	0	1	1
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	36	100.0	15	9	9	3	36



問15 職場に障がいがあることを話していますか。

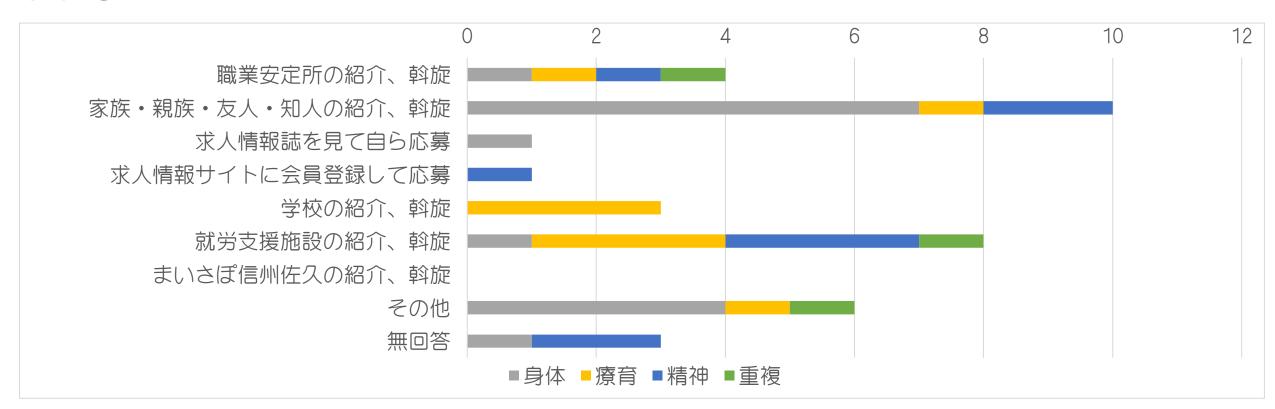
明物に控力い力の分として回しているタカ。								
項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	重複	合計	
同僚も含め周囲に話して理解を得ている	18	50.0	11	ന	3	1	18	
会社(人事担当)には伝えているが、同僚などには伝えていない	6	16. 7	2	1	2	1	6	
話していない(知られたくない)	2	5. 6	1	O	1	0	2	
皆が知っている前提で勤め始めた	7	19. 4	0	4	3	0	7	
その他	1	2.8	0	1	0	0	1	
無回答	2	5. 6	1	0	0	1	2	
合計	36	100.0	15	9	9	3	36	



問16 今の仕事に就いたきっかけは何ですか。

項目	人 米/	割合(%)-		障がし	別人数	(人)	
	人数(人)	刮口 (1/0)	身体	療育	精神	重複	合計
職業安定所の紹介、斡旋	4	11. 1	1	1	1	1	4
家族・親族・友人・知人の紹介、斡旋	10	27. 8	7	1	2	0	10
求人情報誌を見て自ら応募	1	2.8	1	0	0	0	1
求人情報サイトに会員登録して応募	1	2.8	0	0	1	0	1
学校の紹介、斡旋	3	8. 3	0	3	0	0	3
就労支援施設の紹介、斡旋	8	22. 2	1	3	3	1	8
まいさぽ信州佐久の紹介、斡旋	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	6	16. 7	4	1	0	1	6
無回答	3	8. 3	1	0	2	0	3
合計	36	100.0	15	9	9	3	36

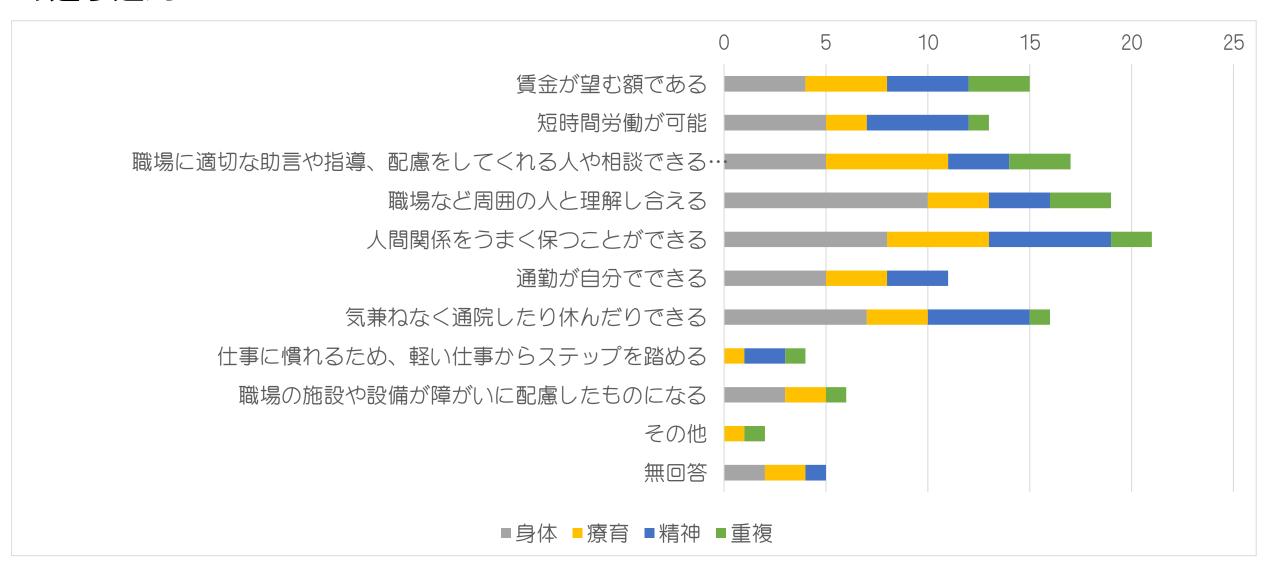
その他:知的障がい者の就労施設がなかったので山の子学園を通じて立ち上げた。起業(健常者の頃)。家業の引継ぎ。障害者になる以前に勤めていた職場で継続してもらった。



問17 今後も継続して働くため、どのような支援や環境が必要だと思いますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	重複	合計
賃金が望む額である	15	11. 6	4	4	4	3	15
短時間労働が可能	13	10. 1	5	2	5	1	13
職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人や相談できる人がいる	17	13. 2	5	6	3	3	17
職場など周囲の人と理解し合える	19	14. 7	10	3	3	3	19
人間関係をうまく保つことができる	21	16. 3	8	5	6	2	21
通勤が自分でできる	11	8.5	5	3	3	0	11
気兼ねなく通院したり休んだりできる	16	12. 4	7	3	5	1	16
仕事に慣れるため、軽い仕事からステップを踏める	4	3. 1	0	1	2	1	4
職場の施設や設備が障がいに配慮したものになる	6	4. 7	3	2	0	1	6
その他	2	1. 6	0	1	0	1	2
無回答	5	3. 9	2	2	1	0	5
合計	129	100.0	49	32	32	16	129

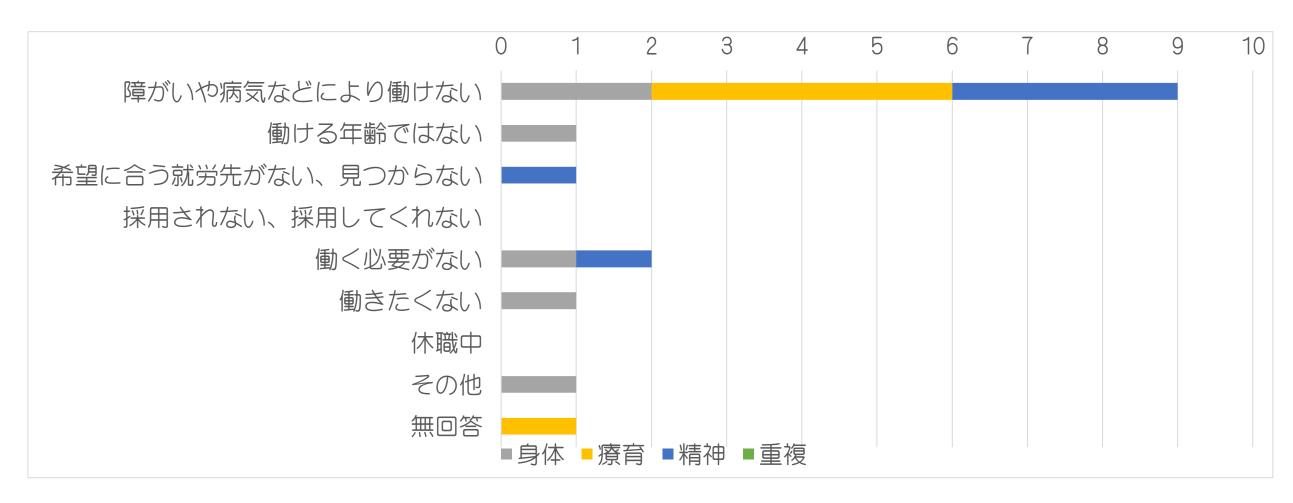
その他:生活介護の状態でも毎日仕事が出来るものには仕事をあたえてほしい。通勤の送り迎え。



問 1 8 働いていない理由

項目	人米尔(人)	到今 (0/)		障がし	\別人数	(人)	
以 日	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計
障がいや病気などにより働けない	9	56. 3	2	4	3	0	9
働ける年齢ではない	1	6.3	1	0	0	0	1
希望に合う就労先がない、見つからない	1	6.3	0	0	1	0	1
採用されない、採用してくれない	0	0.0	0	0	0	0	0
働く必要がない	2	12.5	1	0	1	0	2
働きたくない	1	6.3	1	0	0	0	1
休職中	0	0.0	0	0	0	O	0
その他	1	6.3	1	0	0	0	1
無回答	1	6.3	0	1	0	0	1
合計	16	100.0	6	5	5	0	16

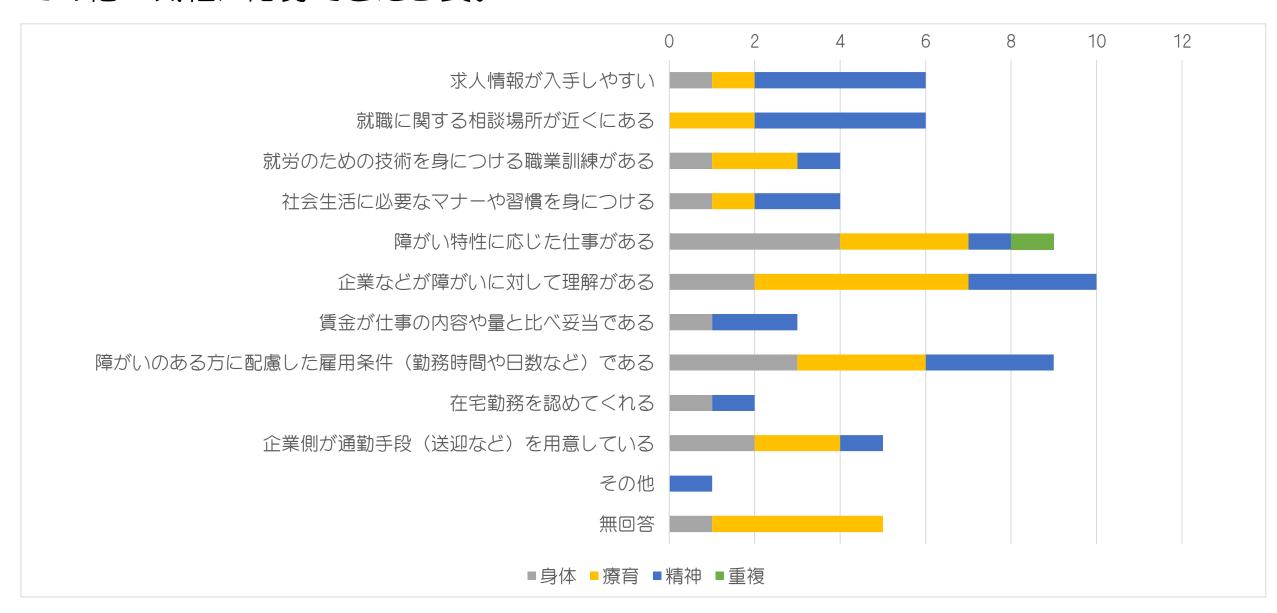
その他:足の障害+病気+年れいが高いが家でオンラインでできることがあったら働きたい。



問19 働き始めるには、どのような支援や環境が必要だと思いますか。

項目	人米尔(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
	人数(人)		身体	療育	精神	重複	合計
求人情報が入手しやすい	6	9. 4	1	1	4	0	6
就職に関する相談場所が近くにある	6	9. 4	0	2	4	0	6
就労のための技術を身につける職業訓練がある	4	6.3	1	2	1	0	4
社会生活に必要なマナーや習慣を身につける	4	6.3	1	1	2	0	4
障がい特性に応じた仕事がある	9	14. 1	4	3	1	1	9
企業などが障がいに対して理解がある	10	15.6	2	5	3	0	10
賃金が仕事の内容や量と比べ妥当である	3	4. 7	1	0	2	0	3
障がいのある方に配慮した雇用条件(勤務時間や日数など)である	9	14. 1	3	3	3	0	9
在宅勤務を認めてくれる	2	3. 1	1	0	1	0	2
企業側が通勤手段(送迎など)を用意している	5	7.8	2	2	1	0	5
その他	1	1.6	0	0	1	0	1
無回答	5	7.8	1	4	0	0	5
合計	64	100.0	17	23	23	1	64

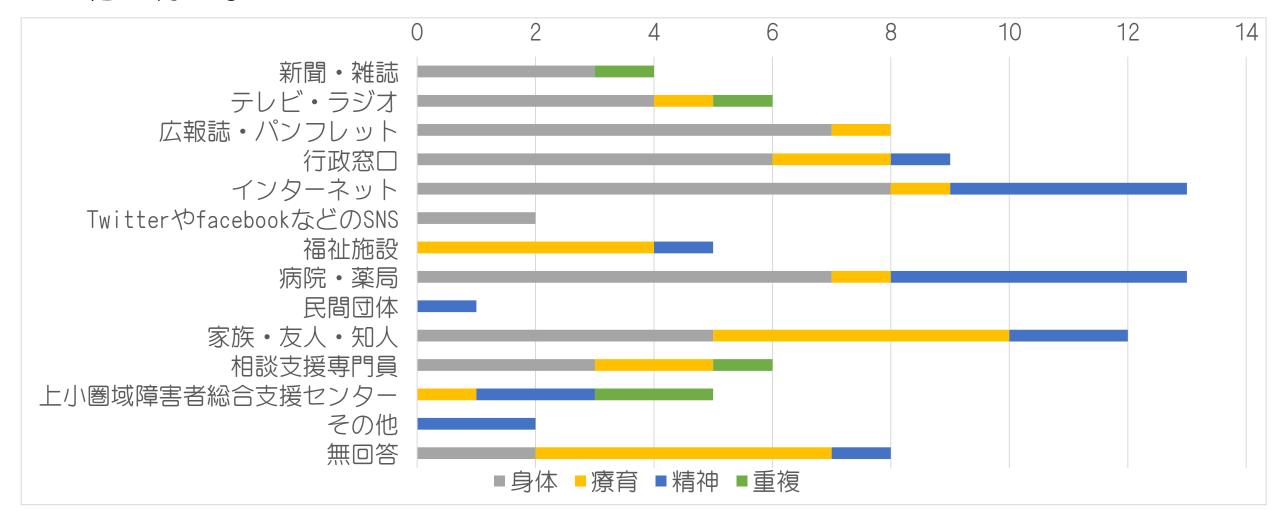
その他:気軽に応募できたら良い。



問20 障がい福祉に関する情報をどこから入手していますか。

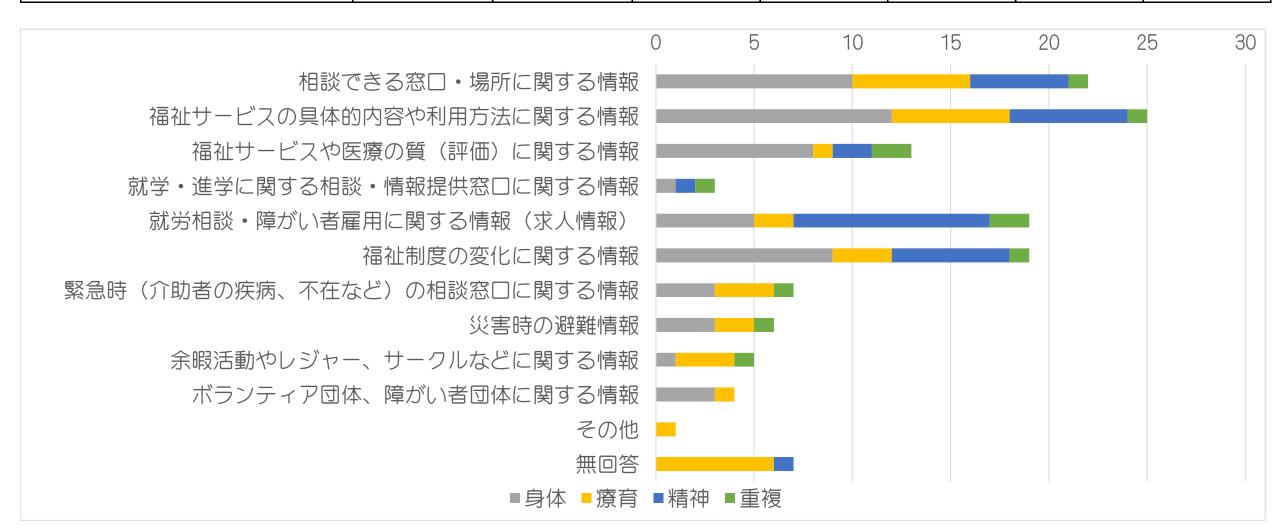
百円	人 米 /t	到今 (0/)		障がし	別人数	(人)	
項目	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計
新聞・雑誌	4	4. 3	3	0	0	1	4
テレビ・ラジオ	6	6. 4	4	1	0	1	6
広報誌・パンフレット	8	8.5	7	1	0	0	8
行政窓口	9	9.6	6	2	1	0	9
インターネット	13	13.8	8	1	4	0	13
TwitterやfacebookなどのSNS	2	2. 1	2	0	0	0	2
福祉施設	P.	5. 3	0	4	1	0	5
病院•薬局	13	13.8	7	1	5	0	13
民間団体	1	1. 1	0	0	1	0	1
家族・友人・知人	12	12.8	5	5	2	0	12
相談支援専門員	6	6. 4	3	2	0	1	6
上小圏域障害者総合支援センター	5	5. 3	0	1	2	2	5
その他	2	2. 1	0	0	2	0	2
無回答	8	8. 5	2	5	1	0	8
合計	94	100.0	47	23	19	5	94

その他:特になし



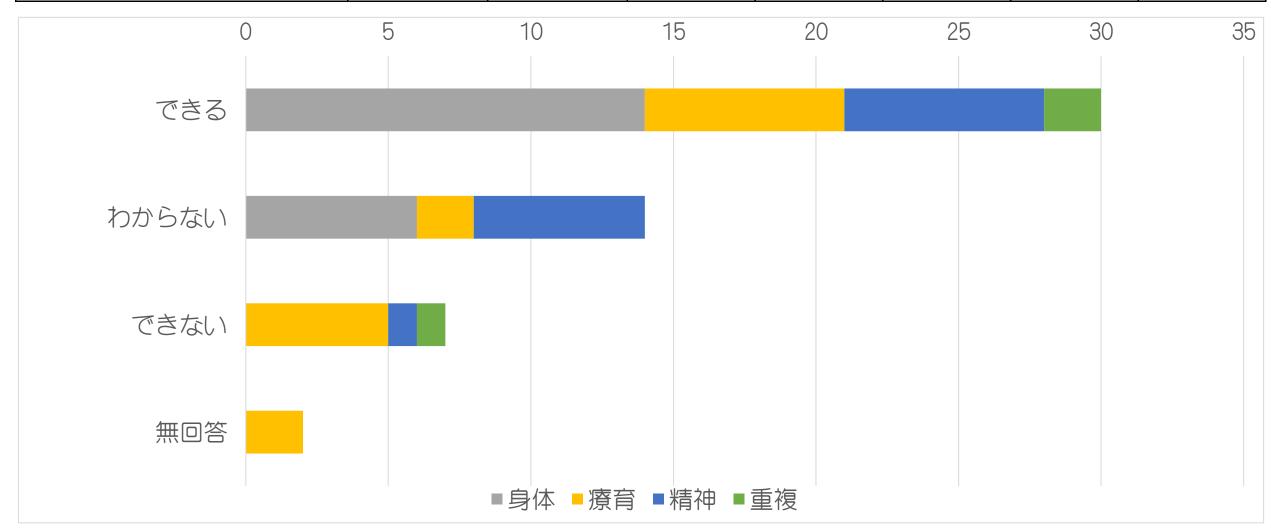
問21 今後充実してほしいと思う情報はどれですか。

項目	人 米 /t	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
以日 	人数(人)	히미 (/o/	身体	療育	精神	重複	合計
相談できる窓□・場所に関する情報	22	16.8	10	6	5	1	22
福祉サービスの具体的内容や利用方法に関する情報	25	19. 1	12	6	6	1	25
福祉サービスや医療の質(評価)に関する情報	13	9.9	8	1	2	2	13
就学・進学に関する相談・情報提供窓□に関する情報	3	2.3	1	0	1	1	3
就労相談・障がい者雇用に関する情報(求人情報)	19	14. 5	5	2	10	2	19
福祉制度の変化に関する情報	19	14. 5	9	3	6	1	19
緊急時(介助者の疾病、不在など)の相談窓□に関する情報	7	5.3	3	3	0	1	7
災害時の避難情報	6	4.6	3	2	0	1	6
余暇活動やレジャー、サークルなどに関する情報	P.	3.8	1	3	0	1	5
ボランティア団体、障がい者団体に関する情報	4	3. 1	3	1	0	0	4
その他	1	0.8	0	1	0	0	1
無回答	7	5. 3	0	6	1	0	7
合計	131	100.0	55	34	31	11	131



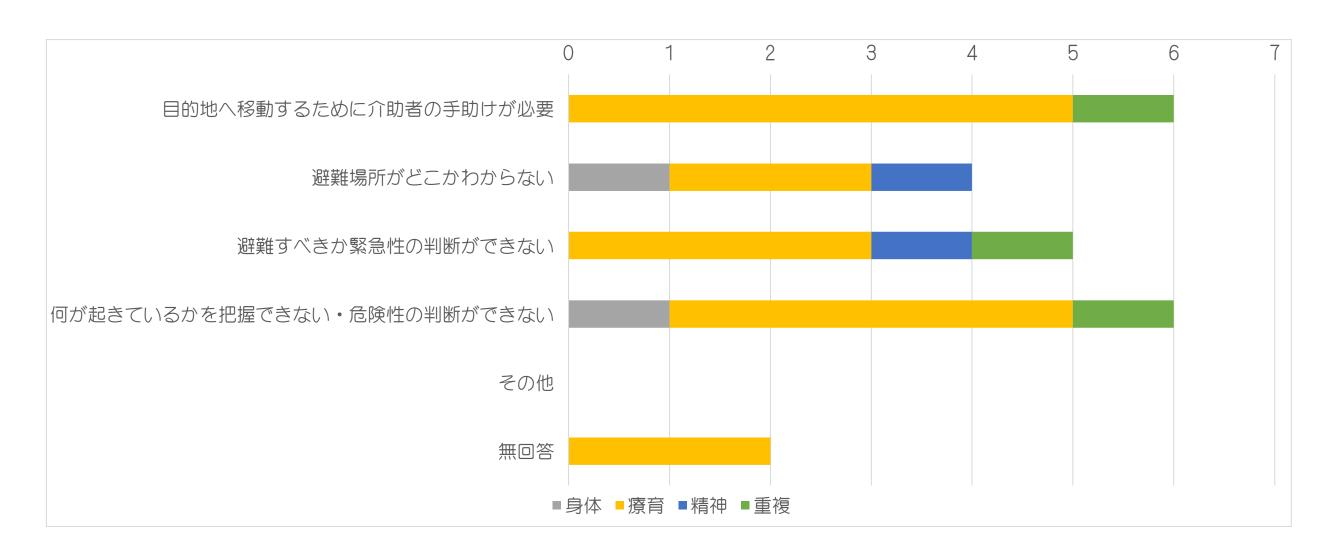
問22 災害時にひとりで(自力で)避難できますか。

項目	人数(人)	割合(%)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	重複	合計	
できる	30	56.6	14	7	7	2	30	
わからない	14	26. 4	6	2	6	0	14	
できない	7	13. 2	0	5	1	1	7	
無回答	2	3.8	0	2	0	0	2	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	



問23 ひとりで避難できない理由。

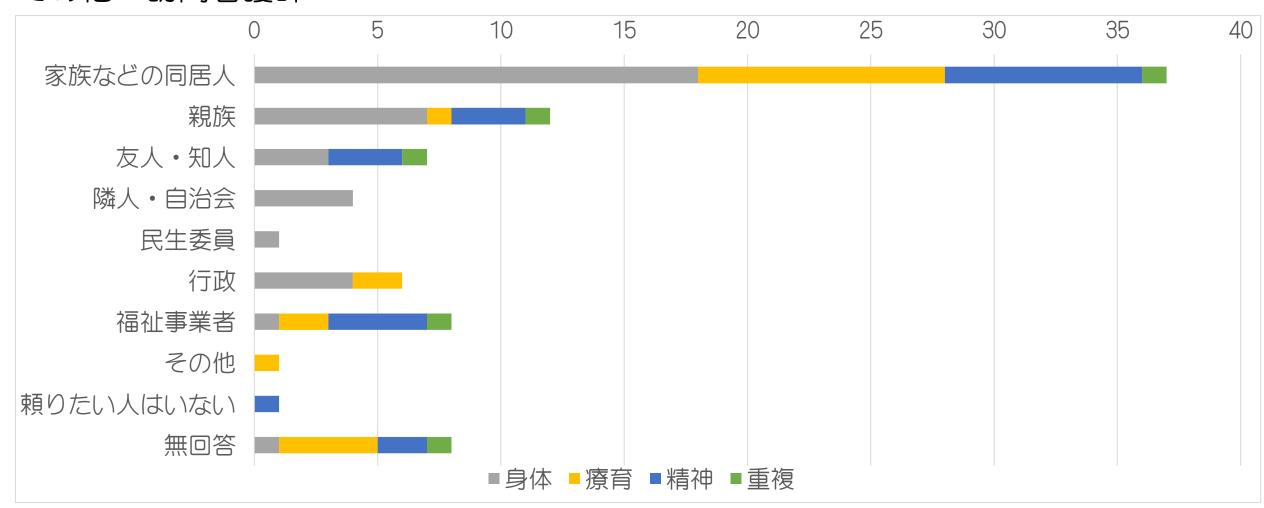
項目	人数(人)		障がい別人数(人)						
		割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計		
目的地へ移動するために介助者の手助けが必要	6	26. 1	0	5	0	1	6		
避難場所がどこかわからない	4	17. 4	1	2	1	0	4		
避難すべきか緊急性の判断ができない	5	21. 7	0	3	1	1	5		
何が起きているかを把握できない・危険性の判断ができない	6	26. 1	1	4	0	1	6		
その他	0	0.0	0	0	0	0	0		
無回答	2	8. 7	0	2	0	0	2		
合計	23	100.0	2	16	2	3	23		



問24 災害時に誰を頼りにしたいと思っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	重複	合計
家族などの同居人	37	43. 5	18	10	8	1	37
親族	12	14. 1	7	1	3	1	12
友人·知人	7	8. 2	3	0	3	1	7
隣人·自治会	4	4. 7	4	0	0	0	4
民生委員	1	1. 2	1	0	0	0	1
行政	6	7. 1	4	2	0	0	6
福祉事業者	8	9. 4	1	2	4	1	8
その他	1	1. 2	0	1	0	0	1
頼りたい人はいない	1	1. 2	0	0	1	0	1
無回答	8	9. 4	1	4	2	1	8
合計	85	100.0	39	20	21	5	85

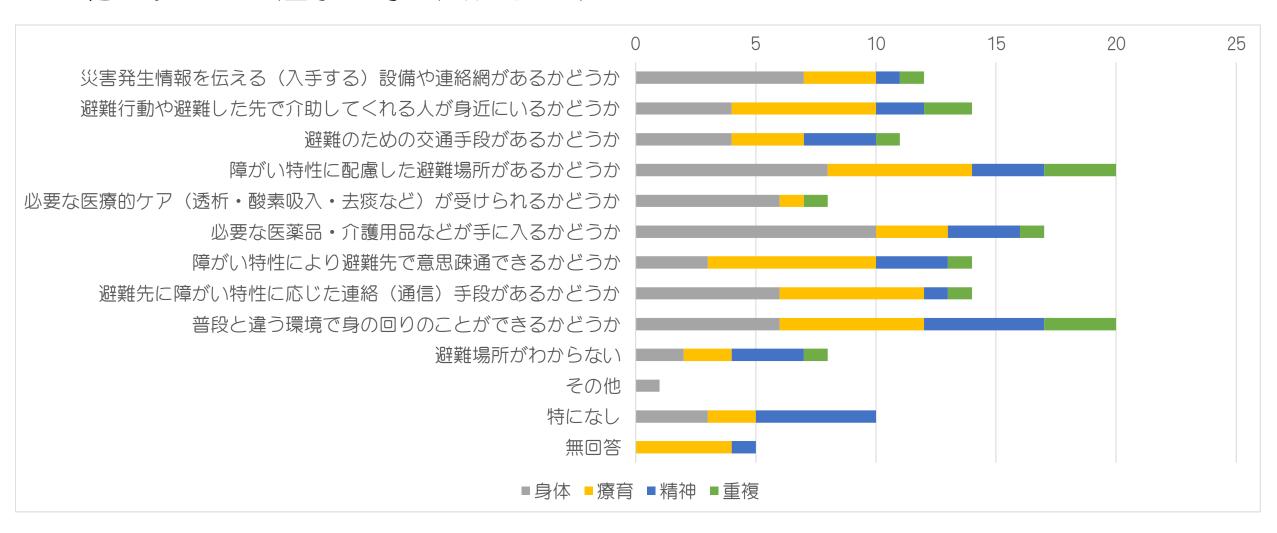
その他:訪問看護師



問25 災害が発生したとき、どんなことが不安ですか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
		刮口 (/0/	身体	療育	精神	重複	合計
災害発生情報を伝える(入手する)設備や連絡網があるかどうか	12	7.8	7	3	1	1	12
避難行動や避難した先で介助してくれる人が身近にいるかどうか	14	9. 1	4	6	2	2	14
避難のための交通手段があるかどうか	11	7. 1	4	3	3	1	11
障がい特性に配慮した避難場所があるかどうか	20	13. 0	8	6	3	3	20
必要な医療的ケア(透析・酸素吸入・去痰など)が受けられるかどうか	8	5. 2	6	1	0	1	8
必要な医薬品・介護用品などが手に入るかどうか	17	11.0	10	3	3	1	17
障がい特性により避難先で意思疎通できるかどうか	14	9. 1	3	7	3	1	14
避難先に障がい特性に応じた連絡(通信)手段があるかどうか	14	9. 1	6	6	1	1	14
普段と違う環境で身の回りのことができるかどうか	20	13. 0	6	6	5	3	20
避難場所がわからない	8	5. 2	2	2	3	1	8
その他	1	0.6	1	0	0	0	1
特になし	10	6.5	3	2	5	0	10
無回答	5	3. 2	0	4	1	0	5
合計	154	100.0	60	49	30	15	154

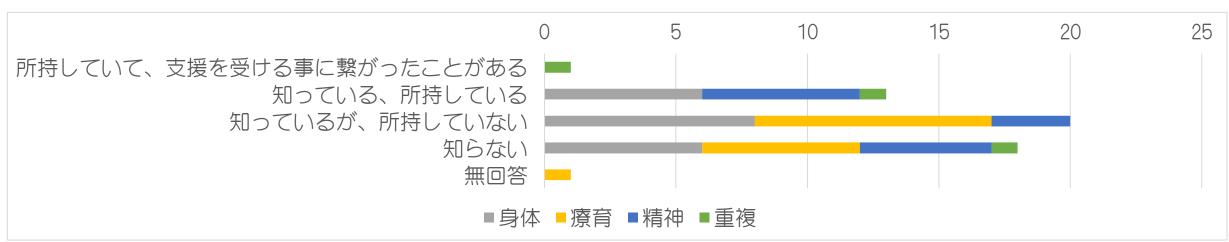
その他:いつもの温泉に毎日入れるか?



問26

「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を知っていますか。

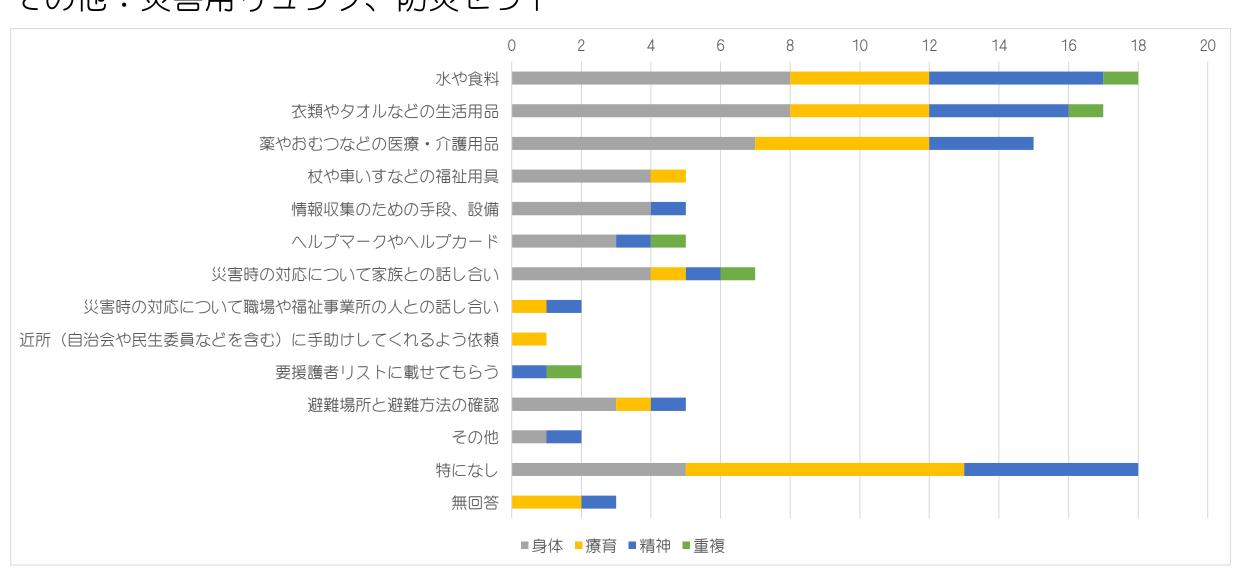
項目	人数(人)	割合(%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	重複	合計
所持していて、支援を受ける事に繋がったことがある	1	1.9	0	0	O	1	1
知っている、所持している	13	24. 5	6	0	6	1	13
知っているが、所持していない	20	37. 7	8	9	3	0	20
知らない	18	34.0	6	6	ſΩ	1	18
無回答	1	1.9	0	1	0	0	1
合計	53	100.0	20	16	14	3	53



問27 災害時に備え、準備していること(もの)は何ですか。

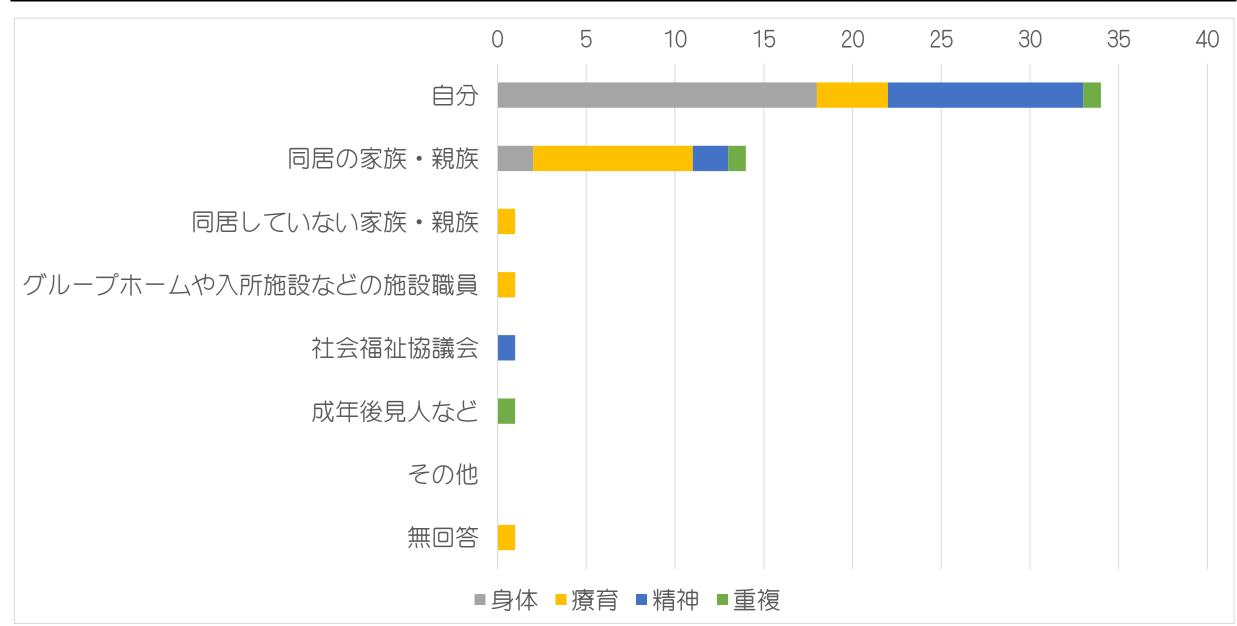
火石のに開え、年間し	201000		1019	7 7 0			
百日	人 米 /T	 割合(%)		障がし	別人数	(人)	
項目	人数(人)		身体	療育	精神	重複	合計
水や食料	18	17. 1	8	4	5	1	18
衣類やタオルなどの生活用品	17	16. 2	8	4	4	1	17
薬やおむつなどの医療・介護用品	15	14. 3	7	5	3	0	15
杖や車いすなどの福祉用具	5	4.8	4	1	0	0	5
情報収集のための手段、設備	رح ح	4.8	4	0	1	0	5
ヘルプマークやヘルプカード	5	4.8	3	0	1	1	5
災害時の対応について家族との話し合い	7	6. 7	4	1	1	1	7
災害時の対応について職場や福祉事業所の人との話し合い	2	1.9	0	1	1	0	2
近所(自治会や民生委員などを含む)に手助けしてくれるよう依頼	1	1.0	0	1	0	0	1
要援護者リストに載せてもらう	2	1.9	0	0	1	1	2
避難場所と避難方法の確認	P.	4.8	3	1	1	0	5
その他	2	1.9	1	0	1	0	2
特になし	18	17. 1	5	8	5	0	18
無回答	3	2.9	0	2	1	0	3
合計	105	100.0	47	28	25	5	105

その他:災害用リュック、防災セット



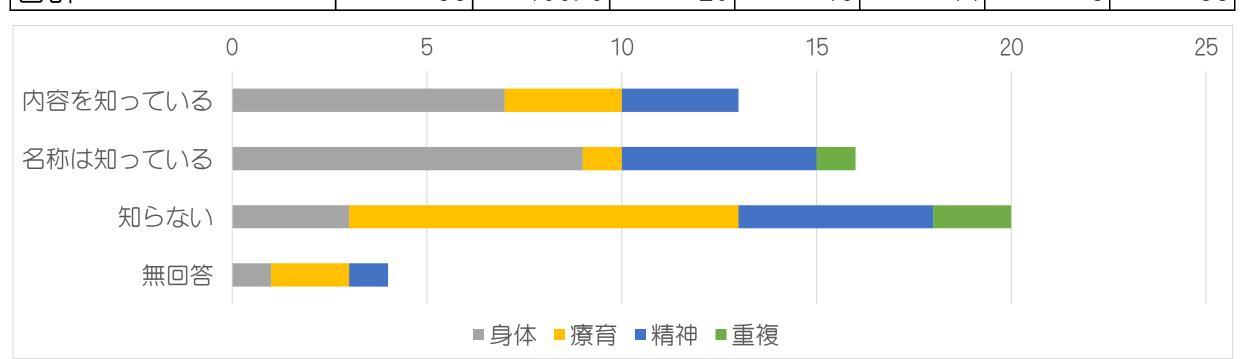
問28 お金の管理は主にどなたがしていますか。

項目	人米ケノ人	到今 (0/)		障がし	\別人数	(人)	
以 日	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計
自分	34	64. 2	18	4	11	1	34
同居の家族・親族	14	26. 4	2	9	2	1	14
同居していない家族・親族	1	1.9	0	1	0	0	1
グループホームや入所施設などの施設職員	1	1.9	0	1	0	0	1
社会福祉協議会	1	1.9	0	0	1	0	1
成年後見人など	1	1.9	0	O	O	1	1
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
無回答	1	1.9	0	1	0	0	1
合計	53	100.0	20	16	14	3	53



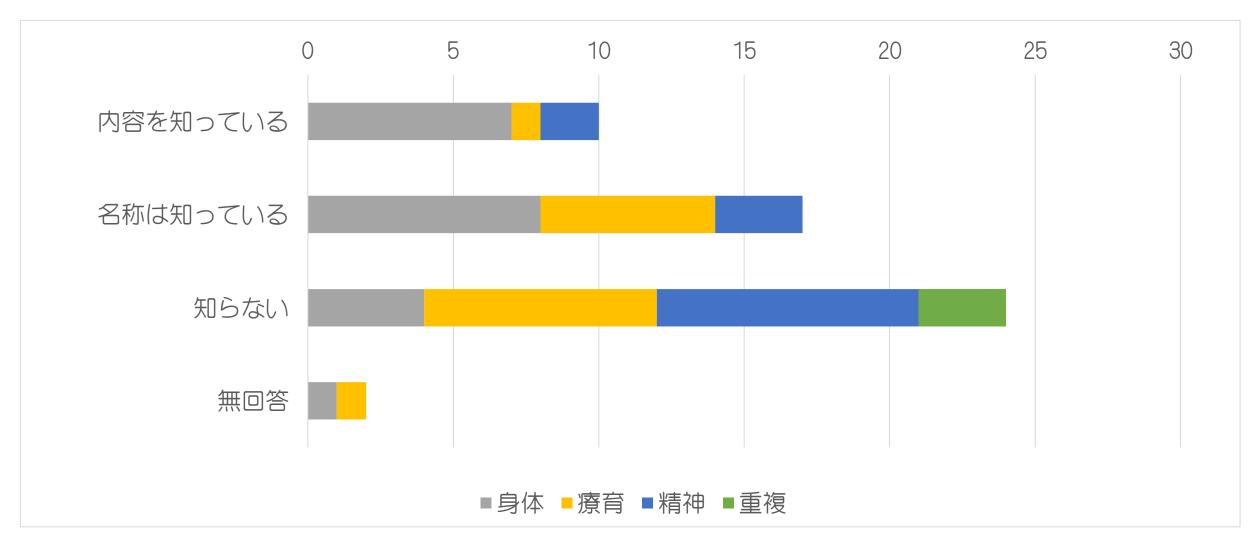
問29 「成年後見人制度」を知っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)							
		in (/o /	身体	療育	精神	重複	合計			
内容を知っている	13	24. 5	7	3	3	0	13			
名称は知っている	16	30. 2	9	1	5	1	16			
知らない	20	37. 7	3	10	5	2	20			
無回答	4	7.5	1	2	1	0	4			
合計	53	100.0	20	16	14	3	53			



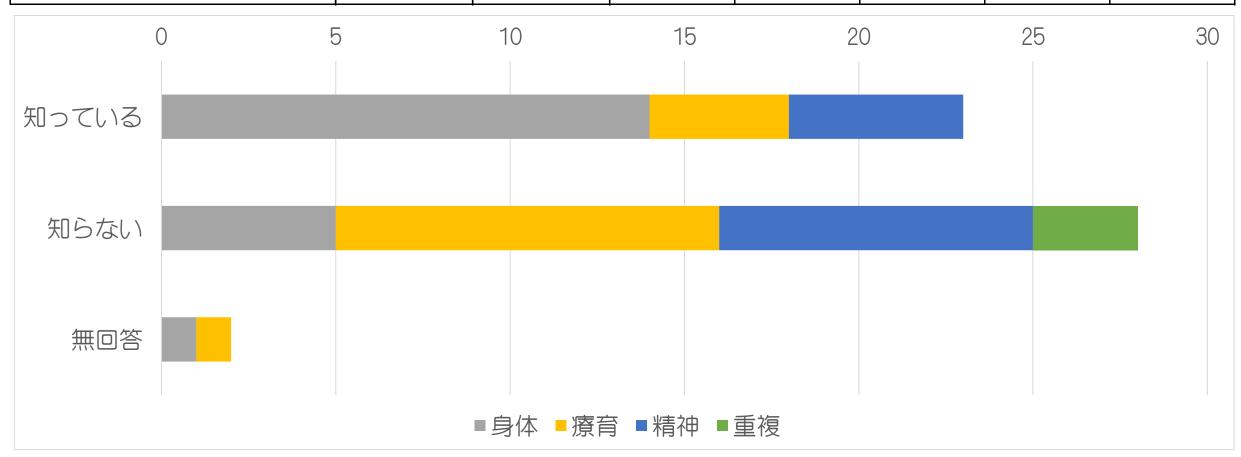
問30 「障害者虐待防止法」(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)を知っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
		刮口 (/0/	身体	療育	精神	重複	合計	
内容を知っている	10	18.9	7	1	2	O	10	
名称は知っている	17	32. 1	8	9	3	O	17	
知らない	24	45. 3	4	8	9	3	24	
無回答	2	3.8	1	1	0	0	2	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	



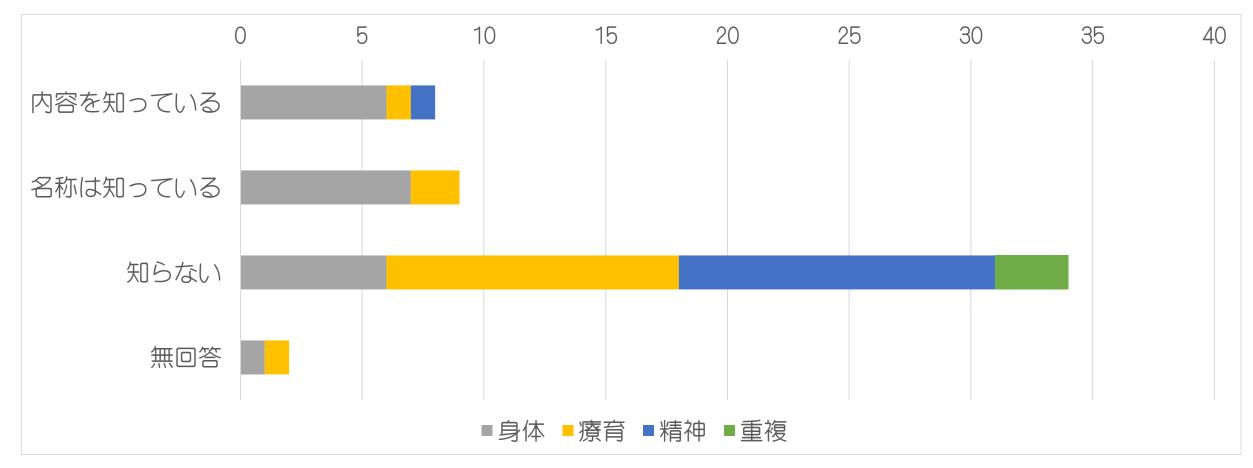
問31 障がいのある方への虐待を発見したとき(自身が虐待を受けた場合を含む。)に通 報義務があることを知っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
	人数(人) 		身体	療育	精神	重複	合計	
知っている	23	43. 4	14	4	5	0	23	
知らない	28	52.8	5	11	9	3	28	
無回答	2	3.8	1	1	0	0	2	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	



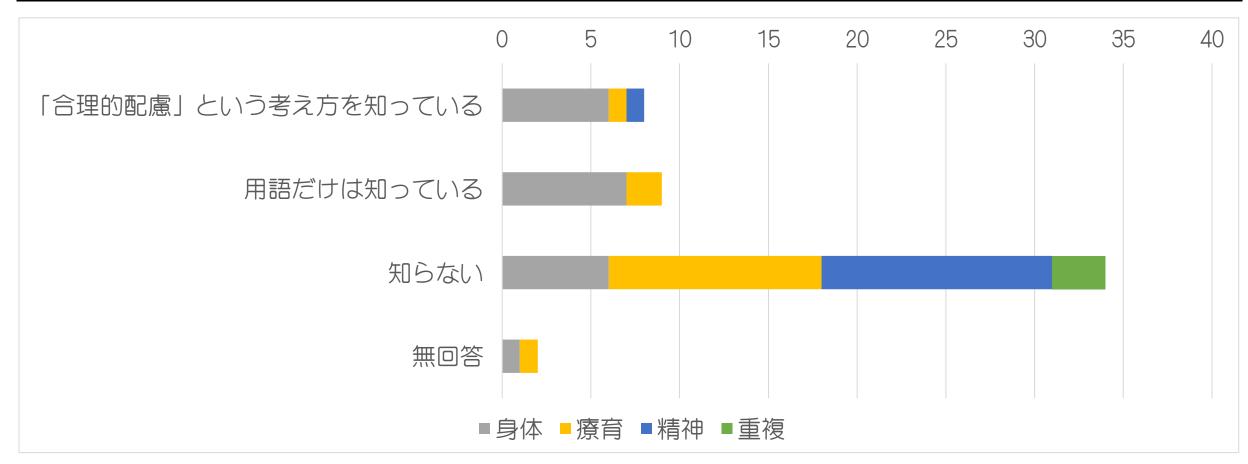
問32 「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)を知っていますか。

項目	人数(人)	割合(%)	障がい別人数(人)					
		刮口 (/0/	身体	療育	精神	重複	合計	
内容を知っている	8	15. 1	6	1	1	0	8	
名称は知っている	9	17.0	7	2	0	0	9	
知らない	34	64. 2	6	12	13	3	34	
無回答	2	3.8	1	1	0	0	2	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	



問33 「合理的配慮」について知っていますか。

項目	人米ケノ人)	如今 (0/)	障がい別人数(人)					
	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計	
「合理的配慮」という考え方を知っている	8	15. 1	6	1	1	0	8	
用語だけは知っている	9	17.0	7	2	0	0	9	
知らない	34	64. 2	6	12	13	3	34	
無回答	2	3.8	1	1	0	0	2	
合計	53	100.0	20	16	14	3	53	

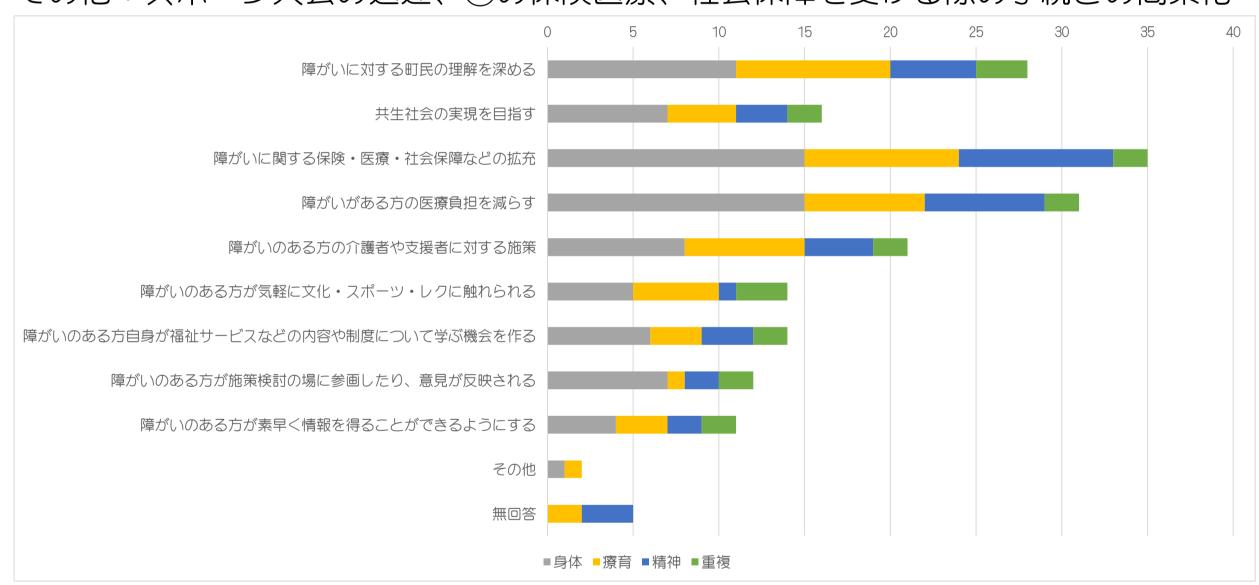


問34 特に重要だと思う「障がい福祉施策」はどれですか。

(1) 生活全般

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
以日 		刮口 (/0/	身体	療育	精神	重複	合計
障がいに対する町民の理解を深める	28	14. 8	11	9	5	3	28
共生社会の実現を目指す	16	8.5	7	4	3	2	16
障がいに関する保険・医療・社会保障などの拡充	35	18. 5	15	9	9	2	35
障がいがある方の医療負担を減らす	31	16. 4	15	7	7	2	31
障がいのある方の介護者や支援者に対する施策	21	11. 1	8	7	4	2	21
障がいのある方が気軽に文化・スポーツ・レクに触れられる	14	7. 4	F5	Ŋ	1	3	14
障がいのある方自身が福祉サービスなどの内容や制度について学ぶ機会を作る	14	7. 4	6	ന	3	2	14
障がいのある方が施策検討の場に参画したり、意見が反映される	12	6.3	7	1	2	2	12
障がいのある方が素早く情報を得ることができるようにする	11	5.8	4	ന	2	2	11
その他	2	1. 1	1	1	0	0	2
無回答	5	2. 6	0	2	3	0	5
合計	189	100.0	79	51	39	20	189

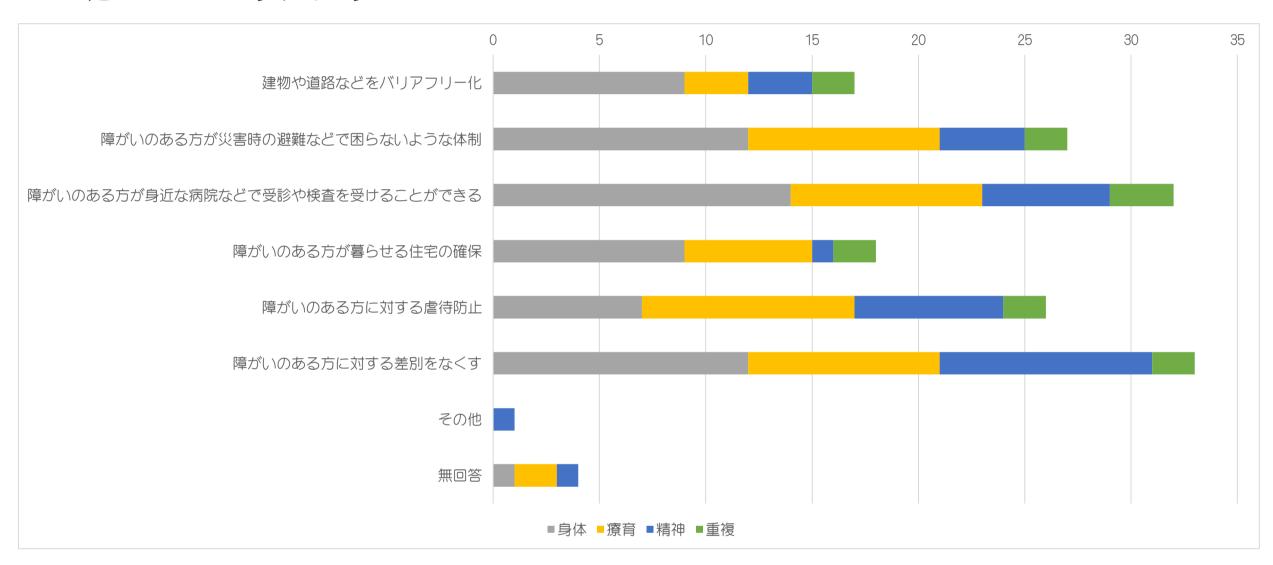
その他:スポーツ大会の送迎、③の保険医療、社会保障を受ける際の手続きの簡素化



(2) 安心安全の確保

項目	人米尔(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
以 日	人数(人) 		身体	療育	精神	重複	合計
建物や道路などをバリアフリー化	17	10.8	9	3	3	2	17
障がいのある方が災害時の避難などで困らないような体制	27	17. 1	12	9	4	2	27
障がいのある方が身近な病院などで受診や検査を受けることができる	32	20. 3	14	9	6	3	32
障がいのある方が暮らせる住宅の確保	18	11. 4	9	6	1	2	18
障がいのある方に対する虐待防止	26	16. 5	7	10	7	2	26
障がいのある方に対する差別をなくす	33	20. 9	12	9	10	2	33
その他	1	0.6	0	0	1	0	1
無回答	4	2.5	1	2	1	0	4
合計	158	100.0	64	48	33	13	158

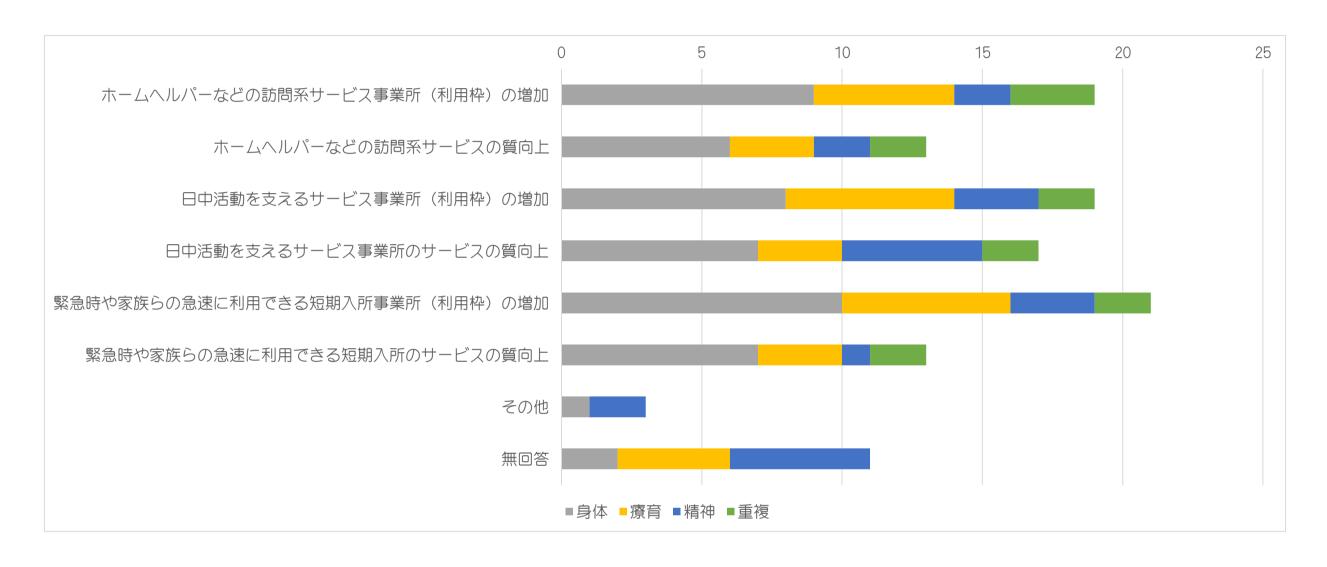
その他:心のバリアフリー



(3) 福祉サービスの充実

項目	人 米 /T	割合(%)		障がし	別人数	(人)	
以 日 	人数(人)	到口 (%)	身体	療育	精神	重複	合計
ホームヘルパーなどの訪問系サービス事業所(利用枠)の増加	19	16. 4	9	5	2	3	19
ホームヘルパーなどの訪問系サービスの質向上	13	11. 2	6	3	2	2	13
日中活動を支えるサービス事業所(利用枠)の増加	19	16. 4	8	6	3	2	19
日中活動を支えるサービス事業所のサービスの質向上	17	14. 7	7	3	5	2	17
緊急時や家族らの急速に利用できる短期入所事業所(利用枠)の増加	21	18. 1	10	6	3	2	21
緊急時や家族らの急速に利用できる短期入所のサービスの質向上	13	11. 2	7	3	1	2	13
その他	3	2.6	1	0	2	0	3
無回答	11	9.5	2	4	5	0	11
合計	116	100.0	50	30	23	13	116

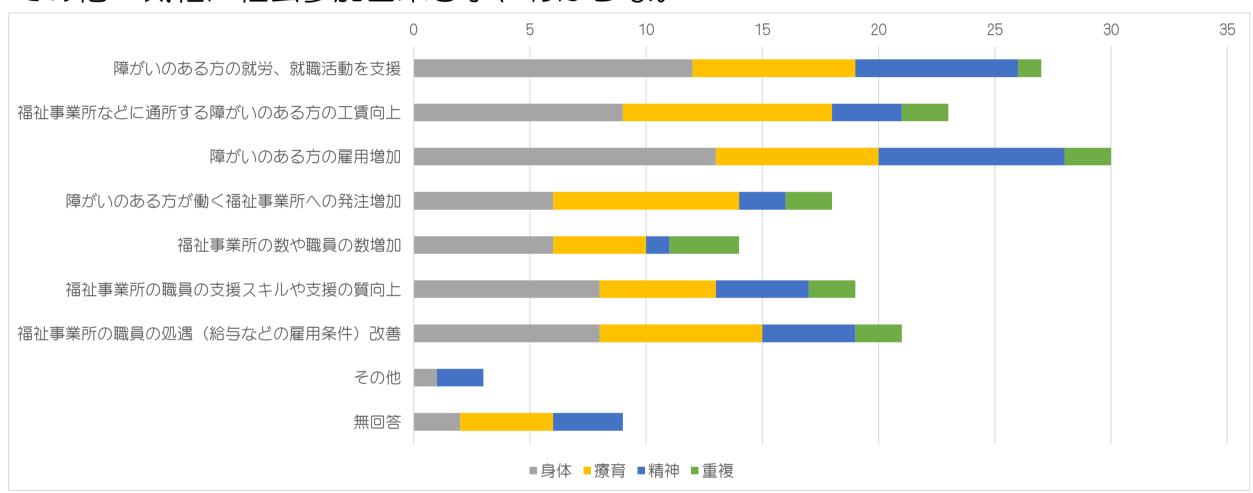
その他:わからない。



(4) 就労支援体制の充実

百口	人米尔(人)	到今 (0/)		障がし	別人数	(人)	
[項目	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	重複	合計
障がいのある方の就労、就職活動を支援	27	16. 5	12	7	7	1	27
福祉事業所などに通所する障がいのある方の工賃向上	23	14.0	9	9	3	2	23
障がいのある方の雇用増加	30	18. 3	13	7	8	2	30
障がいのある方が働く福祉事業所への発注増加	18	11.0	6	8	2	2	18
福祉事業所の数や職員の数増加	14	8 .	6	4	1	3	14
福祉事業所の職員の支援スキルや支援の質向上	19	11.6	8	5	4	2	19
福祉事業所の職員の処遇(給与などの雇用条件)改善	21	12.8	8	7	4	2	21
その他	3	1.8	1	0	2	0	3
無回答	9	5 . 5	2	4	3	0	9
合計	164	100.0	65	51	34	14	164

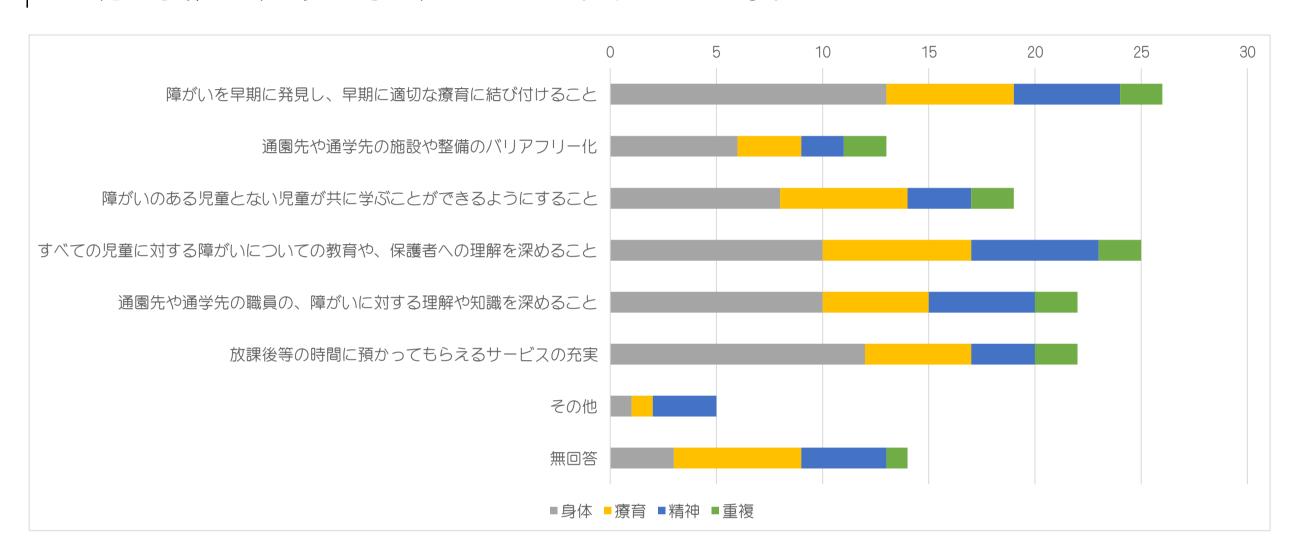
その他:気軽に社会参加出来る事、わからない



(5)児童福祉

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
		到口 (/0)	身体	療育	精神	重複	合計
障がいを早期に発見し、早期に適切な療育に結び付けること	26	15. 9	13	6	5	2	26
通園先や通学先の施設や整備のバリアフリー化	13	7.9	6	3	2	2	13
障がいのある児童とない児童が共に学ぶことができるようにすること	19	11.6	8	6	3	2	19
すべての児童に対する障がいについての教育や、保護者への理解を深めること	25	15. 2	10	7	6	2	25
通園先や通学先の職員の、障がいに対する理解や知識を深めること	22	13. 4	10	IJ	5	2	22
放課後等の時間に預かってもらえるサービスの充実	22	13. 4	12	IJ	3	2	22
その他	5	3.0	1	1	3	0	5
無回答	14	8.5	3	6	4	1	14
合計	146	89.0	63	39	31	13	146

その他:安価で住める町営住宅がほしい、わからない



問35

障がい福祉施策について思う事

前回も記載をさせて頂いたのですが、名前を書いていないだけで誰からのアンケートであるか簡単に判明してしまう様なものはやめて頂きたい。全然プライバシーの保護になっていません。設問も当然の内容だと思う。町から多大なるご支援を頂いている身分で言える資格はないのはわかっておりますが、記載をさせて頂きました。申し訳ありませんでした。

多数派の普通と少数派の異質、どちらも正解であるという事が全ての人に理解されれば良いですね。少数派の方への支援があっても良い社会が来れば、生き易くなるのでしょう。

精神障碍者手帳を持っていますが、生まれつきではなくDVでTDSDにより今があります。でも、まわりは、頭がおかしくて、とか思われ、それが辛いです。そのような方は他にもたくさんいると思います。

自分の事は自分で生活しているので特にないけど子供の障害が悩みです。山の子に入れたいけどいいのっていうので。

長和町にはメンタルケアの病院がないため上田市に行っています。車も乗れず不便です。スーパーなどもないため買い物に行くにも同居人の手をかりなければ買い物にも行けません。役場の近辺はお店がありますが、私の住んでいる所はないので不便です。県外から移住してきた人間としてはもう少し住みやすい街になればいいなあと思います。

- 障がい者スポーツ大会の送げいを町でやってほしいです。
- ・行事を紹介してほしい。

長和町に移住する前に上田市に居た。うつ病と診断されたが、社会復帰するべくある障害者施設に通ったが、障害者の程度が重い人と軽い人が一緒にされた施設だった。通所している障害者に叩かれるなどの被害にあい、それから障害者を敬遠するようになった。障害者雇用で一緒になった人も自分の感情をコントロールできない人でつらい思いをした。自分は障害者と健常者の間に居ると自己分析している。そういった人間が社会復帰を出来るような施設がほしい。

山の子学園が古町に来てくれてほんとうにうれしく思います。何かあった時のショートステイが 簡単にできる様よろしくお願いします。送迎サービスもしてほしいです。(自宅⇔会社)

障がいのレベル等にもよるが、ただ障がい者だけが「何かをしてほしい」と望むだけでなく、甘えすぎずできることは自らやっていく。その上で、本当に困ったときに助けていただけたら良いと思う。その境界が互いに難しく、行き違いになったりすると、問題が起こるのかもと感じます。足の障害+病気+年れいが高いが家でオンラインでできることがあったら働きたい。

障がいがあることで行動が限られないようにいろいろな障がいに対して理解し互いに生活しやすくなることを願います。障がいにより可能なこと不可能なことがあることを理解できるような施策を。

障害は自分自身の体験・経験に基づいたものでなければなかな理解されにくいと思う。症例や特長、必要なモノやサービス等が違うが、基礎的に公的サービスの充実と心や状況に寄り添う姿勢が大切なのだと思う。仕事や生活環境が全て健常者の仕組みであり、本質的な自立が出来ない現実の中で、地方行政として人口が少ないからこその生活支援や介護者へのヘルプが最も必要だと思う。

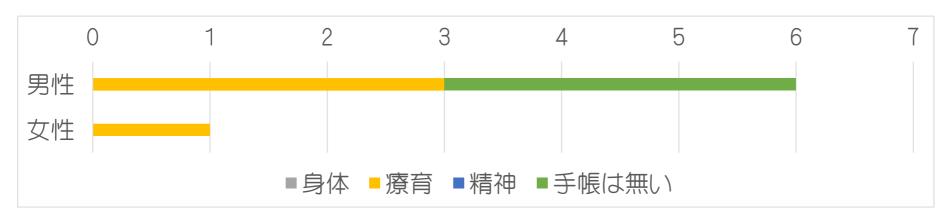
やすらぎの湯に障がいしゃ手帳を出して入浴できますが、ポイントカード発行してくれません。 他の市は、障がいしゃ手帳出して、ポイントカード発行してくれます。

病院へ行くにも仕事に行くにもバスなので本数を増やしてほしい。バス停などの段差をなくして ほしい。

親の家、畑、田の手入れが出来ない、シルバーに頼んでも高すぎる。固定資産税の免除をお願いしたい。

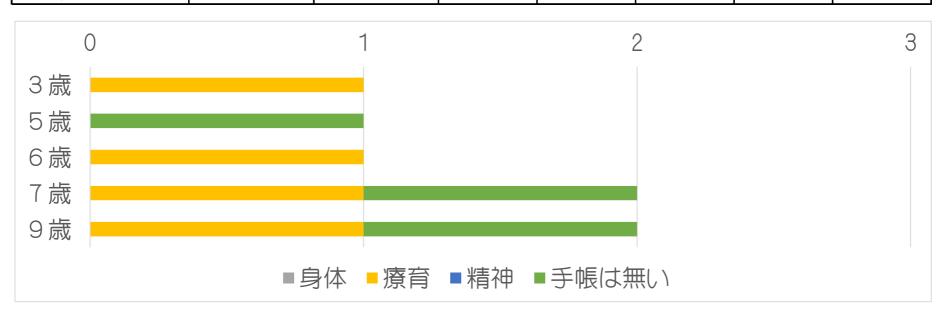
問1 お子さんの性別をお答えください。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)				
	人数(人)		身体	療育	精神	手帳は無い	合計			
男性	6	85. 7	0	3	0	3	6			
女性	1	14. 3	0	1	0	0	1			
合計	7	100.0	0	4	0	3	7			



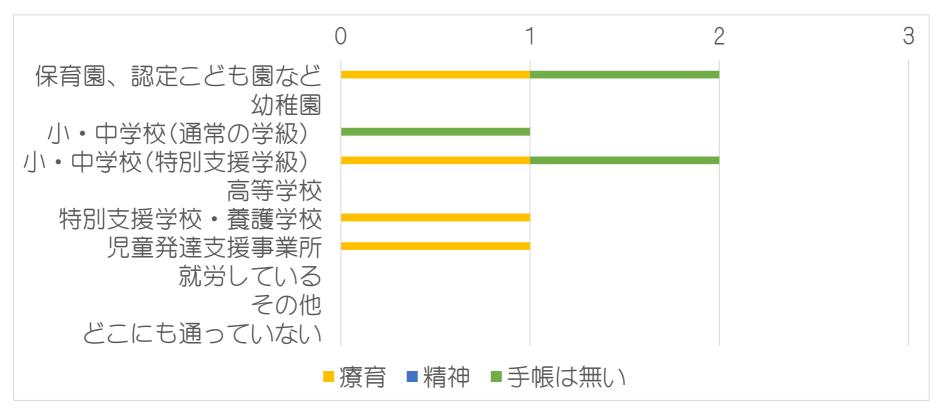
年齢をお答えください。

101010								
項目	人数(人)	割合 (%)	_{≥ (°/)}					
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
3歳	1	14. 3	0	1	0	0	1	
5歳	1	14. 3	0	0	0	1	1	
6歳	1	14. 3	0	1	0	0	1	
7歳	2	28. 6	0	1	0	1	2	
9歳	2	28. 6	0	1	0	1	2	
合計	7	100.0	0	4	0	3	7	



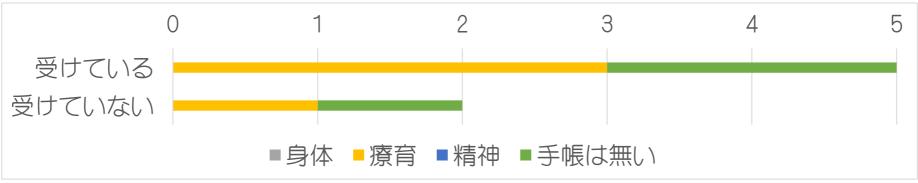
問2 平日昼間の所属先、通所先はどこですか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 り			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
保育園、認定こども園など	2	28. 6	0	1	0	1	2
幼稚園	0	0.0	0	0	0	0	0
小・中学校(通常の学級)	1	14. 3	0	0	0	1	1
小・中学校(特別支援学級)	2	28.6	0	1	0	1	2
高等学校	0	0.0	0	0	0	0	0
特別支援学校・養護学校	1	14. 3	0	1	0	0	1
児童発達支援事業所	1	14. 3	0	1	0	0	1
就労している	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
どこにも通っていない	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



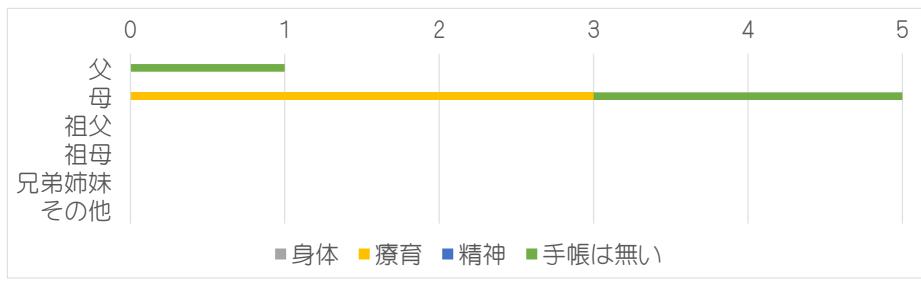
問3 家族や親族から介助(支援)を受けていますか。

		割合 (%)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
受けている	5	71. 4	0	3	0	2	5	
受けていない	2	28. 6	0	1	0	1	2	
合計	7	100.0	0	4	0	3	7	



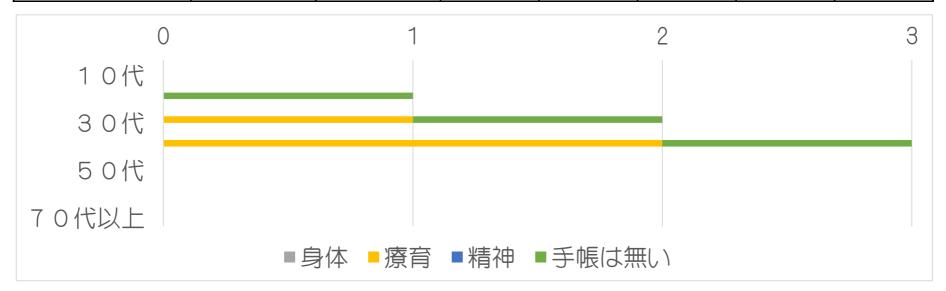
問4 主な介助者(支援者)はどなたですか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
以日 	八致(八)		身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
父	1	16. 7	0	0	0	1	1	
[]	5	83. 3	0	3	0	2	5	
祖父	0	0.0	0	0	0	0	0	
祖母	0	0.0	0	0	0	0	0	
兄弟姉妹	0	0.0	0	0	0	0	0	
その他 合計	0	0.0	0	0	0	0	0	
合計	6	100.0	0	3	0	3	6	



その方は何歳ですか。

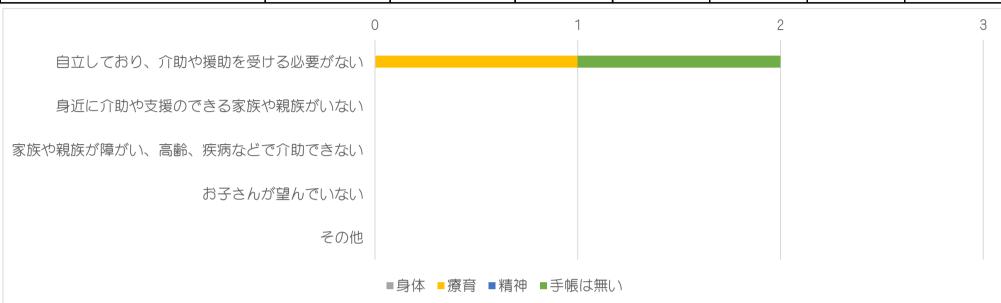
項目	人数(人)	到今 (0/)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
10代	0	0.0	0	0	0	0	0	
20代	1	16. 7	0	0	0	1	1	
30代	2	33. 3	0	1	0	1	2	
40代	3	50.0	0	2	0	1	3	
50代	0	0.0	0	0	0	0	0	
60代	0	0.0	0	0	0	0	0	
70代以上	0	0.0	0	0	0	0	0	
合計	6	100.0	0	3	0	3	6	



問5

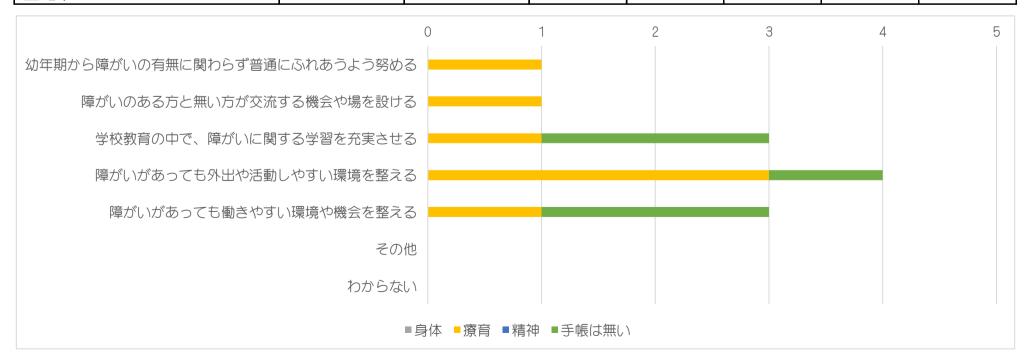
介助(支援)を受けていない理由

項目	人数(人)	宇()	_{nl会 (o/)} 障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
自立しており、介助や援助を受ける必要がない	2	100.0	0	1	0	1	2	
身近に介助や支援のできる家族や親族がいない	0	0.0	0	0	0	0	0	
家族や親族が障がい、高齢、疾病などで介助できない	0	0.0	0	0	0	0	0	
お子さんが望んでいない	0	0.0	0	0	0	0	0	
その他	0	0.0	0	0	0	0	0	
合計	2	100.0	0	1	0	1	2	



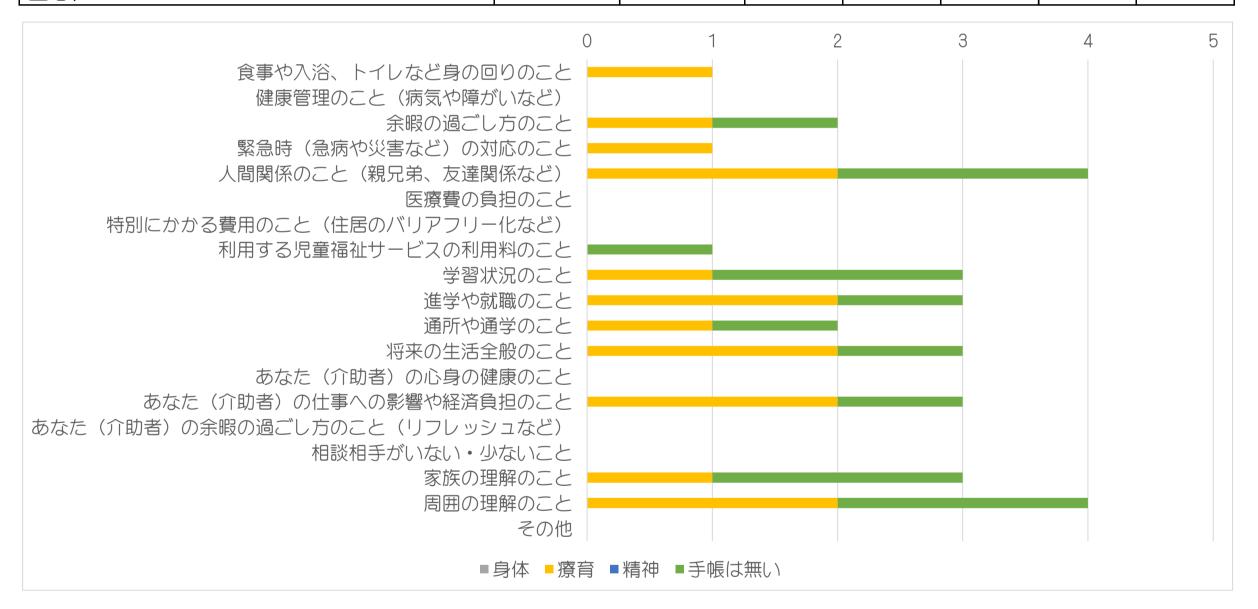
問6 障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような取組に特に力をいれる必要があると思いますか。

項目	人数(人)	业	(0/)		障がし	別人数	(人)		
			(/0)	身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
幼年期から障がいの有無に関わらず普通にふれあうよう努める	1		8.3	0	1	0	0	1	
障がいのある方と無い方が交流する機会や場を設ける	1		8.3	0	1	0	0	1	
学校教育の中で、障がいに関する学習を充実させる	3		25.0	0	1	0	2	3	
障がいがあっても外出や活動しやすい環境を整える	4		33. 3	0	3	0	1	4	
障がいがあっても働きやすい環境や機会を整える	3		25.0	0	1	0	2	3	
その他	0		0.0	0	0	0	0	0	
わからない	0		0.0	0	0	0	0	0	
合計	12		100.0	0	7	0	5	12	



問7 日常生活の中で、どのような悩みや不安がありますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がい	別人数	(人)		
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
食事や入浴、トイレなど身の回りのこと	1	3. 3	0	1	0	0	1	
健康管理のこと(病気や障がいなど)	0	0.0	0	0	0	0	0	
余暇の過ごし方のこと	2	6. 7	0	1	0	1	2	
緊急時(急病や災害など)の対応のこと	1	3. 3	0	1	0	0	1	
人間関係のこと(親兄弟、友達関係など)	4	13. 3	0	2	0	2	4	
医療費の負担のこと	0	0.0	0	0	0	0	0	
特別にかかる費用のこと(住居のバリアフリー化など)	0	0.0	0	0	0	0	0	
利用する児童福祉サービスの利用料のこと	1	3. 3	0	0	0	1	1	
学習状況のこと	3	10.0	0	1	0	2	3	
進学や就職のこと	3	10.0	0	2	0	1	3	
通所や通学のこと	2	6. 7	0	1	0	1	2	
将来の生活全般のこと	3	10.0	0	2	0	1	3	
あなた(介助者)の心身の健康のこと	0	0.0	0	0	0	0	0	
あなた(介助者)の仕事への影響や経済負担のこと	3	10.0	0	2	0	1	3	
あなた(介助者)の余暇の過ごし方のこと(リフレッシュなど)	0	0.0	0	0	0	0	0	
相談相手がいない・少ないこと	0	0.0	0	0	0	0	0	
家族の理解のこと	3	10.0	0	1	0	2	3	
周囲の理解のこと	4	13. 3	0	2	0	2	4	
その他	0	0.0	0	0	0	0	0	
合計	30	100.0	0	16	0	14	30	



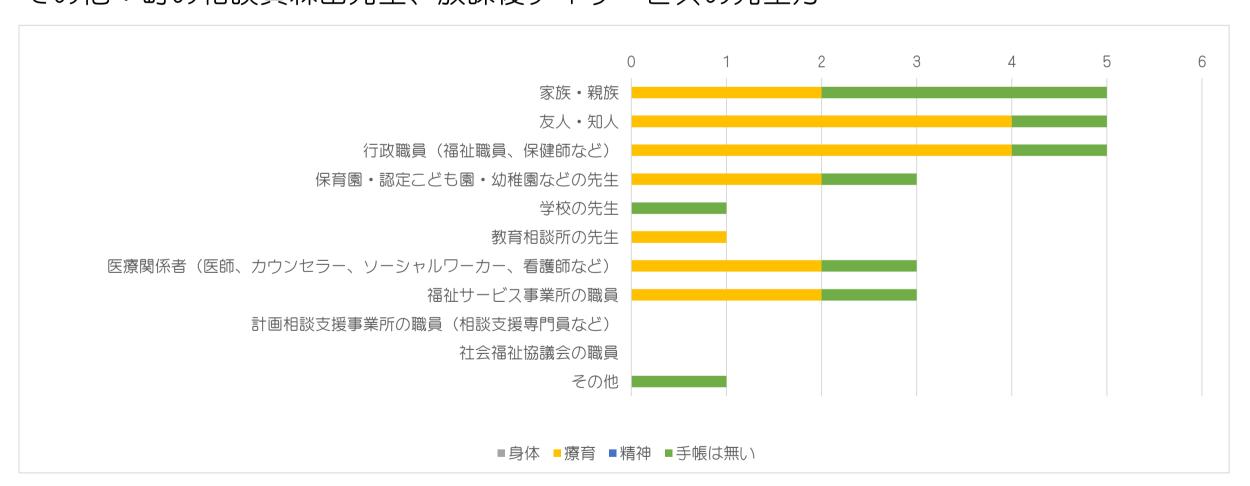
問8 悩みや不安なことについて、相談する相手がいますか。

	項目				割合 (%)		障がい	別人数	(人)	
	块日			く女父 (ノヘ)		身体	療育	精神	手帳は無い	合計
いる				7	100.0	0	4	0	3	7
いない				0	0.0	0	0	0	0	0
合計				7	100.0	0	4	0	3	7
0	1	2		3	4	5	6)	7	8
いない										
			■身体	■療育 ■	精神 ■手帳	は無い				

問 9 相談相手はどなたですか。

項目	人米尔(人)	割合 (%)		障がい	別人数	(人)	
以日 	人数(人)	刮口(//)	身体	療育	精神	手帳は無い	合計
家族•親族	5	18. 5	0	2	0	3	5
友人•知人	5	18. 5	0	4	0	1	5
行政職員(福祉職員、保健師など)	5	18. 5	0	4	0	1	5
保育園・認定こども園・幼稚園などの先生	3	11. 1	0	2	0	1	3
学校の先生	1	3. 7	0	0	0	1	1
教育相談所の先生	1	3. 7	0	1	0	0	1
医療関係者(医師、カウンセラー、ソーシャルワーカー、看護師など)	3	11. 1	0	2	0	1	3
福祉サービス事業所の職員	3	11. 1	0	2	0	1	3
計画相談支援事業所の職員(相談支援専門員など)	0	0.0	0	0	0	0	0
社会福祉協議会の職員	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	1	3. 7	0	0	0	1	1
合計	27	100.0	0	17	0	10	27

その他:町の相談員森田先生、放課後デイサービスの先生方



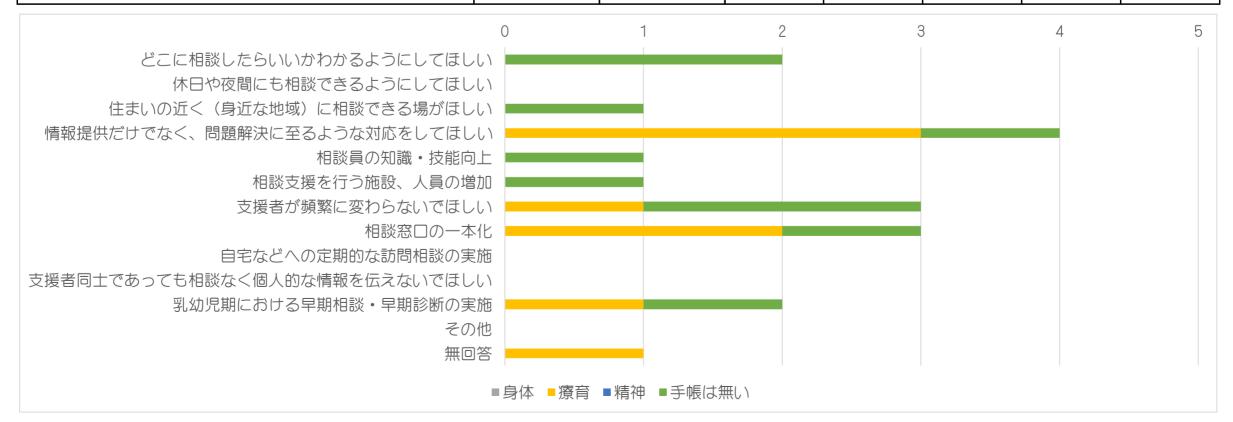
問10 相談相手がいない場合、どのような理由が挙げられますか。

Hely Hely 10 to 10										
項目	人数(人)		障がい別人数(人)							
以日 			身体	療育	精神	手帳は無い	合計			
自力で解決できるから	0	0.0	0	0	0	0	0			
相談したくない内容だから	0	0.0	0	0	0	0	0			
相談相手(場所)が思い当たらない、わからないから	0	0.0	0	0	0	0	0			
困りごとや不安が特にないから	0	0.0	0	0	0	0	0			
その他	0	0.0	0	0	0	0	0			
合計	0	0.0	0	0	0	0	0			



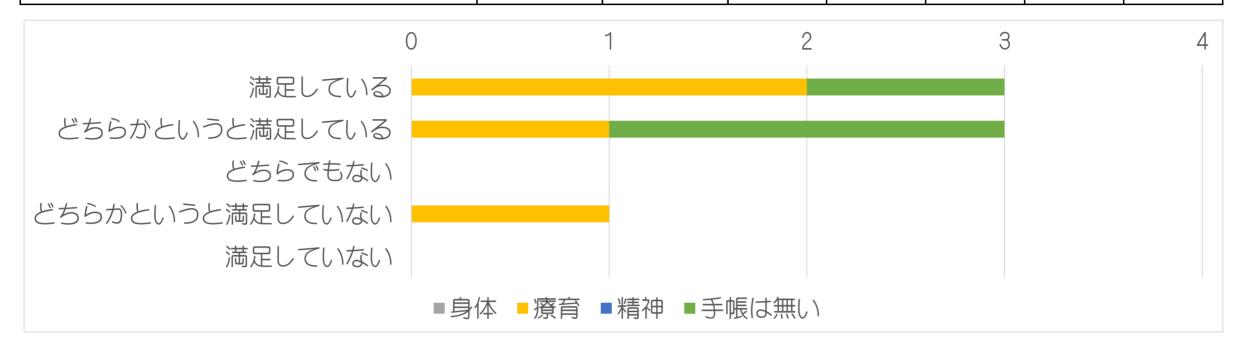
問11 生活に関する相談(相談支援体制)について、今後どのようなことを望みますか。

百口	人数(人)	到今 (0/)		障がし	別人数	(人)	
項目			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	2	11. 1	0	0	0	2	2
休日や夜間にも相談できるようにしてほしい	0	0.0	0	0	0	0	0
住まいの近く(身近な地域)に相談できる場がほしい	1	5. 6	0	0	0	1	1
情報提供だけでなく、問題解決に至るような対応をしてほしい	4	22. 2	0	3	0	1	4
相談員の知識・技能向上	1	5. 6	0	0	0	1	1
相談支援を行う施設、人員の増加	1	5. 6	0	0	0	1	1
支援者が頻繁に変わらないでほしい	3	16. 7	0	1	0	2	3
相談窓口の一本化	3	16. 7	0	2	0	1	3
自宅などへの定期的な訪問相談の実施	0	0.0	0	0	0	0	0
支援者同士であっても相談なく個人的な情報を伝えないでほしい	0	0.0	0	0	0	0	0
乳幼児期における早期相談・早期診断の実施	2	11. 1	0	1	0	1	2
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
無回答	1	5. 6	0	1	0	0	1
合計	18	100.0	0	8	0	10	18



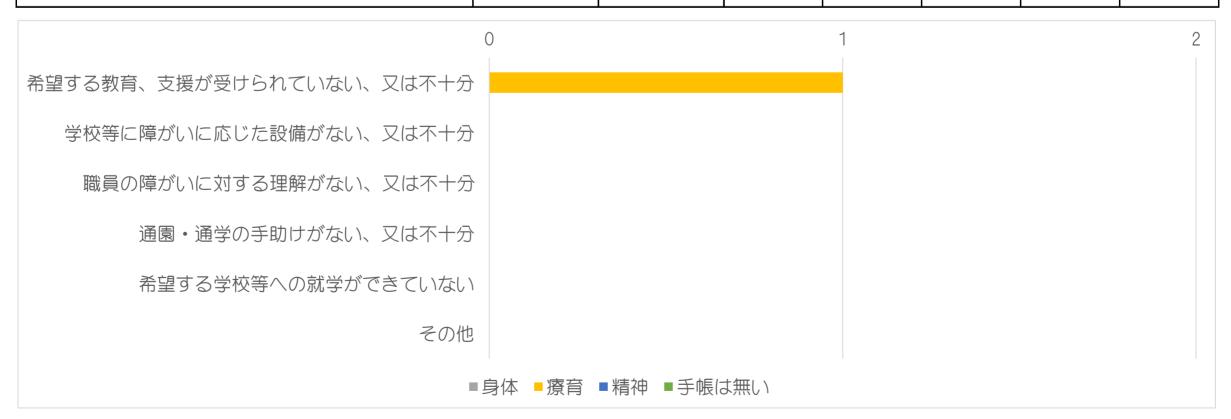
問12 学校等の教育や支援、配慮などについて満足していますか。(通園・通学している方のみ)

項目	人数(人)	到今 (0/)	障がい別人数(人)					
块 日		刮口 (/0/	身体	療育	精神	手帳は無い	合計	
満足している	3	42. 9	0	2	0	1	3	
どちらかというと満足している	3	42. 9	0	1	0	2	3	
どちらでもない	0	0.0	0	0	0	0	0	
どちらかというと満足していない	1	14. 3	0	1	0	0	1	
満足していない	0	0.0	0	0	0	0	0	
合計	7	100.0	0	4	0	3	7	



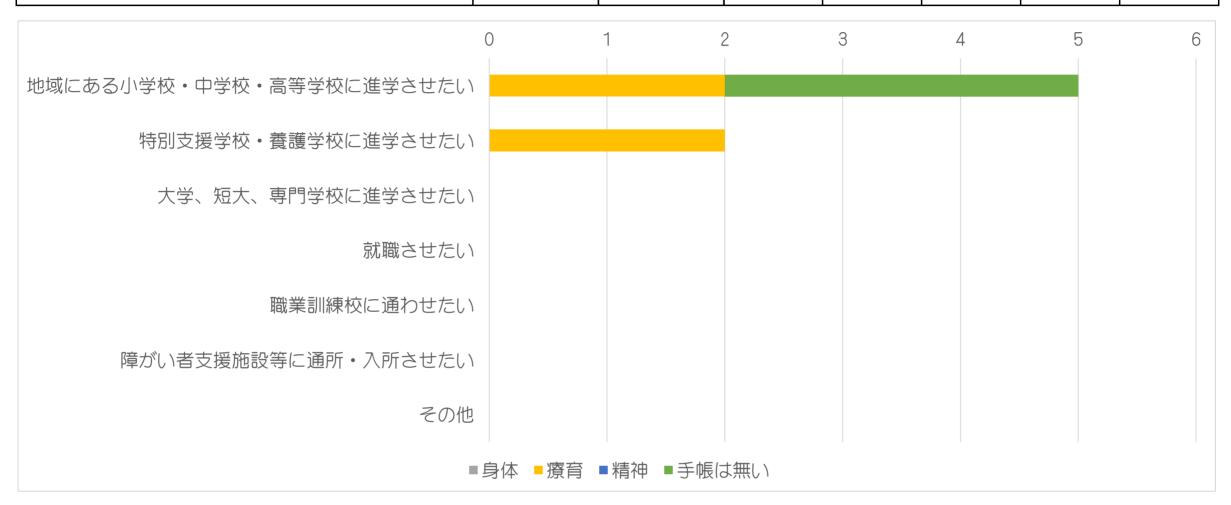
問13 どのようなことに満足していませんか。

項目	人数(人)	到今 (0/)		障がし	別人数	(人)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		a) ロ (/o/	身体	療育	精神	手帳は無い	合計
希望する教育、支援が受けられていない、又は不十分	1	100.0	0	1	0	0	1
学校等に障がいに応じた設備がない、又は不十分	0	0.0	0	0	0	0	0
職員の障がいに対する理解がない、又は不十分	0	0.0	0	0	0	0	0
通園・通学の手助けがない、又は不十分	0	0.0	0	0	0	0	0
希望する学校等への就学ができていない	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	1	100.0	0	1	0	0	1



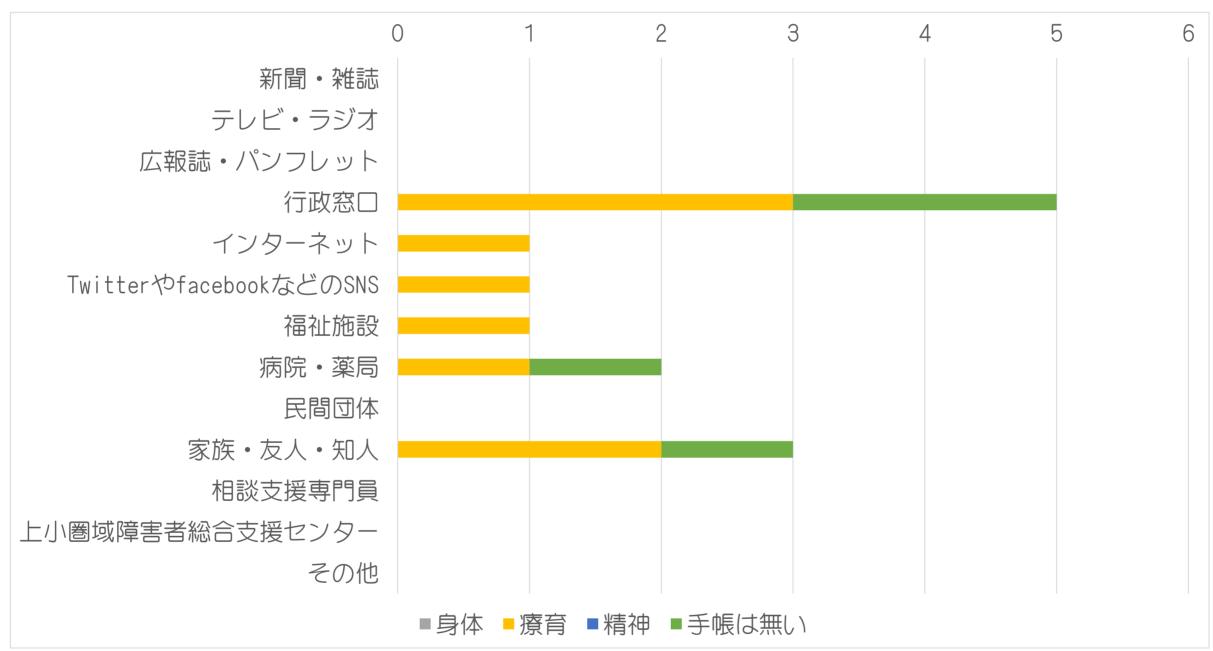
問14 卒園・卒業後のお子さんの進路についてどう考えていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がし	別人数	(人)	
以 日		到口 (2)	身体	療育	精神	手帳は無い	合計
地域にある小学校・中学校・高等学校に進学させたい	5	71. 4	0	2	0	3	5
特別支援学校・養護学校に進学させたい	2	28. 6	0	2	0	0	2
大学、短大、専門学校に進学させたい	0	0.0	0	0	0	0	0
就職させたい	0	0.0	0	0	0	0	0
職業訓練校に通わせたい	0	0.0	0	0	0	0	0
障がい者支援施設等に通所・入所させたい	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



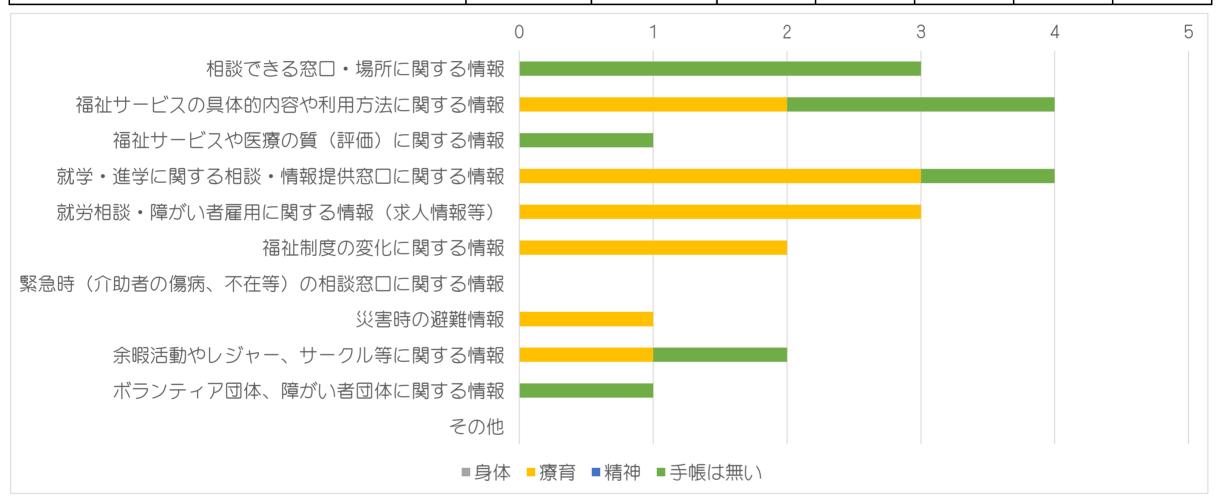
問15 福祉サービス等に関する情報をどこから入手していますか。

項目	人数(人)	到今 (0/)		障がし	別人数	(人)	
		(۱۷۸ ا	身体	療育	精神	手帳は無い	合計
新聞・雑誌	0	0.0	0	0	0	0	0
テレビ・ラジオ	0	0.0	0	0	0	0	0
広報誌・パンフレット	0	0.0	0	0	0	0	0
行政窓口	5	38. 5	0	3	0	2	5
インターネット	1	7. 7	0	1	0	0	1
TwitterやfacebookなどのSNS	1	7. 7	0	1	0	0	1
福祉施設	1	7. 7	0	1	0	0	1
病院•薬局	2	15. 4	0	1	0	1	2
民間団体	0	0.0	0	0	0	0	0
家族・友人・知人	3	23. 1	0	2	0	1	3
相談支援専門員	0	0.0	0	0	0	0	0
上小圏域障害者総合支援センター	0	0.0	0	0	0	0	0
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	13	100.0	0	9	0	4	13



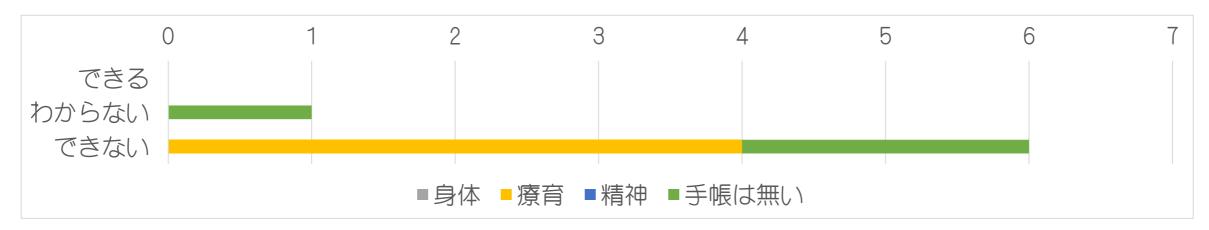
問16 充実してほしいと思う情報はどれですか。

百口	人数(人)	到今 (0/)		障がし	別人数	(人)	
項目			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
相談できる窓口・場所に関する情報	3	14. 3	0	0	0	3	3
福祉サービスの具体的内容や利用方法に関する情報	4	19.0	0	2	0	2	4
福祉サービスや医療の質(評価)に関する情報	1	4.8	0	0	0	1	1
就学・進学に関する相談・情報提供窓□に関する情報	4	19.0	0	3	0	1	4
就労相談・障がい者雇用に関する情報(求人情報等)	3	14. 3	0	3	0	0	3
福祉制度の変化に関する情報	2	9.5	0	2	0	0	2
緊急時(介助者の傷病、不在等)の相談窓□に関する情報	0	0.0	0	0	0	0	0
災害時の避難情報	1	4.8	0	1	0	0	1
余暇活動やレジャー、サークル等に関する情報	2	9.5	0	1	0	1	2
ボランティア団体、障がい者団体に関する情報	1	4.8	0	0	0	1	1
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	21	100.0	0	12	0	9	21



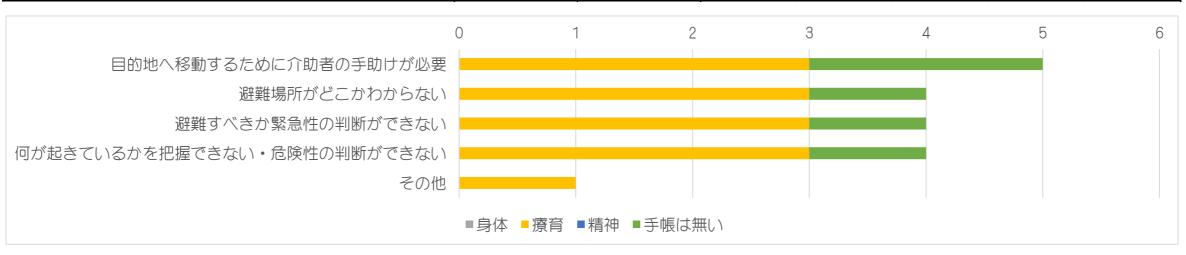
問17 災害時にひとりで(自力で)避難できますか。

		· <i>J</i> / <i>J</i> ·					
項目	人数 (人) 割合 (%) 障がい別人 数						
		刮口 (/0/	身体	療育	精神	手帳は無い	合計
できる	0	0.0	0	0	0	0	0
わからない	1	14. 3	0	0	0	1	1
できない	6	85. 7	0	4	0	2	6
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



問18 ひとりで避難できない理由

項目	人数(人)	割合 (%)		障がい別人数(人)					
以日 			身体	療育	精神	手帳は無い	合計		
目的地へ移動するために介助者の手助けが必要	5	27.8	0	3	0	2	5		
避難場所がどこかわからない	4	22. 2	0	3	0	1	4		
避難すべきか緊急性の判断ができない	4	22. 2	0	3	0	1	4		
何が起きているかを把握できない・危険性の判断ができない	4	22. 2	0	3	0	1	4		
その他	1	5. 6	0	1	0	0	1		
合計	18	100.0	0	13	0	5	18		



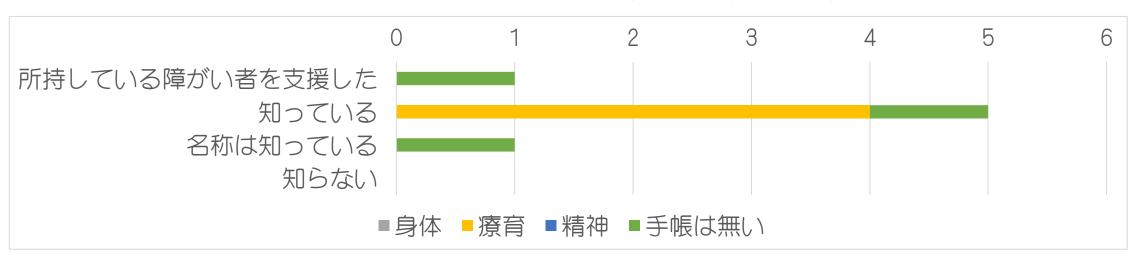
問19 災害時にどんなことが不安ですか。

スロのにといめととは「文でするい								
項目	人米ケ(人)			障がい別人数(人)				
	人数(人)			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
災害発生情報等をお子さんに伝える手段があるか	3	21.	4	0	2	0	1	3
避難行動や避難した先で介助してくれる人がいるか	3	21.	4	0	3	0	0	3
障がい特性に配慮した避難場所があるか	5	35.	7	0	ω	0	2	5
必要な医療的ケア(透析・酸素吸入・去痰等)が受けられるか	0	0.	0	0	0	0	0	0
必要な医療品・介護用品などが手に入るか	1	7.	1	0	1	0	0	1
その他	0	0.	0	0	0	0	0	0
特になし	1	7.	1	0	0	0	1	1
無回答	1	7.	1	0	1	0	0	1
合計	14	100.	0	0	10	0	4	14



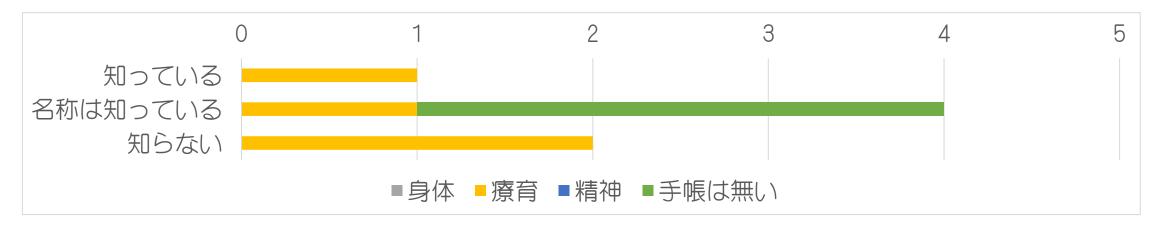
問20「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を知っていますか。

項目	人 米 /t	割合 (%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
所持している障がい者を支援した	1	14. 3	0	0	0	1	1
知っている	5	71. 4	0	4	0	1	5
名称は知っている	1	14. 3	0	0	0	1	1
知らない	0	0.0	0	0	0	0	0
知らない 合計	7	100.0	0	4	0	3	7



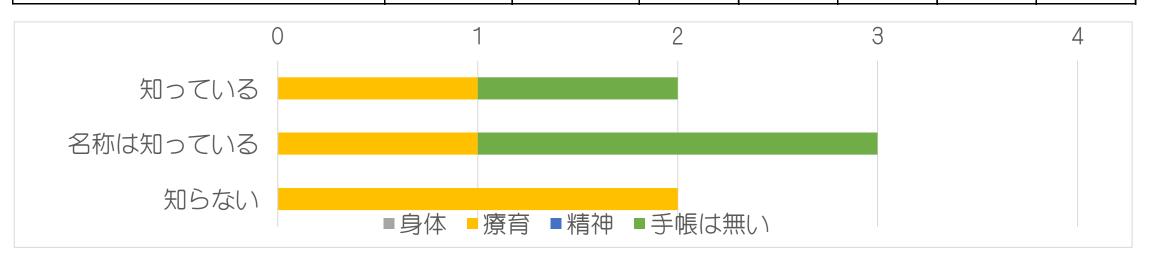
問21 「成年後見人制度」を知っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)	障がい別人数(人)					
			身体	療育	精神	手帳は無い	計合	
知っている	1	14. 3	0	1	0	0	1	
名称は知っている	4	57. 1	0	1	0	3	4	
知らない	2	28. 6	0	2	0	0	2	
合計	7	100.0	0	4	0	3	7	



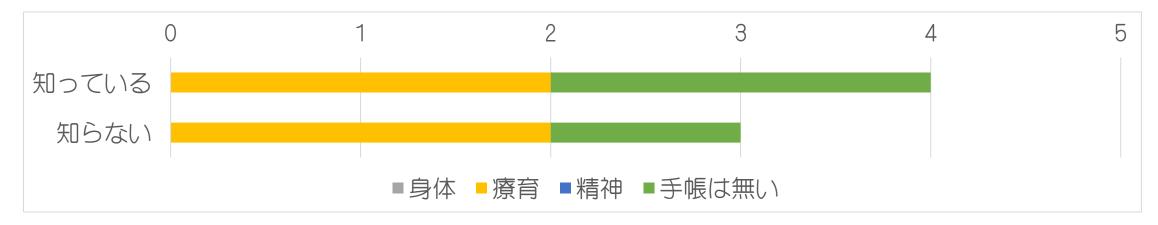
問22 「障害者虐待防止法」(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)を知っていますか。

項目	\ \ \ \tau \ \ \	割合 (%)	障がい別人数(人)				
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
知っている	2	28. 6	0	1	0	1	2
名称は知っている	3	42. 9	0	1	0	2	3
知らない	2	28. 6	0	2	0	0	2
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



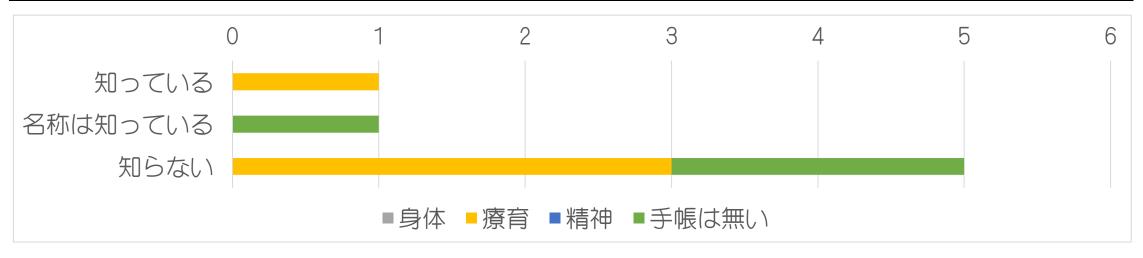
問23 障がいのある方への虐待を発見したときに通報義務があることを知っていますか。

百口	人米/ / 人 /	회수 (0/)		障がい	別人数	(人)	
項目	人数(人)	割合 (%)	身体	療育	精神	手帳は無い	合計
知っている	4	57. 1	0	2	0	2	4
知らない	3	42. 9	0	2	0	1	3
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



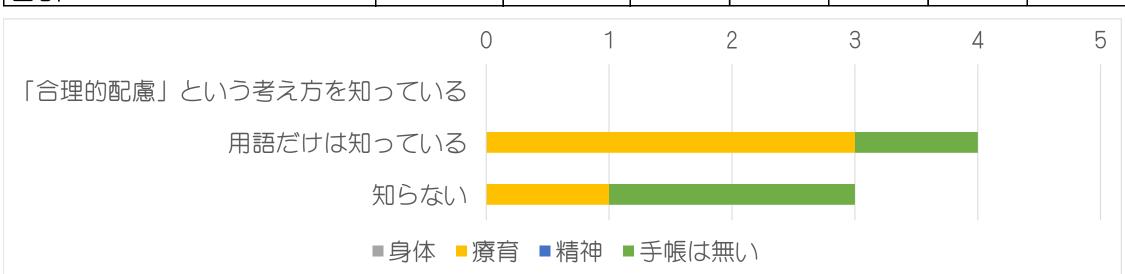
問24 「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)を知っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がい	別人数	(人)	
以 日	八致(八)		身体	療育	精神	手帳は無い	合計
知っている	1	14. 3	0	1	0	0	1
名称は知っている	1	14. 3	0	0	0	1	1
知らない	5	71. 4	0	3	0	2	5
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



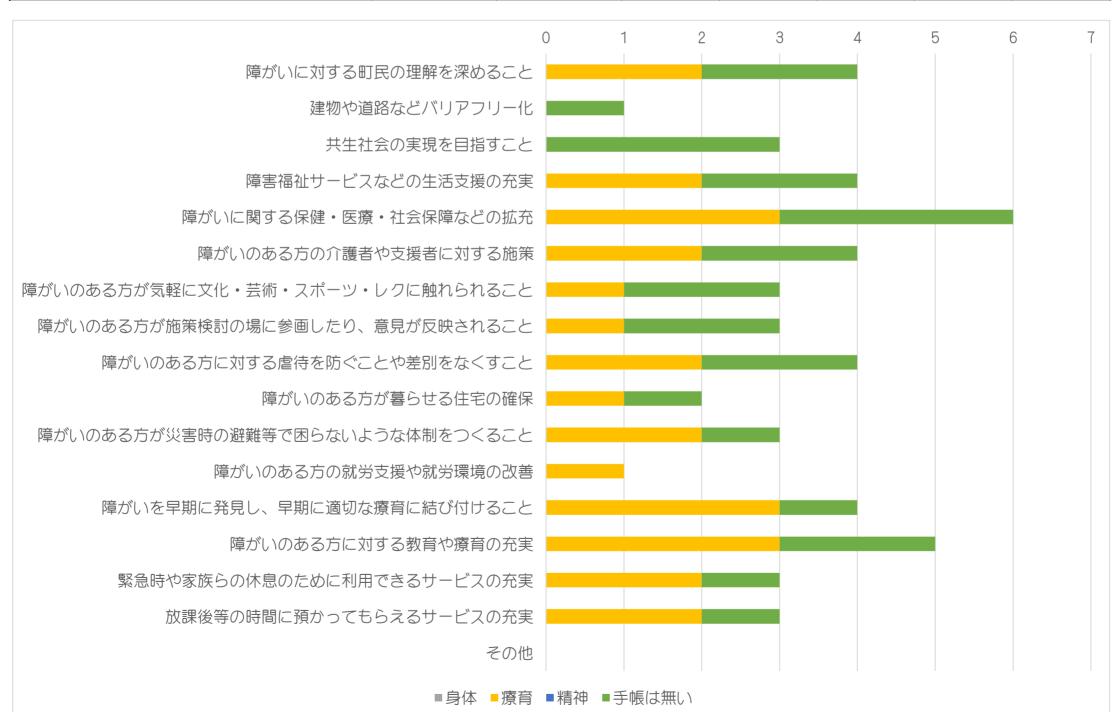
問 2 5 「合理的配慮」について知っていますか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がい	別人数	(人)	
点 上			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
「合理的配慮」という考え方を知っている	0	0.0	0	0	0	0	0
用語だけは知っている	4	57. 1	0	3	0	1	4
知らない	3	42. 9	0	1	0	2	3
合計	7	100.0	0	4	0	3	7



問26 特に重要だと思う「障がい福祉施策」はどれですか。

項目	人数(人)	割合 (%)		障がい	別人数	(人)	
			身体	療育	精神	手帳は無い	合計
障がいに対する町民の理解を深めること	4	7. 5	0	2	0	2	4
建物や道路などバリアフリー化	1	1.9	0	0	0	1	1
共生社会の実現を目指すこと	3	5. 7	0	0	0	3	3
障害福祉サービスなどの生活支援の充実	4	7. 5	0	2	0	2	4
障がいに関する保健・医療・社会保障などの拡充	6	11. 3	0	3	0	3	6
障がいのある方の介護者や支援者に対する施策	4	7. 5	0	2	0	2	4
障がいのある方が気軽に文化・芸術・スポーツ・レクに触れられること	3	5. 7	0	1	0	2	3
障がいのある方が施策検討の場に参画したり、意見が反映されること	3	5. 7	0	1	0	2	3
障がいのある方に対する虐待を防ぐことや差別をなくすこと	4	7. 5	0	2	0	2	4
障がいのある方が暮らせる住宅の確保	2	3.8	0	1	0	1	2
障がいのある方が災害時の避難等で困らないような体制をつくること	3	5. 7	0	2	0	1	3
障がいのある方の就労支援や就労環境の改善	1	1. 9	0	1	0	0	1
障がいを早期に発見し、早期に適切な療育に結び付けること	4	7. 5	0	3	0	1	4
障がいのある方に対する教育や療育の充実	5	9. 4	0	3	0	2	5
緊急時や家族らの休息のために利用できるサービスの充実	3	5. 7	0	2	0	1	3
放課後等の時間に預かってもらえるサービスの充実	3	5. 7	0	2	0	1	3
その他	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	53	100.0	0	27	0	26	53



問27

障がい福祉施策について思うこと

障がいに対して人それぞれ考え方が違うので支援者の知識技術向上を目指す場合、複数の方から意見を聞くことも大切と思います。変化を嫌がる子はたくさんいるので、学校の先生が頻繁に変わることはなるべく、できればなくしてほしいと思います。障がい者本人とのコミュニケーションも大切にすることが大切です。

いつも手厚くしていただいているイメージがあるので、(上田市の方から長和は手厚いとよく言われます)これからも引き続きお願いしたい。

学校や保育園に通うのに送迎や介助が必要な子へのサービスも充実させてほしい。家族だけで支援していくことは、負担が大きい。町としてもっと協力してほしい。負担が大きいことからその子にあった環境の場へ通わせることがでてない状況がでてきてしまう。

障がい者等福祉施設一覧

■居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。

施設名	設置主体	, 所在地	電話番号
上田中央ホームヘルプ事業所	(医)健静会	上田市中央 1-4-10	0268-26-2833
エフビー訪問介護うえだ	エフビー介護サービス(株)	上田市古里 914-6	0268-29-0700
(NPO) 想	(NDO) #8	L m++//// 500 0	0000 00 7774
在宅サポートセンターハル	(NPO)想	上田市本郷 589-2 	0268-39-7771
ニチイケアセンターときわぎ	(株)二チイ学館	上田市常磐城 654-4	0268-28-7201
ニチイケアセンターかわべ	(株)二チイ学館	上田市上田原字谷口847-4	0268-29-4825
ニチイケアセンターこさと	(株)二チイ学館	上田市上野 60-7	0268-29-5056
ニチイケアセンター上田住吉	(株)ニチイ学館	上田市住吉 100-2	0268-29-3044
ニティクグセンダー工田住台	(体)―ナイ子郎	平井ビル 1 階	0206-29-3044
ニチイケアセンター上丸子	(株)ニチイ学館	上田市上丸子 1653-1	0268-43-8878
		古川ビル 201	0200 40 0070
ニチイケアセンターとうみ	(株)二チイ学館	東御市加沢 1174-2	0268-61-0180
 ニチイケアセンター上田城下	(株) ニチイ学館	上田市天神2丁目4-59	0268-23-6859
		アイランドビル 101	0200 20 0000
 ニチイケアセンターかのう	(株)ニチイ学館	東御市海善寺 854-123	0268-62-6800
	()() =) 3 2	クリオ海善寺 101 号室	0200 02 0000
ツクイ上田原	(株)ツクイ	上田市上田原 1222-14	0268-71-3385
かりがね在宅支援センター	(福)かりがね福祉会	 上田市真田町長 6430-1	0268-72-8022
えーる		,	
特別養護老人ホームローマン	(福) ジェイエー長野会	 上田市殿城神林 250-1	0268-26-8873
うえだヘルパーステーション			
ヘルパーステーションみまき	(福)みまき福祉会	東御市布下 37	0268-61-6001
ヘルパーステーション	(福)依田窪福祉会	 上田市下武石 776-1	0268-85-0098
こすもす			
しおがわ敬老園	(福)敬老園	 上田市塩川 1001	0268-34-6511
ヘルパーステーション			
うえだはら敬老園	(福)敬老園	上田市上田原 1068	0268-27-1165
ヘルパーステーション			
うえだ敬老園	(福)敬老園	上田市常磐城 2256-1	0268-28-1165
ヘルパーステーション			
障害児者ホームヘルパー	(福)樅の木福祉会	長和町和田 1482-5	0268-88-2285
ステーション かぼちゃ			

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ヘルパーステーションにじ	東信医療生活協同組合	上田市上塩尻六反田 243-1	0268-29-2811
(NPO) シャイン	(NPO)シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796
ピアサポートうえだ	(NPO)わっこ自立福祉会	上田市保野 830-1	0268-39-4568
ウェルネスライフ上田	(有)ウエルネスライフ	上田市下之条 636-1	0268-22-1233
介護サービスほっとスマイル	(有) ほっとスマイルケア	東御市和 822-1 フレグラン	0268-62-5186
万茂ケーレスはってスマイル	「何)はうこスマイルググ	スダ・カーポC-102w	0206-02-5160
アースサポート上田	アースサポート(株)	上田市常盤城 5-1-26	0268-25-2911
あいヘルパーステーション	(一社)ライフサポート葦	上田市下之条 120-22	0268-22-7639
ヒューマンネットながの	(NPO)	上田市材木町 1-9-15	0268-29-0677
上田ステーション	ヒューマンネットながの	小幡ビル 2F	0268-29-0677
ホームヘルパーステーション	(福)恵仁福祉協会	上田市真田町長 7329-4	0268-75-1203
アザレアン	(油)芯门油加加去	上田14県田町女 1029-4	0200-70-1203
ヘルパーステーション	(福)ハートフルたてしな	业先力那立刻町芸田 700 4	0267-56-1955
たてしな	(個) ハートノルにてしな	北佐久郡立科町芦田 720-1 	0207-30-1955

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時にお ける移動支援などを総合的に行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
上田中央ホームヘルプ事業所	(医)健静会	上田市中央 1-4-10	0268-26-2833
エフビー訪問介護うえだ	エフビー介護サービス(株)	上田市古里 914-6	0268-29-0700
(NPO) 想	(NPO)想	上田市本郷 589-2	0268-39-7771
在宅サポートセンターハル		工山中本郷 569 2	0208 39 1111
ニチイケアセンターときわぎ	(株)ニチイ学館	上田市常磐城 654-4	0268-28-7201
ニチイケアセンターかわべ	(株)ニチイ学館	上田市上田原字谷口847-4	0268-29-4825
ニチイケアセンターこさと	(株)ニチイ学館	上田市上野 60-7	0268-29-5056
ニチイケアセンター上田住吉	(株)二チイ学館	上田市住吉 100-2	0268-29-3044
		平井ビル 1 階	0208 29 3044
ニチイケアセンター上丸子	(株)ニチイ学館	上田市上丸子 1653-1	0268-43-8878
		古川ビル 201	0200 43 0010
ニチイケアセンターとうみ	(株)二チイ学館	東御市加沢 1174-2	0268-61-0180
 ニチイケアセンター上田城下	(株)二チイ学館	上田市天神2丁目4-59	0268-23-6859
		アイランドビル 101	0208 23 0839
ニチイケアセンターかのう	(株)二チイ学館	東御市海善寺 854-123	0268-62-6800
	(休/ ―ナ1 子貼 	クリオ海善寺 101 号室	0200 02 0000
ツクイ上田原	(株)ツクイ	上田市上田原 1222-14	0268-71-3385

施設名	設置主体	所在地	電話番号
かりがね在宅支援センター えーる	(福)かりがね福祉会	上田市真田町長 6430-1	0268-72-8022
特別養護老人ホームローマン うえだヘルパーステーション	(福)ジェイエー長野会	上田市殿城神林 250-1	0268-26-8873
ヘルパーステーションみまき	(福)みまき福祉会	東御市布下 37	0268-61-6001
ヘルパーステーションこすもす	(福)依田窪福祉会	上田市下武石 776-1	0268-85-0098
しおがわ敬老園 ヘルパーステーション	(福)敬老園	上田市塩川 1001	0268-34-6511
うえだはら敬老園 ヘルパーステーション	(福)敬老園	上田市上田原 1068	0268-27-1165
うえだ敬老園 ヘルパーステーション	(福)敬老園	上田市常磐城 2256-1	0268-28-1165
障害児者ホームヘルパーステ ーション かぼちゃ	(福)樅の木福祉会	長和町長久保 1694-1	0268-68-2443
ヘルパーステーションにじ	東信医療生活協同組合	上田市上塩尻六反田 243-1	0268-29-2811
(NPO) シャイン	(NPO)シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796
ピアサポートうえだ	(NPO) わっこ自立福祉会	上田市保野 830-1	0268-39-4568
ウェルネスライフ上田	(有)ウエルネスライフ	上田市下之条 636-1	0268-22-1233
介護サービスほっとスマイル	(有)ほっとスマイルケア	東御市和 822-1 フレグラン スダ・カーポC-102w	0268-62-5186
山の子学園共同村	(福)樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-5123
アースサポート上田	アースサポート(株)	上田市常盤城 5-1-26	0268-25-2911
あいヘルパーステーション	(一社) ライフサポート葦	上田市下之条 120-22	0268-22-7639
ヒューマンネットながの 上田ステーション	(NPO) ヒューマンネットながの	上田市材木町 1-9-15 小幡ビル2F	0268-29-0677
ホームヘルパーステーション アザレアン	(福)恵仁福祉協会	上田市真田町長 7329-4	0268-75-1203

■同行援護

視覚障害のある方が外出する際、ご利用者様に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、 ご利用者様が外出する際に必要な援助を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ニチイケアセンターとうみ	(株)ニチイ学館	東御市加沢 1174-2	0268-61-0180
ヘルパーステーションみまき	(福)みまき福祉会	東御市布下 37	0268-61-6001
ピアサポートうえだ	(NPO)わっこ自立福祉会	上田市保野 830-1	0268-39-4568
ヒューマンネットながの	(NPO)	上田市材木町1丁目9番15	0268-29-0677
上田ステーション	ヒューマンネットながの	号小幡ビル2F	0200-29-0011

■行動援護

自己判断応力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
かりがね在宅支援センター	(福)かりがね福祉会	上田市真田町長 6430-1	0268-72-8022
えーる		上田川県田町長 6450-1	0200-12-0022
障害児者ホームヘルパーステ	(福)樅の木福祉会	長和町和田 1482-5	0268-88-2285
ーションかぼちゃ		技利可利田 1402-5	0200-00-2200
(NPO) シャイン	(NPO)シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796
ヒューマンネットながの	(NPO)	上田市材木町 1-9-15	0268-29-0677
上田ステーション	ヒューマンネットながの	小幡ビル2F	0208-29-0677

■重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
山の子学園共同村	(福)樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-5123
かりがね在宅支援センター えーる	(福)かりがね福祉会	上田市真田町長 6430-1	0268-72-8022
(NPO)シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796

■短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を 行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
山の子学園共同村	(福)樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-5123
ともいきライフ住吉	(福)上田明照会	上田市住吉 1418-6	0268-24-7616
しいのみ療護園	(福) 上田しいのみ会	上田市下室賀 2826	0268-31-0001
上田しいのみ園	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 801	0268-27-3166
ひなやまの家	(福) かりがね福祉会	上田市真田町傍陽 448	0268-75-3633
ライフステージかりがね	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 6430-1	0268-72-3431
ナナーラ短期入所 (R7.3.31 まで休止)	(福) ちいさがた福祉会	東御市袮津 351-1	0268-63-6660
アザレアンさなだ	(福) 恵仁福祉協会	上田市真田町長7141-1	0268-72-2781
障害者支援施設上田悠生寮	(福)りんどう信濃会	上田市大字諏訪形字東山 1834-4	0268-23-3838

施設名	設置主体	所在地	電話番号
第三上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 566	0268-38-7169
かりん (鹿教湯病院指定施設)	長野県JA厚生連	上田市鹿教湯温泉 1777	0268-44-2321
重症心身障害者ケアホーム いちごの家	(NPO) シャイン	 上田市諏訪形 1470-4 	0268-24-1750
ピア・ちくま	(医)友愛会	上田市住吉 167-1	0268-25-2000
短期入所事業所あんず	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 6508-1	0268-72-3431
フォーレスト共生型短期入所	(福)ちいさがた福祉会	東御市常田2-1	0268-64-7200
こころ共生型短期入所	(福)ちいさがた福祉会	東御市袮津1098-1	0268-64-0556
ショートステイ TAKATAKA上田	(株)福祉ハウスグループ	上田市塩川 2380-10	0268-75-0318
短期入所 上田福田	ソーシャルインクルー(株)	上田市福田 52-1	0268-71-6871
精明学園	(福)愛泉会	茅野市金沢 4509	0266-72-6212
佐久療護園	(福)横浜社会福祉協会	南佐久郡佐久穂町高野町大字 1623-6	0267-86-4555

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
かりん	長野県JA厚生連	上田市鹿教湯温泉 1308	0268-44-2111
(鹿教湯病院指定施設)	及封来し入学工生	工品的战纵测温水 1000	0200 44 2111

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ともいき宝池慈光	(福) 上田明照会	上田市中央北 2-7-3	0268-27-6633
ともいきライフ 住吉	(福) 上田明照会	上田市住吉 1418-6	0268-24-7616
ともいき宝池和順	(福) 上田明照会	上田市中央北 2-7-3	0268-27-6633
山の子学園共同村	(福) 樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-5123
生活介護事業所 和いわい	(福) 樅の木福祉会	長和町和田 1482-5	0268-88-2285
上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 422-4	0268-38-7241
第三上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 566	0268-38-7169
生活介護事業所 Na2	(NPO) 想	上田市保野 324-1	0268-39-7771

施設名	設置主体	所在地	電話番号
スタジオライト	(NPO) リベルテ	上田市中央4丁目7-23	0268-75-7883
風の工房	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 2464-1	0268-72-2151
ライフステージかりがね	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 6430-1	0268-72-3431
アトリエFuu	(福) かりがね福祉会	上田市真田町本原 531-2	0268-72-1061
クロスロードあおき	(福) しあわせ	青木村田沢立石 3238-4	0268-49-0604
とんぼハウス	(福) まるこ福祉会	上田市生田 5071-1	0268-43-2567
きらり	(福) まるこ福祉会	上田市長瀬 2885-3	0268-71-6263
障害者支援施設上田悠生寮	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形東山 1834-4	0268-23-3838
上田しいのみ園	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 801	0268-27-3166
しいのみ療護園	(福) 上田しいのみ会	上田市下室賀 2826	0268-31-0001
上田市つむぎの家	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 802-2	0268-21-8800
ぽけっと	(NPO) ぽけっと	上田市中央 2-10-16	0268-29-0778
料園	(NPO) 仁の会	上田市古安曽 1650-1	0268-39-7878
生活介護施設 ひまわりの丘	(NPO) ひまわりの丘	東御市布下 617-1	0268-71-5481
ゆほびか	(NPO) つづき	上田市吉田 305-9	0268-23-3664
OIDEYO ハウス	(福) かりがね福祉会	上田市真田町傍陽8551-2	0268-73-0005
多機能型事業所 オレンジ	(NPO) 想	上田市本郷 787-3	0268-71-6468
さんらいずホール	(福)ちいさがた福祉会	東御市鞍掛 103-1	0268-64-7201
< 55	(福)ちいさがた福祉会	東御市島川原 290-11	0268-67-1123
桑郷の家	(株)和楽座	上田市小牧 652-2	0268-26-8833
ごきげんスペースうえだ	(NPO)こすもけあ福祉会	上田市小牧 1162-18	0268-75-5376
やまがデイサービス (共生型生活介護)	(株)ウエルフェア信濃	上田市大字古里 135-1	0268-75-5497
特明学園	(福)愛泉会	茅野市金沢 4509	0266-72-6212
佐久療護園	(福)横浜社会福祉協会	南佐久郡佐久穂町大字高野町 1623-6	0267-86-4555
ケイジン ピアスペース中込	(医)恵仁会	佐久市中込 3-2-8	0267-64-1833

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ライフステージかりがね	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 6430-1	0268-72-3431
第三上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 566	0268-38-7169
障害者支援施設上田悠生寮	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形東山 1834-4	0268-23-3838
しいのみ療護園	(福) 上田しいのみ会	上田市下室賀 2826	0268-31-0001
上田しいのみ園	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 801	0268-27-3166
ともいきライフ 住吉	(福) 上田明照会	上田市住吉 1418-6	0268-24-7616
山の子学園共同村	(福) 樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-5123
精明学園	(福)愛泉会	茅野市金沢 4509	0266-72-6212
<i>比力</i> :走进国		南佐久郡佐久穂町高野町大字	0267 96 4555
佐久療護園 	(福)横浜社会福祉協会	1623-6	0267-86-4555

■自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
キミノタネ	(社法)ミチシルベ	上田市神畑 997-3 番地	080-5140-9292
さんらいずホール	(福) ちいさがた福祉会	東御市鞍掛 103-1	0268-64-7201
リズム	(株)ウォームブランケッ ト	上田市中央二丁目 8-10	0268-71-6034
多機能型事業所ワンズ アルファ&ステップ	ワンズ(株)	上田市国分 1-3-21	0268-75-0377
国分	(一社) ダルク	上田市国分字屋敷 1015-1	0268-36-1525
スタジオライト	(NPO)リベルテ	上田市中央西 1 丁目 9-5	0268-75-7883

■宿泊型自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名		設置主体	所在地	電話番号
ピア・ちくま	(医)	友愛会	上田市住吉 167-1	0268-25-2000
ナナーラ	(福)	ちいさがた福祉会	東御市祢津 351-1	0268-64-7201

■就労移行支援

一般就労などへの移行に向けて、適正にあった職場探しと就労後の職場定着のための支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
就労移行支援事業所	ワンズ(株)	上田市常田 2-35-6	0268-71-6505
ワンズ	リンス(休)	工四11年四 2-30-0	0208 71 0303
さんらいずホール	ちいさがた福祉会	東御市鞍掛 103-1 (主)	0268-64-7201
さんらいずホール	ちいさがた福祉会	東御市常田 889-1 (従)	0268-64-7201

■就労定着支援A型

一般企業等での就労が困難な人のうち、雇用契約等に基づき就労する者であり、生産活動その他の就 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ワンズアドバンス	ワンズ(株)	上田市国分 1-3-28	0268-71-6460
リズム	(株)ウォームブランケット	上田市中央 2-8-10	0268-71-6034
遊心道	(同)遊心道	上田市住吉 531-2	0268-71-6140
self-A・CPF 上田	(株)CPF	上田市天神 1 丁目 8-1	0268-71-5559
多機能型事業所ユニバーサル	(福)みまき福祉会	東御市布下 6-1	0268-40-9023
ワークセンターみまき	(個) かみら徳祉女		0206-40-9023
多機能型就労支援	(NPO) プラスモア	東御市滋野字反り地乙	0000 74 5000
プラスモア		3131-3	0268-71-5328
就労継続支援 A 型事業所	(株)クワンセウ	上田市長瀬 3174-4	080-5146-6157
ナギノテ		スピカプラザ2階 206 号室	000-0140-0107

■就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
絆園	(NPO) 仁の会	上田市古安曽 1650-1	0268-39-7878
岩井屋御牧原	(NPO)普通の暮らし研究所 岩井屋農園	東御市御牧原 1402-1	0268-64-1439
せせらぎ	(NPO)なごみの会	上田市本郷 557-6	0268-38-5569
就労継続支援センター 山びこの家	(NPO)なごみの会	上田市手塚 1025-1	0268-38-8388
スタジオライト	(NPO)リベルテ	上田市中央西 1-9-5	0268-75-7883
ピア・ちくま	(医)友愛会	上田市住吉 167-1	0268-25-2000
和裁舎	(株)和楽座	上田市小牧 1206-4	0268-26-8833

施設名	設置主体	所在地	電話番号
クロスロードあおき	(福)しあわせ	小県郡青木村田沢 3238-4	0268-49-0604
< 55	(福)ちいさがた福祉会	東御市島川原 290-11	0268-67-1123
とんぼハウス	(福)まるこ福祉会	上田市生田 5071-1	0268-43-2567
きらり	(福)まるこ福祉会	上田市長瀬 2885-3	0268-71-6263
舞田館	(NPO) エリスン	上田市舞田 232	0268-39-8666
障害者就労継続支援センター わっこ倉升	(NPO) わっこ自立福祉会	上田市上田原 1503	0268-26-3220
就労支援センター カレブ	(NPO) カナン	上田市下之郷乙 287-3	0268-75-8740
ワークハウス塩嵜苑	(NPO)気塾	上田市下室賀 783 (主) 上田市小牧 1301-2(従)	0268-37-2115
ほっとタイム常田	(NPO)信州元気塾	上田市常田 1 丁目 3-19(主) 上田市大屋 643(従)	0268-71-0445
塩田館	(NPO) エリスン	上田市八木沢 1454-33	0268-38-2779
ティア学院	(NPO) TEAR	上田市大屋83-7	0268-35-0431
多機能型事業所 オレンジ	(NPO) 想	上田市本郷787-3	0268-71-6468
多機能事業所 キミノタネ	(一社)ミチシルベ	上田市神畑997-3	0268-75-7824
PLUS2	(同) ぶらす	上田市中央 1 丁目 7-6 まるげんビル 2F	0268-71-5025
磨	(一社)長野ダルク	上田市蒼久保 1523-3	0268-36-1525
就労センター武石ふれあい	(福)樅の木福祉会	上田市下武石 1255-1	0268-75-5682
多機能型事業所ワンズ アルファ&ステップ	ワンズ(株)	上田市国分 1-3-72	0268-71-7034
ワークえみあす	(NPO)笑明日	東御市八重原 2418-12	0268-75-0377
就労支援センターサディーゴ	(一社)サディーゴ	上田市中之条 344-12 ハイツキャッチャーフライ 102,106,107 号室	0268-75-7254
上田ひもろ木園福祉就労舎	(福)りんどうの会	上田市保野 675	0268-38-0852
多機能型事業所ユニバーサル ワークセンターみまき	(福)みまき福祉会	東御市布下 6-1	0268-40-9023
ワンズブリッジ	ワンズ(株)	上田市国分 1-3-72	0268-71-6040
クロスロード上田	(福)しあわせ	上田市上田原 855	0268-71-7831
就労継続支援B型事業所条	(NPO) こはく	上田市浦野 26-4	0268-31-2612
山の子学園共同村	(福)樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-5123
ぽりっしゅ	(医)清泰会	上田市塩川 3058-3	0268-71-7341
KiU(キウ)	(福)みまき福祉会	東御市布下 35-4	0268-67-2988
ほたるの仕事場上田	(NPO) 上田福祉事業支援友の会	上田市前山 710-2	090-9938-7449

施設名	設置主体	所在地	電話番号
Calara	(株)プレシャス・パーソ	北佐久郡立科町大字茂田井字	0267-88-6698
Colors	ンズ	倉見城 1708	0207-00-0090
長和町福祉企業センター	長和町	長和町長久保 497	0268-68-2614

■就労定着支援

一般企業等への就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために 企業や自宅などへの訪問や来所により連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
就労定着支援事業所	D\7 (#1)		0268-71-6505
ワンズネクスト	ワンズ(株) 	上田市常田 2-35-6	0208-71-0000

■自立生活援助

ひとり暮らしなど地域での独立生活をはじめた障がい者に対して、生活上の困りごとの相談を聞いて、自分で解決できるように援助を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
(NPO)上小地域障害者自	(NPO)上小地域障害者自	上田市中央 3-5-1	0268-28-5522
立生活支援センター	立生活支援センター	ふれあい福祉センター2F	0200-20-3322

■共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や、相談・日常生活上の援助を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
友愛会地域生活支援部	(医) 友愛会	上田市住吉 167-1	0268-25-2000
グループホーム ひまわり	(医) 清泰会	上田市長瀬 2908-3	0268-36-1338
上田明照会グループホーム	(福) 上田明照会	上田市中央北 2-4-6	0268-27-6633
岩井屋荘	(NPO) 普通の暮らし研 究所 岩井屋館	東御市田中 37-3	0268-64-1439
絆ホーム	(NPO) 仁の会	上田市西内 7-1	0268-44-2712
かりがね共同生活サポートセ ンター	 (福) かりがね福祉会 	上田市真田町本原 531-1	0268-72-2434
さんらいずホール・らくどう	(福) ちいさがた福祉会	東御市常田 889-1	0268-63-1220
共同生活援助・介護事業所 ホームとんぼ	(福) まるこ福祉会	上田市中丸子 886-1	0268-42-7024
上田悠生寮共同生活事業部	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形字東山 1834-4	0268-38-1231

施設名	設置主体	所在地	電話番号
第二上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 422-4	0268-38-7169
色えんぴつ	(福) 樅の木福祉会	上田市下武石 1255-1	0268-75-5682
エリスンエステート	(NPO) エリスン	上田市上田原 785-6	0268-27-6160
グループホーム ひだまり	(NPO) なごみの会	上田市八木沢久保田 15-1	0268-39-1265
アミティエ	(NPO) 港ーみなとー	上田市上田原 849-16	0268-25-2400
重症心身障害者ケアホーム いちごの家	(NPO) シャイン	上田市諏訪形 1470-4	0268-27-2796
グループホーム本郷	(NPO)わっこ自立福祉会	上田市本郷 1338-1	0268-39-0255
カントリーロード	(福) しあわせ	上田市上田原 855 陽光ビ ル 202	0268-71-5575
グループホームリカバリー	(同)リカバリーアシスト	東御市滋野乙 2934-3	0268-75-8072
グループホーム リカバリー田町	(同)リカバリーアシスト	小諸市田町 2-3-22	0268-75-8072
グループホーム竹の子	(医)慈善会	上田市中央 4-14-14	0268-22-2580
グループホーム Fu-U	(NPO) 想	上田市本郷 787-1	0268-75-8841
グループホームこころ	(同)こころ	上田市上田 13-2	0268-55-7452
CommunityLife 「IRODORI」	(株)和楽座	上田市小牧 1206-4	0268-26-8833
ライフベース	(一社) ホーミー	上田市中央 3-8-21	080-3317-8639
グループホームワンズ	ワンズ(株)	上田市踏入 2-18-1	0268-71-7034
上田第一グループホーム住吉	(株)上田第一ホテル	上田市住吉 595-5	0268-71-0940
わおんハウス	(株)エイトルーツ	上田市小牧 669-1	080-9642-2822
ケイシ゛ソピ アホーム中込	社会医療法人恵仁会	佐久市中込 3-2-13	0267-63-1534
グループホームよとまり	(福) 樅の木福祉会	長和町大門 110-2	0268-68-3360
グループホームおちあい	(福) 樅の木福祉会	長和町大門 110-2	0268-68-2893

■計画相談支援

障がい福祉サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直 し(モニタリング)を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
特定相談支援事業所ひもろ木	(福) りんどうの会	上田市保野 566	0268-38-7169
相談支援事業所 カナン	(NPO) カナン	上田市中央 1-8-8 鷹匠町 2000 ビル2階	0268-75-6330
相談支援センターほっと	(福) 上田明照会	上田市中央北 2-7-3	0268-26-7866
しいのみ療護園 相談支援部	(福) 上田しいのみ会	上田市下室賀 2826	0268-31-0001

施設名	設置主体	所在地	電話番号
清泰会相談支援事業所	(医) 清泰会	上田市塩川 3057-1	0268-35-0305
あとらす	(NPO) あとらす	上田市中央 3-6-1	0268-71-5153
上田悠生寮	(福) りんどう会信濃会	上田市諏訪形 1834 - 4	0268-23-3838
つつじ	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 7166-8	0268-75-5431
相談支援事業所 椎の実	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 803-2	0268-23-4188
特定相談支援事業所 アネモス	(福) カルディア会	上田市蒼久保 558	080-8497-3378
(NPO) シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796
相談支援事業所ふくふく	(NPO) 想	上田市本郷 589-2	0268-39-7771
指定特定相談支援事業所 とんぼハウス	(福) まるこ福祉会	上田市生田 5071-1	0268-43-2567
(NPO)上小地域障害者自立 生活支援センター	(NPO)上小地域障害者自 立生活支援センター	上田市中央 3-5-1	0268-28-5522
相談支援事業所 やすらぎ	(医) 友愛会	上田市住吉 167-1	0268-25-2000
ぴあさぽーと わっこ	(NPO) わっこ自立福祉会	上田市保野 830-1	0268-39-4568
慈善会相談支援事業所	(医) 慈善会	上田市中央西 1-1-20	0268-22-2580
相談支援事業所 せせらぎ	(NPO) なごみの会	上田市本郷 557-16	0268-39-3237
指定特定相談支援事業所 みさやま	長野県 JA 厚生連	上田市鹿教湯温泉 1308	0268-75-4183
東御障がい者相談センター さくら	(福) ちいさがた福祉会	東御市田中 185-1	0268-75-0603
岩井屋障害者相談支援室	(NPO) 普通の暮らし研究所	東御市田中 37-3	0268-64-1439
リカバリー相談支援事業所	(同)リカバリーアシスト	東御市田中 221-3	0268-75-0872
相談支援センター ひまわりの丘	(NPO) ひまわりの丘	 東御市布下 617-1 	0268-71-548
相談支援事業所 とらいあんぐる	(福) 樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-75-5682
相談支援事業所 あおき	(福) しあわせ	青木村田沢立石 3238-4	0268-49-0604
相談支援センター みまき	(福) みまき福祉会	東御市布下 37	0268-61-6000
相談支援事業 花もも	(福) 依田窪福祉会	上田市下武石 776-1	0268-85-2047
和裁舎	(株) 和楽座	上田市小牧 1206-4	0268-26-8833
笑明日相談支援室	(NPO) 笑明日	東御市八重原 2418-12	0268-71-0630
サポートセンター恵リン	(NPO)気塾	上田市下室賀 783	0268-37-2115
相談支援事業所 ワンズ	ワンズ(株)	上田市国分 1-3-72	0268-71-7034

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ライフサポートひといき相談 支援室	(一社) ひといき	東御市下之城 748	0268-71-0875
ヒューマンネットながの相談 センター上田	(NPO)ヒューマンネット ながの	東御市下之城 748	0268-71-0875
相談支援事業所Go!	(NPO)ワーカーズコープ	上田市常盤城 5-3-35	0268-75-5017
ムネマル相談支援センター	(同)地域生活支援ムネマ	上田市上田 1928-	
ムイマル他談文技ピンター	ル	サニーハイツ 203	
ケイジンピアサポートセンタ ー中込	(社医)恵仁会	佐久市中込 3-15-8	0267-64-1602
千曲園	(福)横浜社会福祉協会	南佐久郡佐久穂町大字高野町 1623-6	0267-86-4555
指定特定相談支援事業所精明 学園	(福)愛泉会	茅野市金沢 4509	0266-72-6212
クロエ相談支援室	(合) ビジョンパートナー	上田市生田 3088-4	080-5142-4905

■地域定着支援

障がい者入所施設や精神病院からの退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行います。

■地域移行支援

障がい者支援施設等及び精神科病院に入所、入院している障がい者に対して、住居の確保や障害福祉 サービスの体験利用・体験宿 泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
(NPO)上小地域障害者自	(NPO) 上小地域障害者自		0000 00 5500
立生活支援センター	立生活支援センター	上田市中央 3-5-1 	0268-28-5522
つつじ	(福)かりがね福祉会	上田市真田町長7166-8	0268-75-5431
地域活動支援センター	(医)友愛会	上田市住吉 167-1	0268-25-2000
やすらぎ	(区) 汉复云		0206-25-2000
相談支援事業所 椎の実	(NPO)上田しいのみ会	上田市中之条 803-2	0268-23-4188
ピアサポート わっこ	(NPO)わっこ自立福祉会	上田市保野 830-1	0268-39-4568
リカバリー相談支援事業所	(同)リカバリーアシスト	東御市田中 221-3	0268-75-8072
相談支援事業所	(短) 拗の大短から	Einmit the OOOO	0000 74 5400
とらいあんぐる	(福)樅の木福祉会 	長和町古町 2803	0268-71-5123
障がい者相談支援事業所	(NDO) 7+1	上田市中央 1-8-8	0269 75 6220
カナン	(NPO)カナン	鷹匠町 2000 ビル2階	0268-75-6330
相談支援事業所 Bell	(株) ウォームブランケッ ト	上田市中央 2-8-10	0268-71-6034

施設名	設置主体	所在地	電話番号
	ムネマル相談支援センター (同)地域生活支援ムネマル	上田市上田 1928-5	0268-75-0937
ムイマル伯談文法とフター		サニーハイツ 203 号	0208-75-0937
相談支援事業所	(石) # a + 石 + A	長和町古町 2803	0268-71-5123
とらいあんぐる	(福)樅の木福祉会		0206-71-5125
相談支援事業所ドリーム	(福)りんどう信濃会	上田市諏訪形 1834-4	0268-23-3838
※地域定着支援のみ		上田中越初ル 1834-4	0200-23-3838

■児童発達支援センター

専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
上田いずみ園	(福) カルディア会	上田市蒼久保 558	0268-35-0339
蓮の音こども園	(福) 上田明照会	上田市中央 5-9-29	0268-25-3334

■児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
上田市つむぎの家	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 802-2	0268-21-8800
岩井屋こども館	(NPO) 普通の暮らし研究所	東御市御牧原 1402-1	0268-64-1439
療育的な運動支援・安全な預	YKDM(株)	 上田市国分 1890	0268-55-7106
かりこどもプラス		工品作画为 1000	0200 00 7100
就労支援型放課後デイサービ	就労支援型放課後デイサー	 上田市古安曽 1057-1	0268-75-6601
スこどもプラス 塩田	ビス(株)		0208 73 0001
たんとキッズあおき	(NPO) たんと	青木村田沢 3075-1	0268-75-6789
ライオンハート			
遊びリテーション児童デイ上	(株) STAY	上田市諏訪形 1099-17	0268-71-6552
⊞			
学習サポート scrumPLUS	(株)Somm-Somm	上田市中之条 10	0268-71-6528
上田中之条校	(tw) Sommesomith	利幸第二ビル 201	0200-71-0028
ごきげんスペースうえだ	(NPO) こすもけあ福祉会	上田市小牧 1162-18	0268-75-5376
多機能型事業所わくわく	(福)樅の木福祉会	長和町長久保 455	0268-75-2831

■居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
上田いずみ園	(福) カルディア会	上田市蒼久保 558	0268-35-0339

■放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を 継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
アオ	(NPO) カルディア会	上田市蒼久保 500-3	0268-75-5378
上田市つむぎの家	(NPO) 上田しいのみ会	上田市中之条 802-2	0268-21-8800
あとらす	(NPO) あとらす	上田市中央 3-6-1	0268-71-5153
岩井屋こども館	(NPO) 普通の暮らし研究所	東御市御牧原 1402-1	0268-64-1439
療育的な運動支援・安全な預 かりこどもプラス	YKDM(株)	上田市国分 1890	0268-55-7106
就労支援型放課後デイサービスこどもプラス 塩田	就労支援型放課後デイサービス(株)	上田市古安曽 1057-1	0268-75-6601
(NPO) シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796
放課後等デイサービス事業所 ミライエ	(NPO) かりがね福祉会	上田市真田町長 7166-8	0268-72-3431
放課後等デイサービスGO!	(労協)ワーカーズコープ・ センター事業団	上田市常磐城 5-3-35	0268-75-5150
放課後等デイサービス JUMP	(労協)ワーカーズコープ・ センター事業団	上田市常磐城 5-3-36	0268-75-5017
きっず えみあす	(NPO)笑明日	東御市八重原 2418-12	0268-71-0630
就業準備型放課後等デイサー ビス チャンス!!上田校	(NPO)しあわせ	上田市上田原 855 陽光ビル 202	0268-71-7831
たんとキッズあおき	(NPO) たんと	青木村田沢 3075-1	0268-75-6789
放課後等デイサービス ワンズ J	ワンズ(株)	東御市鞍掛 68-15	0268-75-0377
ライオンハート 遊びリテーション 児童デイ上田	(株) STAY	上田市諏訪形 1099-17	0268-71-6552
MIRAI	未来プロジェクト(株)	上田市上田原 800-5	080-9535-4001

施設名	設置主体	所在地	電話番号	
学習サポート scrumPLUS	(株)Somm-Somm	上田市中之条 101	0268-71-6528	
上田中之条校	(株) Somm-Somm	利幸第二ビル 201	0206-71-0026	
放課後等デイサービス	ワンズ(株)	東御市鞍掛 69-8	0000 75 0077	
ワンズ J2		光脚巾牧科 09—0	0268-75-0377	
ごきげんスペースうえだ	(NPO) こすもけあ福祉会	上田市小牧 1162-18	0268-75-5376	
夢を叶える就労トレーニング	総合療育センター	上田市下之郷 148-3	0268-75-5047	
下之郷	まつもと(株)	工田111111111111111111111111111111111111	0206-75-5047	
放課後等デイサービスあゆみ	(株)ハケタ	上田市上丸子 968	0268-75-7863	
多機能型事業所わくわく	(NPO)樅の木福祉会	長和町長久保 455	0268-75-2831	

■保育所等訪問支援

障がい児通所支援の一種で、通っている園や学校などに専門職員が訪問して支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号	
上田いずみ園	(福) カルディア会	上田市蒼久保 558	0268-35-0339	
蓮の音こども園	(福) 上田明照会	上田市中央 5-9-29	0268-25-3334	
たんとキッズあおき	(NPO) たんと	青木村田沢 3075-1	0268-75-6789	
MIRAI	未来プロジェクト(株)	上田市上田原 800-5	080-9535-4001	
夢を叶える就労トレーニング	総合療育センターまつもと	 上田市下之郷 148-3	0268-75-5047	
下之郷	(株)	上田111 下之郷 146-3	0200-75-5047	
多機能型事業所わくわく	(NPO)樅の木福祉会	長和町長久保 455	0268-75-2831	

■障害児相談支援

障がい児支援サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見 直し(モニタリング)を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号	
相談支援センターほっと	(福) 上田明照会	上田市中央 5-9-29	0268-26-7866	
あとらす	(NPO) あとらす	上田市中央 3-6-1	0268-71-5153	
つつじ	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長7166-8	0268-72-4406	
相談支援事業所 椎の実	(福) 上田しいのみ会	上田市中之条 803-2	0268-23-4188	
特定相談支援事業所アネモス	(福) カルディア会	上田市蒼久保 558	080-8497-3378	
(NPO) シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502	0268-27-2796	
相談支援事業所ふくふく	(NPO) 想	上田市本郷 589-2	0268-39-7771	
(NPO)上小地域障害者	(NPO)上小地域障害者自	上田市中央 3-5-1	0268-28-5522	
自立生活支援センター	立生活支援センター		0206-26-0022	

施設名	設置主体	所在地	電話番号	
療育的な運動支援・安全な預 かり こどもプラス	こどもプラス(株)	上田市国分 1890	0268-55-7106	
岩井屋障害者相談支援室	(NPO) 普通の暮らし研究所	東御市田中 37-3	0268-64-1439	
相談支援センターひまわりの丘	(NPO) ひまわりの丘	東御市布下 617-1	0268-71-5481	
相談支援事業所 とらいあんぐる	(福) 樅の木福祉会	長和町古町 2803	0268-71-0093	
相談支援事業所あおき	(福) しあわせ	青木村田沢立石 3238-4	0268-49-0604	
相談支援事業所 Go!	(NPO) ワ-カ-ズコ-プ	上田市常盤城2丁目7-28	0268-71-0090	
相談支援事業所	(NPO) 笑明日	東御市八重原 2418-12	0268-71-0630	
ライフサポート ひといき相談支援室	(一社) ひといき	東御市下之城 748	0268-71-0875	
相談支援事業所 ワンズ	ワンズ(株)	上田市国分 1-3-72	0268-71-7034	
北アルプスの風 上田相談支援事業所	(福)北アルプスの風	長野県上田市吉田 305-9	090-5317-5256	
ヒューマンネットながの 児童相談センター上田	(NPO)ヒューマンネット ながの	上田市材木町 1-9-15	0268-29-0677	
相談支援事業所あゆみ	(株)ハケタ	上田市中丸子 968	0268-75-7864	
ごきげんスペース	(NPO) こすもけあ福祉会	上田市小牧 1162-18	0268-75-5376	
MIRAI	未来プロジェクト(株) MiRAi		0268-71-5637	
相談支援センターみまき	(福)みまき福祉会	東御市布下 6-1	090-1448-8335	
クロエ相談支援室	(合) ビジョンパートナー	上田市生田 3088-4	080-5142-4905	

■移動支援

障がい児(者)であって、外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

施設名	設置主体	所在地	電話番号	
多機能型事業所わくわく	(福)樅の木福祉会	長和町長久保 455	0268-75-2831	
シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502 番地	0268-7-2796	
ケイシ゛ソピアホーム中込	社会医療法人恵仁会	佐久市中込 3-2-13	0267-63-1534	

■日中一時支援

障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
多機能型事業所わくわく	(福)樅の木福祉会	長和町長久保 455	0268-75-2831

■地域活動支援センター

障がいのある人等が通う創作的活動及び生産活動の場、社会との交流促進の場を提供し、地域生活支援の促進を図ります。この事業は、基礎的事業と機能強化事業とに分かれます。

施設名	設置主体	所在地	電話番号
++ >	(NDO) ++>	上田市中央 1-8-8	0268-75-6331
カナン	(NPO)カナン	鷹匠町 2000 ビル 2F	
やすらぎ (医) 友愛会 千曲荘病院		上田市住吉 167-1	0268-25-2000
東御市障がい者相談セン	ナハナがた短かる	市御寺田内 105 0	0000 75 0000
ター さくら	ちいさがた福祉会	東御市田中 185-2	0268-75-0603

長和町障害者計画等策定委員会要綱

平成17年10月1日

告示第23号

改正 平成20年12月24日告示第23号

平成26年9月26日告示第18号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき、長和町における障害者のための施策に関する基本的な計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、長和町における障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の幅広い意見を反映させるため、長和町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。(組織)

- 第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者等のうちから町長が委嘱する。

(委員の仟期)

第3条 委員の任期は、第1条の計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。 附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則(平成26年9月26日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

長和町障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略•順不同)

所属機関・団体名	氏 名	備 考
議会社会文教常任委員会委員長	田福光規	委員長
社会福祉協議会会長	尾美 徳子	
民生児童委員協議会会長	児玉 隆一	副委員長
身体障がい者福祉協会会長	柳澤 敏博	
手をつなぐ育成会会長	羽田 二三恵	
精神障がい者家族会会長	羽田勝典	
教育委員会公民館長	龍野 賢一	
上小圏域障害者総合支援センター所長	橋 詰 正	
社会福祉法人樅の木福祉会 長野支部 統括施設長	村田伸造	
社会福祉法人樅の木福祉会 相談支援事業所とらいあんぐる事業長	向井 名都子	
福祉企業センター所長	佐々木 誉	

計画策定のスケジュール

	В	ঠি	委員会等開催状況
令和	5年	4月21日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第1回運営委員会開催
令和	5年	5月18日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第2回運営委員会開催
令和	5年	6月23日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第3回運営委員会(計画担当者会議) 開催
令和	5年	8月 3日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第4回運営委員会(計画担当者会議)開催
令和	5年	9月19日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第5回運営委員会(計画担当者会議)開催
令和	5年1	0月 4日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第6回運営委員会(計画担当者会議) 開催
令和	5年1	1月 8日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第7回運営委員会(計画担当者会議)開催
令和 令和	- •	1月14日から 1月30日まで	福祉に関するアンケート調査実施
令和	5年1	2月20日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第8回運営委員会(計画担当者会議)開催
令和	6年	1月24日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第9回運営委員会開催
令和	6年	1月25日	第1回長和町障がい者計画等策定委員会開催
令和 令和	•	2月 1日から 2月29日まで	長和町障がい者基本計画(第3次)(案) 第7期長和町障がい福祉計画・第3期長和町障がい児福祉 計画(案)に対する意見を募集(パブリックコメント)
令和	6年	2月16日	上小圏域障がい者自立支援協議会 令和5年度 第10回運営委員会開催
令和	6年	3月14日	第2回長和町障がい者計画等策定委員会開催
令和	6年	3月25日	上小圏域障がい者自立支援協議会本会開催
令和	6年	3月31日	第3次長和町障がい者基本計画並びに、第7期長和町障がい福祉計画及び、第3期長和町障がい児福祉計画策定